Lecture on Copyright Law

著 作 権 法 講 座
Q & A

第5版

作花　文雄　著
© 2024 Fumio SAKKA
All rights reserved

Copyright Law

一般財団法人 放送大学教育振興会

2024 年 7 月 作成
2026 年 10 月 第 5 版

目　　次

まえがき …… 3

第1章　著作権制度の概要

１．著作権法の保護対象 …… 4
２．著作者 …… 11
３．著作者の権利の内容 …… 13
４．保護期間 …… 20
５．著作権の制限規定 …… 21
６．著作隣接権 …… 22
７．出版権 …… 24
８．著作権の侵害と責任 …… 24

第2章　日常生活と著作権

１．私的使用のための複製 …… 25
２．日常生活における音楽の利用 …… 27
３．キャラクターの利用 …… 29
４．肖像等の利用 …… 33
５．プログラムの利用 …… 35
６．コンクールへの応募 …… 35

第3章 インターネットの利用と著作権

１．SNS 等での情報の発信 …… 37
２．ネット上のコンテンツのダウンロード等 …… 40

第4章　メタバースにおける著作物の利用

１．メタバースを巡る著作権問題 …… 42
２．メタバースにおける著作物の利用と制限規定 …… 43
３．メタバースにおける創作活動と法的保護 …… 43
４．メタバースの利用と留意すべき指針 …… 44

第5章　生成AIと著作権

１．生成 AI による生成物の著作者 …… 46
２．米国法における生成AI成果物の著作者等を巡る動向 …… 48
３．生成 AI の開発・利用と著作権 …… 51
４．生成AIを巡る法的紛争の動向 …… 58
５．デジタルレプリカ等を巡る諸問題 …… 62

第6章　教育機関等における著作物の利用と著作権
１．授業目的の著作物の複製・公衆送信等 …… 69
２．授業における著作物の口述・上映・演奏等 …… 80
３．試験問題の作成と著作権 …… 81
４．音楽・映像の利用と著作権 …… 83
５．美術作品の利用と著作権 …… 84
６．プログラムの利用と著作権 …… 86
７．学校の管理運営と著作権 …… 86

第7章　研究活動等と著作権
１．研究活動等に伴う著作物の利用 …… 88
２．論文・報告書等の創作と著作者 …… 90

第8章　図書館・美術館等の施設での著作物の利用
１．図書館等における著作物の利用 …… 92
２．美術館等における美術作品等の利用 …… 96

第9章　障害者の学習機会等の確保と著作権 …… 98

まえがき

情報のデジタル化・ネットワーク化の進展への対応が提唱されるようになって以来、既に長い年月が経過いたしました。今日では、DX(デジタルトランスフォーメーション)への取組や、AI技術の開発・導入が社会の各分野の重要課題とされ、人材育成も盛んに提唱されています。

情報の活用能力や情報機器の活用技能を育成することなど、多方面の取組が求められていますが、情報の利用に関するモラルや基本的な法的素養を培うことも重要な課題の一つとされています。

放送大学では、21世紀初頭から講義科目として著作権法を設け、今日に至っています。毎学期に数百人の学生の科目登録がなされ、科目登録されることなく視聴された方々を含めると、相当数の方々にこの講義に参加いただいてきました。

放送大学の著作権法の講義では、放送大学教育振興会が編集・発行しているテキストを教材として利用していますが、これまでの経験に照らし、法律に詳しい学生の方々にとっては物足りなさを感じられ、他方、法律の学習に慣れていない学生の方々にとっては、抽象的な知的財産のルールを学習する必要もあり、不動産物権や契約、親族・相続、労働問題などのように、より具体的な事柄を扱う法律分野に比して、理解が難しい、分かったようで分からないと感じられる場合も少なくないような実態が見受けられます。

このような多様な学生の実態を踏まえ、放送大学の講義の副教材としての利用に供するため、より具体的な事柄に即して法律の制度を解説することを基本的方針として、この資料を作成いたしました。また、生成AIに係る著作権問題や、メタバースに係る著作権問題など、新しい課題にも対応していますので、専門家の方々にも御活用いただければ幸いです。

作花　文雄　（放送大学客員教授）

※　著者略歴　京都大学法学部を卒業後、旧文部省に入省。内閣法制局参事官、原子力損害賠償紛争解決センター次長、文化庁審議官・内閣審議官(知的財産戦略推進事務局次長)などを経て、令和元年6月から同7年6月まで放送大学教育振興会常務理事を務める。また、放送大学客員教授(平成14年4月～現在)及びコピライト編集委員長(平成10年10月～現在)を務める。「詳解 著作権法第6版」(ぎょうせい、 2022年12月)など著書・論文多数（詳細はresearch map参照)。



左記デザインは、放送大学教育振興会のロゴマークです。2021年3月に従来のマークを変更し、筆者が設計･企画し、蔦友印刷株式会社において制作したものです。時間や空間の制約から解き放たれた大学教育を振興をイメージしています。

第1章　著作権制度の概要

1．著作権法の保護対象

Q．著作権法で保護の対象となるものは何ですか。

著作権法では「**著作物**」の他に、「**著作隣接権制度**」により**実演やレコード、放送、有線放送**が保護対象とされています。

例えば、作詞家や作曲家という「著作者」が創作した音楽作品は「著作物」として保護されます。そして、その音楽作品を歌唱したり演奏したりする「実演家」や、その歌唱・演奏の音を音楽 CD の生産のために最初にマスターテープなどの媒体（原盤）に固定する「レコード製作者」、あるいはその歌唱・演奏をラジオやテレビで放送する「放送事業者」などは、「著作隣接権者」として保護されています。シンガーソングライターや、自ら振り付けを考え、実際に踊るダンサーなどは、著作者であり、実演家（著作隣接権者）でもあり得ます。

このほか、著作権者と出版者との間における設定契約に基づく**出版権制度**も設けられています（79 条～ 88 条）。

このように、著作物を創作する著作者を保護するとともに、著作物などを世の中に伝達し、人々にその文化的価値を享受できるようにする役割を果たす者のうち一定の者も、併せて保護されています。どのような者が「著作隣接権制度」により保護されるかということは、関係当事者の利益調整や経済活動への影響等が考慮され、政策的な判断によるところがありますので、国により様々です。

Q．著作権法で保護されるためには官庁への申請が必要ですか。

A．例えば特許権を取得するためには特許庁に申請して、その審査を経た上で登録を受ける必要があります。しかし、著作権の場合は、**著作物を創作した時点で、何等の手続きを要せず権利が発生し、法的保護の対象となります**。これを「**無方式主義**」と呼んでいます（17 条 2 項、89 条 5 項）。

著作権法を所管している文化庁でも登録事務を行っていますが、これは権利を取得するための制度ではなく、第一発行年月日等の権利保護に係る事柄の明確化や、著作権の譲渡等に係る権利関係の明確化を図るものです。文化庁のウェブサイトで「登録の手引き」が入手できます。

（1）著作物等

Q．「著作物」とはどのようなものですか。

A．「著作物」については、著作権法では「**思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの**をいう」と定義されおり（2 条 1 項）、代表的な著作物が例示的に規定されています（10 条）。

人の思想・感情を創作的に表現したものが著作物ですが、この表現の方法にはい

ろいろなものがあります。小説・論文などの言語の表現物や音楽、振り付け、絵画・彫刻などの美術の表現物、芸術性のある建築物、地図・図形、映画、写真、コンピュータ・プログラムなど、多様な表現物が含まれます。

● **創作性のある表現物**　著作物とは思想又は感情が「創作的」に表現されたものですから、表現されていても、創作性がないものは、著作権法の保護対象にはなりません。

ここで必要とされる創作性は、高度な独創性があることまでは求められておりません。その**作者なりの個性が作品の表現に反映されていれば足りる**と解されます。

なお、特許権などは、新規性や進歩性などの要件を充足する必要があり、権利の取得に当たり特許庁で厳格な審査を経る必要があります。著作物の場合には、権利の取得に官庁の登録は必要なく、作者が**他者の著作物を模倣することなく、独自に創作したものであれば、保護される著作物を創作することができます**。

Q．ありふれた表現は保護されないと聞きましたが、苦労して作成しても一切の保護がなされないのでしょうか。

A． ある作品を独自に作成したとしても、結果として出来たものが、**ありふれた表現である場合には、作者の個性が反映されておらず、創作性がないものとして、保護が否定されます**。どのようなものを「ありふれた」表現と評価するかということは、裁判例をみても難しい問題であり、法律の専門家でも意見が分かれることも少なくありません。

また、あるアイデアや事実などを表現する場合に、一つの定まった表現方法しかない場合、つまり**表現の選択肢がない場合、あるいは選択の幅が極めて狭い場合には、作者の個性が表現に反映され難く、その表現を保護することは、実際上アイデアや事実などを保護することにもつながりますので、そのような場合も著作物性は否定されます**。

なお、真にありふれた表現であれば、本来、他者の作品に依拠することなく、自ら同様の表現をすればよいはずです。それにもかかわらず、相当な程度において、他者の労力に意図的にタダ乗りする行為は、著作権侵害でないとしても不公正なものです。このような場合に、ありふれた表現として著作権法の保護対象とは認められない蓋然性が高くても、著作権侵害を理由として提訴することは、**裁判の結論の如何にかかわらず、そのような者の不公正さが社会的に認識され、糾弾されることを求めるもの**であり、あり得ることだと思われます。

Q．二次的著作物とは何でしょうか。

A． 二次的著作物も「著作物」のひとつですが、その作成形態の特有性に着目した概念です。

著作物を創作する場合、外国の小説を日本語に翻訳したり、小説を脚本化したり、学術書を全面改訂したりするなど、既存の著作物（原著作物）を基に、新たな創意工夫を加えて（別のものと評価される）著作物が創作される場合があり、このような著作物を二次的著作物といいます。

二次的著作物の態様には、**翻訳、編曲、変形及び翻案（脚色、映画化等）**があります（2条1項11号、11条）。

「変形」とは、絵画を彫刻にしたり、逆に彫刻を絵画にするなど次元を異にして表現することや、写真を基に絵画を作成することなど表現形式を変更することです。漫画のキャラクターの絵を元にぬいぐるみ等を作成することも、変形の一形態です。

「翻案」には、小説を元に脚本を作成すること、映画化することなどのほか、元の著作物に対しての様々な新たな創作性の付加行為が含まれます。文章を要約すること、難かしい小説を児童向きに書き換えること、プログラムの機能向上のためのバージョンアップなど、多様な翻案行為があります。

二次的著作物を創作する場合、原著作物の権利者の許諾が必要ですが、原著作物のアイデアや着想などを参考にしているだけである場合なのか（翻案権等は働かない）、原著作物の創作的な表現に依拠して創作している場合であるのか（翻案権等の侵害）、争われることも少なくありません。また、**二次的著作物を利用する場合、その原著作物の権利も同時に働きます**（28条）。原著作物の保護期間と二次的著作物の保護期間は、それぞれ別に計算されます。

Q．「翻案」とはどのような行為なのでしょうか。その範囲が漠然としていないでしょうか。

A． 条文では、脚色、映画化その他翻案とされており、特に「翻案」が定義されているわけではありません。

最高裁平成13年6月28日判決「江差追分・北の波濤に唄う」事件では「言語の著作物の翻案…とは、既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が**既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為**をいう」とされています。

実際のところ、「本質的な特徴を直接感得する」ものであるか否かの判断は、一つの規準により単純に結論が出るものでもありません。

Q．編集著作物とは何でしょうか。

A． 編集著作物も「著作物」のひとつですが、その作成形態の特有性に着目した概念です。

百科事典や新聞、雑誌のような編集物は、それを構成する個々の著作物とは別に「編集著作物」として保護されます（12条）。また、著作物ではない構成素材によるデータ集なども「編集著作物」として保護されます。試験問題が編集著作物と捉えられた事例もあります。

データベースも情報の集合物ですが、コンピュータ・システムにより瞬時に検索する機能を有する点で、従来の編集物と異なる特性があるところから、編集著作物とは別に「データベースの著作物」が規定されています（12条の2）。

全ての編集物やデータベースが著作物となるわけではなく、編集著作物の場合には、編集物を構成する個々の素材の「選択」や「配列」の創作性が問われます(12条 1 項)。データベースの著作物の場合には、個々の情報の「選択」や「体系的な構成」についての創作性が問われます(12 条の 2 第 1 項)。

これらの創作性についても、高度なものが特に求められているわけではありません。また、**「選択」や「配列」などの編集方法自体が保護対象となるのではなく、それらに基づく具体的な表現物が保護対象となります**。

裁判例のなかには、編集物の選択・配列そのものの保護が図られているかのような印象を受けるものがあるかもしれませんが、元の編集物の具体的な表現が複製又は翻案されている事案と捉えられます。

Q. 法律の条文や裁判例などは保護されているのでしょうか。

A. 創作的表現であっても、その性質上、国民の自由な利用を図るべきものは、著作権法の保護の対象外とされています(13 条)。

これには、**憲法その他の法令**、つまり法律や政令、省令、あるいは地方公共団体の条例や規則も含まれます。また、条約や外国の法令も含まれます。**告示、訓令、通達**なども保護されません。**裁判所の判決や決定、命令**などのほか、行政不服審査における処分庁又は上級庁の決定又は裁決、特許庁における特許無効審判などの各種審判なども保護されません。

国や地方公共団体が、これらのものを翻訳、編集しているものも保護対象にはなりませんが(データベースに係る例外があります。)、**出版社等により編集されている法令集や判決集などは、編集著作物として保護対象となります**。

行政機関が広く国民に知らせる目的で作成するものであっても、**白書や報告書などは通常の著作物と同様に保護対象となります**。その上で、白書や報告書などを一定の条件で自由な利用に供することは、国や自治体の政策判断によります。

(2) アイデア・着想、社会的・自然的な事実・事象

Q. アイデアや着想なども保護されるのでしょうか。

A. 思想又は感情が創作的に表現されたもの、つまり人間の精神的活動により生み出された創作性のある表現物が著作物になります。表現物が保護対象であり、言葉や記号、線、形、形状、色彩、音階などの表現手段によって客観的に認識されるように具現化されている必要があります。

表現物の元となるアイデアや着想、あるいは理論や学説などは、それ自体は著作物として保護されるわけではありません。ただし、アイデア(技術的思想)に特許権が付与されている場合には、無断でその特許権に係る発明を利用して製品を製造等すれば特許権の侵害に問われます。

あるアイデアを論文としてまとめた場合、その論文が創作的な表現物であれば著作物として保護され、無断で論文の全部又は一部を複製したり、公衆に送信したりすることは著作権侵害になりますが、その論文から得られるアイデアだけが

利用される場合には、著作権侵害とはなりません。

なお、下記のとおり、**アイデアや着想が著作権法の保護対象ではないということが、他者が全く好き勝手に利用しても問題にならないということではありません。**

Q. アイデアや着想を獲得するためには相当の精神的活動が必要とされるにもかかわらず、特許権等を取得しない限りは、他者が勝手に利用できるというのでは不公正であり、学術の進展等に反するのではないですか。

A. アイデアや着想そのものが著作権法の保護対象ではないことは、アイデアや着想を全く好き勝手に自由に利用してもよい旨を意味するものではありません。

他者が考え出したアイデアや着想を、いかにも自分が考えたかのようにして論文を公表したりすることは不公正な行為であり、**研究不正、学説の盗用**などとして、社会的な非難を浴びることになります。知的財産は知的財産法のほか、民法等の一般法、そして社会的規範という総体的な規律により保護されています。

著作権侵害にならなければ何をしても良いわけではなく、アイデア、着想なども含めて他者の精神的活動の成果である知的財産を尊重する必要があります。

法的問題を認識しているはずの大学教授や新聞記者などであっても、他者の論文や学説、記事を盗用して事件になることが頻繁に生じています。剽窃(ひょうせつ)という言葉が使われることもあります。

盗用や剽窃に係る事件では、著作権侵害に該当する場合もあれば、著作権侵害ではないとしても、他者のアイデアや着想等の不公正な利用の場合もあります。

Q. 実験や調査で得られたデータや社会的事実などは著作物として保護されますか。

A. データや自然的事象、社会的・歴史的事実など、表現物の素材となるもの自体は、そのような素材を獲得するために多大の時間や労力、資金を必要としたとしても、著作物として保護されるわけではありません。そのような素材に基づき、論文や歴史小説などとして創作的に表現されたものが著作権法の保護対象です。

表現の元となる素材にも様々なものがあり、既に当然のものとして人々に共有されているようなデータや事実などの場合はともかく、ある人が**相当の努力の末に獲得し又は知り得たデータや自然的事象、社会的・歴史的事実などを、あたかも自分が発見したかのように公表することは、不公正な行為として、社会的に大きな非難を浴びる**ことになります。

さらに、真の発見者が精神的な苦痛を受けたり、その社会的な名声が損なわれたりするような場合には、著作権侵害ではないとしても、損害賠償の対象になるなど法的問題になり得ます。

刊行に当たり、重要な素材となった事実に関して参照した資料について、参考文献として掲げられていなかったためにトラブルが生じた事件もあります。

Q. 囲碁や将棋の棋譜については、最近の裁判例では、法的な保護が認められたという報道もありますが、棋譜は著作物なのですか。

A. 棋譜とは、囲碁、将棋等の対局における棋士の指し手を記録したものであり、棋譜により、その対局の進行状況を把握することができます。様々な対局の棋譜を編集したものであればともかく、棋譜そのものについて、創作的な表現としての著作物性があるかということについては、必ずしも明確ではないのが現状です。

棋譜には、対局上の指し手に係る事実そのものが記録されており、また、対局の当事者の考え方そのものが表されているともいえ、その考え方を表現する上での選択肢は限られており、創作的な表現といえるかについては、難しい問題です。対局者による精神的活動の共同の成果であり、指し手をどのように選択し、局面を形成していくかということに、対局者の個性が反映されるという意味で創作的ではありますが、表現上の創作性というよりも、対局上の創作性ともいえます。また、仮に、棋譜が著作物であるとすれば、他者が既存の棋譜に沿って対局する場合に、指すこと自体を規制する権利は存在しないとしても、その対局の棋譜の作成において、元の棋譜の複製権や翻案権が及ぶ得るとすれば、現実的ではないことになります。

近年の棋譜に関わる裁判例も、必ずしも棋譜の著作物性を認めたというものではなく、棋譜情報について、一定の場合に、民法・不法行為法上の法律上保護される利益があるものとして、その無断利用が違法なものと判断されたものです。

「棋譜情報同時配信」事件は、ユーチューブを運営するグーグル等への情報削除申請に係る営業誹謗行為に関する訴訟において、棋譜情報の法的保護が論点となりました。同事件の一審原告 X(被控訴人)は、ユーチューブ等において、棋戦のいわゆる評価値(形勢判断)放送を配信し、収益を上げていた動画配信者であり、一審被告 Y(控訴人)は、日本将棋連盟から許諾を受けて、インターネット上で、囲碁、将棋の実況中継等の番組を有料で動画配信する等の事業を営む株式会社囲碁将棋チャンネルです。この事件は、X がユーチューブ等で配信した「本件動画」について、Y がグーグル等に対して利用規約に定められた方法で著作権侵害を理由に削除申請したことが、不競法 2 条 1 項 21 号の不正競争(営業誹謗行為)に当たると主張して、X が損害賠償等を請求した事案です。

大阪高裁令和7年1月30日判決では、「X のしていた本件動画の配信は、自らは一視聴者として Y の配信する棋戦を観戦しながら、そこで得たリアルタイムの棋譜情報をほぼ同時に将棋ファンに対して無料で提供するものであるが、将棋ファンにとっては、X が配信する動画を視聴すれば無料で棋戦のリアルタイムでの棋譜情報が得られるのであるから、対価を支払ってまでして Y から棋戦の配信を受けようとしなくなることが十分考えられ」ることなどから、「X による本件動画の配信は、対価を支払って Y から配信を受ける将棋ファンを減少させ」「Y に対して直接的に損害を生じさせるものであ」り、「このような行為が多数の動画配信者によって繰り返されるなら、Y の収益構造でもある日本将棋連盟がよって立つ上記ビジネスモデルの成立が阻害され、ひいては現状のような規模での棋戦を存続させていくことを危うくしかねない」「少なくとも Y が棋戦をリアルタイムで配信するまさにそのときになされた X による本件動画の配信は、自由競争の範囲を逸脱して Y の営業

上の利益を侵害するものとして違法性を有し、不法行為を構成する」とされています。

また、大阪高裁判決では、「棋譜が著作物ではないとする確定判例は未だないし、棋譜が著作物であるとする学説…が存在することは X も否定していない以上、本件削除申請当時、本件動画の配信が著作権侵害には該当しないことを Y が認識していたとは断定できない。また、本件削除申請において、著作権侵害を理由としたことが結果的に誤りであったとしても、ユーチューブ及びツイキャスを利用する上で X も拘束されるそれぞれの利用規約…によれば、投稿された動画に著作権侵害があった場合だけでなく、第三者に損害を及ぼし、あるいは財産権を侵害するのであれば、ユーチューブ及びツイキャスいずれであっても、当該動画は削除対象になるものとされていることからすると、本件動画の配信が不法行為であるとの裁判所の判断が示されたなら、これを理由に削除するという対応もあり得たと考えられるから、不法行為者である X との関係では、本件削除申請が不当であったとはいえない」とされています。

東京高裁令和8年3月13日判決「竜王戦」事件では、特に論拠は示されていませんが「**棋譜は著作物ではないため、著作権法による保護の対象となるものではない**ものの、棋士は、優れた棋譜を残し、対局に勝利するために、日夜研究に励んでおり、また、棋戦における対局により生まれた棋譜は、後世に引き継がれ、将棋の歴史を形作ることとなるため…棋譜は、知的財産としての性質を有し、財産的保護に値するものであると認められる」とされています。

（3）権利の相対性と依拠性

Q．模倣することなく結果的に既存の著作物と同様のものを創作した場合であっても、著作権の侵害行為になるのですか。

A． 複数の者がそれぞれ独自に同様の著作物を創作した場合、各人がその著作物の著作者となり、著作権を取得することになります。なお、特許権の場合には、複数の人々が偶然に同様の発明をしたとしても、一番先に特許庁に出願して特許査定を受けた者のみが特許権者となります。

他人が創作した**既存の著作物（創作的表現）に「依拠」して（既存の著作物に基づき、それをよりどころとして）、同様の表現物を作成し、利用した場合に著作権侵害が成立**します。

他人の著作物（創作的表現）に依拠することなく、結果として同様の表現物が作成されたとしても、権利侵害ではなく、それぞれが独自の著作物であり、各人が著作者となります。

このようなことを、**著作権の相対的な独占性**ということもあります。もっとも、創作性が希薄な著作物の場合はともかくとして、その表現に著作者の個性がある程度反映されている著作物の場合に、**模倣することなく偶然に同様のものを作成したことを証明することは容易ではありません**。

行為者の主観において模倣の意図がない場合であっても、当該行為者が元の著作

物にアクセスする機会があり、作成物が元の著作物に相当に類似しており、経験上偶然の一致とは捉え難い場合に、**客観的に依拠性が認定されることもあり得ます**。

既存の著作物の創作的表現への依拠性がある場合に侵害となり、単に既存の著作物のアイデアや着想などに依拠していたとしても、著作権侵害を構成しません。

ただし、**先行する著作物のアイデアや着想などを参考にしたことを明示しないことは、場合により不公正な行為として社会的な非難を受け、また、学術の分野などでは研究不正等の問題を惹起するおそれ**もあります。著作権侵害になるか否かにかかわず、先人の精神的活動の成果を尊重することは、公正な社会を実現する上で必要不可欠です。

2. 著作者

Q. 著作者とはどのような人たちですか。

A. 著作権法では、著作者とは、著作物を創作した者であると規定されています(2条1項2号)。**その個性に基づく創作的な表現物を創出した者が著作者となります**。小説家や画家、作詞・作曲家、写真家、プログラマーなどのように著作物を創作することを自分の職業にしている必要もありません。

著作物を実際に創作した人が「著作者」であり、**著作物の作成に当たり創作的な寄与をしたことが求められます**。

このような著作物を創作して欲しい旨を一般的・抽象的に依頼することや、著作物の作成に必要な素材の収集に協力すること、他者の創作活動のために情報や素材の収集・整理などを担当して補助的な業務に従事したことだけでは著作者にはなりません。また、創作的な寄与をしていない者は、たとえ創作に要する経費を全て負担したとしても、自らが著作者になることはできません。契約により著作権の譲渡を受けて「著作権者」になることはあり得ます。

著作物を公衆に提供・提示する際に著作者名が表示されている者は、著作者と法的に推定されますが(14条)、その者が実際にその著作物の創作をしていない場合には、結局のところ推定が覆りますので、氏名を表示をしたからといって著作者になれるわけではありません。

なお、生成AIによる生成物に関しては、第5章を参照してください。

Q. 著作者と著作権者はどのような関係にあるのでしょうか。

A. 著作物を創作した時点で、何らの手続きも要することなく、その創作者が「著作者」であり「著作権者」となります。

財産的性質の「著作権」は、有体物の所有権などと同様に譲渡することができ(61条)、また相続の対象ともなります。このような場合は、著作者と著作権者が異なることになります。

著作者の**「著作者人格権」は一身専属**であり、譲渡できません(59条)。したがって、著作権が譲渡されている場合に、改変などして著作物を利用するに当たっては、

著作権者の許諾とともに、著作者の同意を得る必要があります。
　著作者の死後も人格的利益を保護すべき旨が規定されています(60 条)。

Q． 共同著作者とはどのような人々ですか。

A． 一つの著作物を複数の人々が共同して創作する場合において、その**各人の寄与を分離して個別的に利用できないもの**を「共同著作物」といいます(2 条 1 項 12 号)。また、それらの各人が「共同著作者」になります。
　ただし、例えば、報告書を３人で分担して、それぞれ１章ずつ執筆した場合には、３人の各人の著作物がそれぞれ独立した著作物であり、その報告書は共同著作物ではなく、３つの著作物が集まって掲載されているものと捉えられます(いわゆる集合著作物)。
　「共同著作物」などに係る各人の権利行使については、特別のルールが定められていますので注意してください(64 条・65 条)。
　なお、定型的に多数の人が参加して創作される**映画の著作者及び著作権者については、特別の規定**が設けられています(16 条、29 条)。

Q． 職務著作(法人著作)とは何ですか。

A． 会社や官公庁その他の機関などで、報告書などが組織的に作成された場合には、一定の要件を満たす場合に、雇用主である会社などが著作者になる場合もあります。これを職務著作(法人著作)といいます(15 条)。この場合、実際の創作従事者は執筆分担者ではあっても、著作者ではなく、著作権法上の権利は有しません。
　法人等の雇用主が著作者になるには、次の要件を全て満たす必要があります。
　① **法人等の発意に基づく**ものであること：著作物の創作についての意思決定が直接又は間接に雇用主の判断によることが必要です。職員が自分で企画を出して上司の了承を得て作成する場合でも、法人等の発意に基づくものと解されます。
　② **法人等の業務に従事する者が職務上作成するもの**であること：その創作を部外の者に対して委託し、完全に任せる場合は該当しませんが、雇用関係の存在までは必ずしも要求されません。
　当該著作物の**創作に当たり具体的な指揮命令を受けていたか否か**ということが重視されます。勤務時間中に創作したか否かは決定的な要素ではありません。
　③ **法人等が自己の名義で公表するもの**であること：未公表のものでも、公表するとすれば法人等の名義が付されるべきものも該当します。プログラムの場合は、公表名義の要件は必要ありません。職務著作の実態がないにもかかわらず、単に法人等の名義を付しても職務著作(法人著作)が成立するわけではありません。
　④ **作成時の契約、勤務規則その他に別段の定めがない**こと：当事者間の契約等により、上記の要件を充たしている場合であっても、実際の創作従事者が著作者になり得ます。

Q． 著作者は自然人であることが原則であり、法人著作を認める日本の著作権法は異質だとの見解もあります。また、実際に創作した者の権利を法人等が収奪している制度

との見方もありますが、そのような見解は正しいのですか。

A. どのような主体を著作者として位置づけるかは、各国の立法政策によりますので、英国やフランス等の諸国と異なるからといって、日本の著作権法が異質だということにはなりません。その著作物について、**肯定的または否定的な社会的な評価を受ける主体としていずれの者を著作者と位置づけることがふさわしいかという観点**からみて、妥当な結論が得られる法制度がより好ましいといえます。

法人が著作者としてふさわしい主体として位置づけられる場合に、実際の創作従事者の正当な権利を収奪しているということにはなりません。その**創作従事者が著作物の創出に貢献したことについての評価・認定は、本来的に各法人等の内部における業務運営上の問題です**。

例えば、官庁においてある政策に係る報告書が作成された場合に、その報告書について社会的な評価や批判を受けるのにふさわしいのは、当該官庁であり、実際の創作に従事した個々の公務員ではないことは明らかです。

日本の著作権法では、前記のとおり、法人等の発意に基づき、従業者が職務上創作したものであっても、機械的に著作者が定まるのではなく、いずれの名義で公表するか、勤務規則等でどのように定めるかということを介して、**当事者の意思が反映される柔軟な仕組みが採られています**。

今後、生成 AI による生成物の権利帰属を検討する上でも、このような柔軟性のある法制度を有していることは、有益なものと考えられます。

3. 著作者の権利の内容

Q. 著作者にはどのような権利が認められていますか。

A. 著作権法では、大きく分けて、著作者の経済的な利益を守るための「**著作権**」と、著作者の人格的な利益を守るための「**著作者人格権**」の２つの種類の権利が著作者に認められています(17 条)。これらの２つを合わせて、まとめて著作権と総称することもありますが、厳密には法律上は区別されています。

これらの権利を取得するために、文化庁などの機関に申請する必要はありません。著作物を創作した時点で自動的に権利が発生します(無方式主義)。権利発生後に、誰かが無断でその著作物を複製等すれば、権利侵害になります。

「著作権」や「著作者人格権」は、その対象となる著作物の全ての利用に対して働く権利ではありません。**権利の内容は、著作者の経済的または人格的な利益に影響を及ぼし得る著作物の利用態様ごとに法律で定まっています**(下記参照)。

逆に、法律で規制されていない利用行為、例えば著作物を閲覧する行為や、公衆ではない相手に対して演奏する行為などは自由にできます。

（1）著作者人格権

Q．著作者人格権は、どのような行為に関係しているのですか。

A． 小説や音楽、絵画などの著作物は、その著作者の思想や感情を表現したものですから、著作物がどのように世の中で利用されるかということは、単に経済的な問題だけではなく、著作者の人格的な問題に関わるため、「著作者人格権」という権利が著作者に認められています。

一般的な人々のプライバシーや名誉などは、一般的な人格権により保護されており、人格権が侵害された場合には、民法により損害賠償請求などができます。また、刑事的には名誉毀損や侮辱罪に問い得る可能性もあります。著作者人格権は、著作物として具現化され、表現されている著作者の思想・感情に係る人格的な利益を特別に保護するものです。

著作者人格権は**「公表権」、「氏名表示権」、「同一性保持権」**という３つの権利により構成されています（18 条～ 20 条）。

① 公表権 著作物を公表するかしないか、公表するとすればどのような態様で公表するかということについて、著作者の同意を得ることを求める権利です。著作者の同意なしに、未公表の著作物を、勝手に印刷して配布したり、演奏したり、ホームページに掲載したりすると違法になります。例えば、日記や手紙も著作物ですが、他人が勝手に公表すると、著作者人格権の侵害となります。

例えば、授業活動において生徒の作成した著作物を口述（朗読）させたり、生徒から提出された絵画や書を教室に展示したりすることなども著作物の公表といえますが、黙示的にしろ生徒や保護者の同意があると法的に構成できる場合も少なくありません。しかし、**教育指導の過程において通常想定される範囲を超えて、未公表の著作物が不用意に公表されることのないよう、また、生徒のプライバシーが損なわれないよう留意する必要があります。**

② 氏名表示権 著作物に氏名を表示するかしないか、表示するとすれば著作者の本名を表示するか、それともペンネームを表示するかということについて、著作者の同意を得ることを求める権利です。

③ 同一性保持権 元の著作物を改変することについて、著作者の同意を得ることを求める権利です。より良いものに改善するつもりであったとしても、勝手に他人の著作物を改変すると違法になります。

教師であっても、生徒の著作物を自由に改変できるわけではありません。ただし、教育指導の過程で、**生徒の明示又は黙示の同意があると認められる場合に、文章や絵、書などを修正して模範を示すなどの改変行為は、正当な業務行為**と思われます。

Q．著作者人格権は著作権とどのような関係に立ちますか。

A． 著作者人格権は、著作権とは別に、独立して働きます。例えば、複製することの許諾を得ていても、表現を修正する同意を得ていない場合には、同一性保持権を侵害することになります。

近年では、原作者と脚本・番組製作者側との間での十分な理解が形成されないま

ま原作が改変利用され、トラブルになる事件も報道されていますが、著作権のみならず、著作者人格権への十分な配慮が求められます。

Q． 著作者人格権は一身専属のため、著作者の死後は保護されないのでしょうか。

A． 著作者人格権は一身専属の権利であり、著作者の存命中に認められている権利ですが、著作者の死後も「**著作者が存しているとしたならばその著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならない**」と定められています(60条)。

ただし、「その行為の性質及び程度、社会的事情の変動その他によりその行為が当該著作者の意を害しないと認められる場合は、この限りでない」とされていますので、古典的な著作物について現代語訳を行うことなどは、通常は許容されると考えられます。

（2） 著作権

Q． 著作権は著作物のどのような利用行為に働く権利なのですか。

A． 著作権は、著作物の全ての利用行為に対してではなく、著作権法で個別に定められている利用行為に対して働きます(21条～28条)。

次の表のとおり、いろいろな権利があり、「著作権」はこれらの個々の権利の「束」であり、これらの権利をまとめて「著作権」と呼んでいます。

著作物の有形的再製に係る権利	
複製権（21 条）	小説や論文を複写したり、音楽を録音したり、映画を録画したり、プログラムをコピーしたりするなど、著作物を有形的に再製することに関する権利です。
著作物の無形的再生・伝達に係る権利　（公衆に対する行為を規制）	
上演権・演奏権（22 条）	脚本に基づいて劇を上演したり、音楽を演奏したりすることに関する権利です。音楽 CD の再生も含まれます。
上映権（22 条の 2）	映画やビデオ、静止画像をスクリーンやディスプレイに上映することに関する権利です。
公衆送信権等（23 条）	有線・無線により放送したりインターネットなどでオンデマンド送信したりすること、それらを受信して公に伝達することに関する権利です。
口述権（24 条）	小説や詩などを読み上げることに関する権利です。
複製物等を介した著作物の利用に係る権利（公衆に対する行為を規制・一部例外あり）	
展示権（25 条）	絵や彫刻、未発行の写真を「原作品」により展覧会などで展示することに関する権利です。
頒布権（26 条）	映画の複製物（フィルムやディスク）を貸与又は譲渡することに関する権利です。
譲渡権（26 条の 2）	書籍、音楽 CD 等を譲渡することに関する権利です。
貸与権（26 条の 3）	書籍、音楽 CD 等を貸与することに関する権利です。
二次的著作物の創作・利用に係る権利	
翻訳権・翻案権等（27 条）	翻訳や編曲、キャラクターの絵を元にした立体物の制作、脚本の映画化など、既存の著作物に新たに創作性を加えて二次的著作物を創作することに関する権利です。
二次的著作物の利用に関する原著作者の権利（28 条）	二次的著作物の利用に当たり、二次的著作物の著作者の権利とともに、その原著作者の権利も同時に働きます。

Q． 複製権は著作物のどのような再製に働くのですか。

A． 法律上は、複製とは「印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により**有形的に再製すること**」と定義されています(2 条 1 項 15 号)。複製権の働く著作物の有形的再製に用いられる媒体は、紙や磁気ディスク、メモリーなど全て含み、その種類を問いません。書籍などをコピー機で紙に複写すること、音楽や映画などをネットからダウンロードしてパソコンのディスクやスマホのメモリーなどの記録媒体に保存することなど、全て複製権が関わる行為です。

複製には、手写し、印刷、録音・録画、複写、写真、磁気ディスク、メモリーへの記録など様々な態様があります。**多少の修正・増減を加えて再製する場合であっても、著作物として同一の範囲内と認識されるものは、この「複製」に含まれます。**

Q． 一時的な複製についても複製権は働くのでしょうか。

A． 再製の態様として記録媒体に永久的又は長期・継続的に固定されている必要はありません。氷の芸術として、漫画のキャラクターの絵を彫刻として再製すれば、やがて溶けるとしても、複製権が及び得る行為となります。砂で作った彫像なども同様です。

パソコンやサーバーなどにおいては、記憶媒体に著作物が一時的・過渡的に蓄積されることがありますが、瞬間的にデータに係る信号が物理的に存在するものはともかくとして、**ある程度の時間帯でその表現物が蓄積されるものは、基本的には「複製」に該当します。**

そして、ブラウザでのキャッシュなどのように、ネットで配信される著作物をパソコンで視聴する過程で、記録媒体に付随的に複製される場合などは、無用に権利が働かないよう制限規定で措置されています(47 条の 4 第 1 項 1 号など参照)。

Q． 自宅で歌ったり、演奏したりすることなどは、演奏権等の侵害に問われるのですか。

A． 上演権・演奏権や上映権、口述権などは、「公(おおやけ)」に対しての利用、つまり**「公衆」に対する直接的な利用について働く権利**です。

自宅において個人的に楽しむため、好きな曲を演奏又は歌唱することや、音楽 CD を再生すること、DVD を再生すること、小説や詩を朗読(口述)することは、公に対するものではありませんので、自由にできます。

なお、上映は当然のことですが、上演や演奏、口述の場合にも、生の歌唱等だけではなく、録音・録画されたものを「再生する」ことも含まれています。

Q． 著作権法でいう「公衆」は、日本語として分かりにくいのではないでしょうか。

A．「公衆」というのは、一般的には世の中の不特定の人々を指しますが、著作権法では、それに加えて、特定の人々でも多数に及ぶ場合には、なお「公衆」に含まれることとされています(2 条 5 項)。

どの程度の人数を多数と捉えるかは、個別のケースごとに検討していく必要があります。必ずしも数百名にも及ぶ人数であることは要しません。**学校の授業中に著作物が演奏や口述により利用される場合は、基本的には、公衆に対する利用と解さ**

れます(制限規定の 38 条 1 項により自由に利用できます)。

教師からみて生徒を「公衆」という概念で捉えることは違和感もあると思いますが、私的領域を超える、排他的権利により規制すべき利用行為を画するものとして「公衆」概念が用いられています。

Q. 上映権は映画の上映について働く権利ですか。

A. 映画などの動画だけでなく、文章や図表、絵画等の静止画像をスクリーンやディプレイに映写することも「上映」です(2 条 1 項 17 号)。上映権は著作物を「公に上映する」ことに働きます。

劇場におけるスクリーン上映のほか、授業や講演会等で OHP や PowerPoint などのソフトを利用して著作物を提示すること、美術館等の施設において来館者用のパソコンのディスプレイで所蔵作品の画像を提示することなども、この「上映」に該当します(38 条 1 項、47 条 2 項の規定により自由利用が認められています)。

なお、放送やインターネットで公衆送信されたものを受信しながら、公衆に提示する行為は、上映ではなく、23 条 2 項の「公衆伝達」に該当します。

Q. 公衆送信権や送信可能化などは、どのような関係にあるですか。

A. 「公衆送信」とは、「公衆」によって受信されることを目的として無線又は有線で送信すること(2 条 1 項 7 号の 2)です。ラジオ放送やテレビ放送、BS・CS、CATV、インターネットなど、無線又は有線のいずれであっても、また、**放送形態のものから双方向のオンデマンド形態のものまで、全ての送信行為が含まれます**。限られた特定人の間の通信は該当しません。

公衆送信のうち、インターネットのように公衆のリクエストに応じて自動的に著作物を送信することは、「自動公衆送信」とされています(2 条 1 項 9 号の 4))。自動公衆送信の場合に、実際に送信される前の「**送信可能化**」に係る行為(2 条 1 項第 9 号の 5)、つまりサーバーに著作物を蓄積するなどして**公衆送信され得る状態を作出する行為も、公衆送信権の内容に含まれる**こととされています。

なお、放送やインターネットで公衆送信されたものを受信しながら、著作物を公衆に提示する行為は、別途「公衆伝達」と捉えられています(23 条 2 項)。

Q. 書籍、音楽CD等には譲渡権・貸与権があり、映画のDVDには頒布権がありますから、これらのものを友人に譲ったり、貸したりすることは違法なのでしょうか。

A. 「譲渡権」や「貸与権」は、書籍や音楽 CD 等を**「公衆」に対して譲渡又は貸与する場合に働く権利です**。したがって、限られた親しい友人に譲渡や貸与をする場合は、公衆に対するものではなく、権利は働きません。

映画に係る「頒布権」は、公衆に対する譲渡または貸与だけではなく、**公衆に対しての映画の提示を目的としている場合には、譲渡や貸与の相手が非公衆でも働きます**。親しい友人への DVD の譲渡や貸与の場合は、公衆への提示目的はないのが通常でしょうから、「頒布権」も働きません。

また、権利の特性の観点からいえば、「譲渡権」は著作物(映画以外のもの)が複製

されている製品が一旦適法に譲渡された後は、その製品の爾後の譲渡(中古販売等)には及ばないこととされており(**「消尽」と呼ばれています**。26 条の 2 第 2 項)、公衆か非公衆かを問わず、そのような書籍や音楽 CD 等を適法に譲渡できます。

「頒布権」の場合は、劇場上映用のフィルムやディスク等に複製されている映画については、一旦適法に譲渡された後の譲渡にも働きますが、公衆への提示を目的としない一般市販用の DVD やゲームソフト製品に複製されている映画の公衆への譲渡(中古販売等)は、裁判例により書籍や音楽 CD 等と同様の扱いとなります。

Q. 権利者の許諾を得るには、どのようにすればいいのでしょうか。

A. 他者の著作物を利用するに際して、保護期間が満了しておらず、制限規定の適用がない場合には、権利者の許諾を得る必要があります。その分野の権利管理団体が設立されている場合には、当該団体に相談してみるのもいいと思います。著作権者やその所在が不明の場合に利用できる**裁定制度**というものもあります(67 条等)。文化庁のウェブサイトで「裁定の手引き」を入手してください。

著作物の種類に応じて多くの管理団体が存在していますが、CRIC(著作権情報センター)のウェブサイトの「著作権データベース」では、多くの著作権団体を一覧できるようにされています(https://www.cric.or.jp)。

(3) 侵害とみなされる行為

Q. 著作権と著作者人格権を侵害しないように気をつけていれば十分ですか。

A.「著作者人格権」と「著作権」の侵害ではないものの、当該行為を許容するとすれば権利者の利益が著しく損なわれる一定の行為について、権利を侵害する行為とみなされ、実質的に権利内容が拡充されています(113 条)。

侵害みなし規定で対象とされている行為は、民事上又は刑事上の責任が問われ得る行為ですので、十分に留意してください。多様な行為が 113 条で規定されており、権利侵害とみなされています。

例えば、リーチサイト等を利用したリンキング行為があります。リーチサイト(インターネット上にある違法コンテンツへのリンク情報を集約したウェブサイト)において、違法なコンテンツに対してリンキングする行為は、その行為者がそのコンテンツが著作権等の侵害物であることを知っていた場合などには、著作権等の侵害行為とみなされています(113 条 2 項～4 項)。

一般的には、ネット上でリンク設定を行うこと自体が直ちに違法となるわけではありません。しかし、リンキング行為のうち違法コンテンツの拡散を助長する悪質な場合について、明確に規制されています。

リーチサイトに関連する行為に限らず、他者の著作権侵害行為に関与したり、助長したりすることは、避ける必要があります。侵害みなし規定で明記されていない場合でも、場合によっては、法解釈により著作権侵害の一端を構成する違法行為と評価されることもあり得ます。

また、ビデオゲームなどは、機器・記録媒体に技術的な制限手段、いわゆるア

クセスコントロール技術を導入して、正規製品によってのみゲームソフトが起動できるようにして、権利者の利益を保護しています。このような**アクセスコントロールを回避する行為**は、研究・技術開発の目的上正当な範囲内で行われる場合その他著作権者等の利益を不当に害しない場合を除いて、著作権等を侵害する行為とみなされています(113 条 6 項)。

著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、その著作者人格権を侵害する行為とみなされます(113 条 11 項)。著作者は著作者人格権として公表権、氏名表示権及び同一性保持権を有していますが、それらに加えて人格的利益がより手厚く保護されています。例えば、芸術的な作品を、改変はしないものの、その**作成意図を世の中の人々が誤認するような方法で利用する行為**などが該当します。

上記のほか、いろいろな侵害みなし規定がありますので、興味のある方は専門書で調べてみてください。

4. 保護期間

Q. 著作権は永遠に保護されるのですか。

A. 例えば、所有している衣服や書籍、文房具、家電製品などについて考えてみると、その所有権には保護期間というものはありません。原則として、他人に譲渡しない限り、いつまでもその所有権が失われることもなく保持され、相続されていきます。

しかし、著作権や特許権などの知的財産権には保護期間が定められています。その保護期間内に限り特定の人に独占的な権利を認めた後、保護期間の経過後は、人々がその知的財産を自由に利用できるようにして(「パブリック・ドメイン」と呼ばれています。)、社会や産業の発展に資するものとされています。

なお、現行の著作権法が施行されたのは 1971(昭和 46)年 1 月 1 です。それより**前は旧著作権法が適用されており、保護期間も異なっていました**。旧い著作物を利用しようとする場合に、その保護期間が満了しているか否かは、より複雑な検討が必要になることを覚えておいてください。

また、**平和条約締結前の米国や英国、フランス等の連合国の著作物については 10 年間余りの戦時加算が適用されます**。必要に応じて専門書で調べて下さい。

なお、著作者人格権は、著作者が死亡すれば権利が消滅するこことされ(一身専属ですから相続されません。)、保護期間は定められていませんが、著作者の死後においても、著作者人格権の侵害となる行為は規制されています(60 条)。

Q. 著作権の保護期間は、具体的に何年間ですか。

A. 著作物の特性を応じて、下記のような保護期間となります。また、保護期間の計算は、死亡、公表、創作した年の翌年の 1 月 1 日から起算されます(57 条)。例えば、ある著作者が 2000 年 10 月に死亡した場合、その著作者の作品は、2001 年 1

月 1 日から起算して 70 年間、つまり 2070 年 12 月 31 日まで保護されます。

① 保護期間の原則　保護期間は、著作者が著作物を創作したときから始まります(51 条 1 項)。そして、原則的な保護期間の終期は、著作者の**死後 70 年**までです(51 条 2 項)。また、「共同著作物」の保護期間は、一番最後の存命者の死亡年を基準として、この 70 年の計算がなされます。

二次的著作物は原著作物とは別の独立した著作物であり、原著作物の保護期間が満了しても、その二次的著作物の保護期間は存在します。例えば、西洋の古典の原作の保護期間は満了していても、邦訳した著作物は、その訳者の死後 70 年間存続します。

② 無名・変名の著作物の保護期間　無名又は変名の著作物は、著作者の死亡時による保護期間の計算が困難であるため、**公表後 70 年**とされています(52 条)。ただし、長期間その著作物が未公表の場合もあり、保護期間の過度の長期化を避けるため、死後 70 年の経過を認定できるものは、認定された経過時点で保護期間が終了します。

③ 団体名義の著作物の保護期間　団体が著作の名義を有する著作物は、著作者の死後 70 年という計算方法になじまないため、「**公表後 70 年**」又は「創作後 70 年以内に公表されなかつたときは、その**創作後 70 年**」が保護期間とされています(53 条)。

④ 映画の著作物の保護期間　映画の著作物の著作者は、制作、監督、演出、撮影などにより映画の全体的な形成に創作的に寄与した者であり(16 条)、映画はこれらの者の共同著作物です(著作権は 29 条の規定により映画製作者に帰属)。原則的なルールでは共同著作者のうち最後の存命者の死亡年が基準となり、対外的に保護期間が不明確となることから、特別の規定により、「**公表後 70 年**」又は「創作後 70 年以内に公表されなかつたときは、その**創作後 70 年**」とされています(54 条 1 項。同条 2 項にも留意してください)。

5. 著作権の制限規定

Q. 著作物を利用する場合、必ず権利者の許諾を得る必要がありますか。

A. 著作権法では前記のとおり、複製権など様々な権利を定めていますが(21 条～ 28 条)、他方では、著作物の利用の性質や公益性などの観点から、**一定の場合の利用については、権利者の許諾を得る必要がないこととされています。これを「著作権の制限規定」と呼んでいます**(30 条～ 50 条)。なお、著作隣接権の権利の制限については、102 条で必要に応じて著作権の制限規定が準用されています。

どのような目的の利用が、どのような条件の下に許容されているのか、理解しておくことが大切です。

また、利用目的別に規定されている 30 条から 47 条の 5 までの制限規定のうち、「いずれの利用」もできると規定されているものは別として、当該制限規定による複製等の利用が可能な場合に、併せて翻案等による利用も許容される場合が 47 条

の 6 で定められています(例えば、私的使用目的の複製を行う場合に、同時に翻訳や翻案なども行うことなど)。

制限規定により作成された複製物を譲渡できる場合が 47 条の 7 で(当該制限規定の趣旨からみて当然のことが規定されています。)、出所明示すべき場合が 48 条で、目的外使用の規制が 49 条で規定されています。これらの諸規定も適宜参照してください。

一つの著作物の利用行為に対して、複数の制限規定が同時に関係する場合があり、いずれか一つの制限規定が適用されるのであれば、他の制限規定の要件は満たさない場合であっても、適法な利用を行うことができます。

Q. 著作権の制限規定の条文をみても難しくて分かりにくいのですが、相当の専門的知識がないと理解できないようになっているのでしょうか。

A. どのような法律の条文であっても解説書がないと分かりにくいところがありますが、著作権の制限規定が分かりにくいのは、読む側の専門知識の問題というよりもむしろ、**条文設計の分かりにくさに起因している**ことが少なくありません。

著作権の制限規定は、条文の文字数がとても多く、また、法律の専門家であっても、日本語として何を規定しているのかさっぱり分からないような条文も多数見受けられます。心が折れそうになるかもしれませんが、必要に応じて学習してください。

Q. 著作権の制限規定と著作者人格権との関係はどのようになりますか。

A. 30 条以下の制限規定は、財産的利益の保護を図る著作権を制限するものであり、著作者人格権は影響を受けないとされています(50 条)。

著作権と著作者人格権は異なる性質の権利ですので、著作権の制限規定がそのまま著作者人格権を制限することにならないことは当然のことですが、この 50 条の規定では、**制限規定と著作者人格権との関係について、どのように解釈運用を行うべきか何も示されておらず、条文の設計としては不明瞭**といえます。

制限規定の適用において翻案等した上で著作物を利用できる場合も多く、その場合に一律に同一性保持権の侵害になるとすれば、何のために制限規定があるのかという疑問が生じますので、合理的な範囲内で解釈の余地は認められるべきだと思われます。興味のある方は、専門書をご覧ください。

6. 著作隣接権

Q. 著作権法で保護されている著作隣接権者とは、どのような者ですか。

A. 著作権法では、著作者のほか、著作隣接権者が保護されており、「**実演家**」(2 条 1 項 4 号)、「**レコード製作者**」(同項 6 号)、「**放送事業者**」(同項 9 号)、「**有線放送事業者**」(同項 9 号の 3)が権利主体となっています。

なお、実際のところ、それなりのポピュラリティがないと権利関係が顕在化することはほとんど想定されませんが、著作者の場合と同様に、実演家やレコード製

作者はプロであることは前提とされていません。**法律上は、生徒等であっても歌唱等の実演をすれば実演家になりますし(2 条 1 項 4 号)、また、音盤に限らず何らかの媒体に音を最初に固定した者はレコード製作者になります(2 条 1 項 6 号)。**

保護対象物は、各権利主体に対応して、「実演」(同項 3 号)、「レコード」(同項 5 号)、「放送」(同項 8 号)、「有線放送」(同項 9 号の 2)です。これらの対象物に係る権利も無方式主義が採られており、

また、権利内容は、各権利主体ごとに規定されています(89 条～ 100 条の 5)。保護期間は 101 条で規定されています。また、権利制限については 102 条で規定されており、必要に応じて著作権の制限規定が準用されています。

Q. 著作隣接権者はどのような権利を保有していますか。

A. 実演家やレコード製作者、放送事業者、有線放送事業者も、実演家人格権、録音・録画権や複製権、送信可能化権、貸与権など、それぞれに種々の権利が法律で認められています(90 条の 2 ～ 100 条の 5)。

著作隣接権は、実演、放送等の行為が行われることにより生じる権利であり、また、実演などには、著作物の創作に準ずる創作性がみられるものも少なくありませんが、**著作物で求められる創作性は著作隣接権の保護に必要な要件ではありません。**

創作的表現が保護対象ではなく、実演そのものや放送、原盤に固定されたレコードの音それ自体が保護されています。

実演等ごとに著作隣接権が発生します。例えば、同じ楽曲を甲と乙の実演家が歌唱・演奏した場合、それぞれの実演について個別に著作隣接権が発生します。

Q. 著作権と著作隣接権との関係はどのようになっていますか。

A. 著作者の権利と著作隣接権者の権利は、同時に働く場面も少なくありませんが、それぞれが独立した権利です。

例えば、音楽 CD を無断でコピーして販売などしたら、著作者である作詞家・作曲家の権利を侵害することになり、同時に、歌ったり、演奏したりしている実演家の権利も侵害し、さらにレコード製作者の権利も侵害することになります(私的に楽しむための複製は例外的に許容されています。30 条 1 項・102 条 1 項)。

また、同様に、音楽 CD のレンタルについても、無断で行うと、音楽 CD に録音されている音楽の著作者である作詞家や作曲家などの権利を侵害するとともに、実演家やレコード製作者の権利も侵害することになります。

Q. 実演家の特徴を模倣した場合には著作隣接権の侵害になるのですか。

A. 著作隣接権者の権利の特性としては、例えば、**その実演家によりなされたその実演自体の利用を規制する権利が実演家に付与されています。**

甲の実演を模倣して乙が実演をしたとしても、それぞれが独自の実演であり、乙が甲の実演に係る著作隣接権を侵害したことにはなりません。

なお、甲が著作権者 C の許諾を得て実演(演奏、上演等)した著作物を、甲を模倣して乙が C に無許諾で実演すれば、乙は C の著作権を侵害することになります。

7．出版権

Q． 出版権という権利は、著作権とは異なるのでしょうか。

A． 著作権法では、著作物を創作した「著作者」に加え、排他的権利の主体として、「著作隣接権者」のほか、「出版権者」が規定されています（法 3 章:79 条～ 88 条）。

著作物が出版される場合、著作権者から独占的又は非独占的な利用許諾契約が締結される場合もあります。その場合には、その許諾を受けた者は、適法に当該著作物を利用できる債権的な法的地位を取得するに過ぎません。

しかし、出版者は、著作権者との契約により、準物権的権利（契約当事者間のみならず第三者にも主張できる対世的権利）として「出版権」の設定を受け（「設定出版権」と呼ばれることもあります）、より確かに自己の利益を確保することができます。

出版権制度では、紙媒体の出版のほか、CD-ROM 等の電磁媒体による出版やネットによる電子書籍の配信をも対象とされています。

日本書籍出版協会のウェブサイトなどで出版権に係る雛形が掲載されています（https://www.jbpa.or.jp/）。**雛形はあくまでも雛形ですので、契約の対象となる著作物の特性を踏まえて、契約書を作成する必要があります。**

Q． 出版権は国際的に条約で保護されるのでしょうか。

A． 出版権には国際的な条約もありませんので、出版権制度だけで国際的な対応を図ることは実効的ではありません。

著作者（著作権者）との協力関係を確立して、著作権をベースとして違法行為に対処する必要があります。

8． 著作権の侵害と責任

Q． 著作権等を侵害したときの責任はどのようなものですか。

A． 著作権や著作隣接権等を侵害した場合は、民事上の責任とともに刑事上の責任を負うことになります。

民事上の責任として代表的なものとして、損害賠償責任があります。無断で利用したものの価値が高い場合や、大量の著作物の侵害行為を行った場合には、賠償しなければならない損害額も、とても大きくなります。また、著作者の人格的な利益を傷つけた場合は、慰謝料に係る賠償責任も負わなければなりません。故意がある場合だけではなく、過失により侵害した場合も損害賠償責任を負います。また、故意や過失がなくても、著作権を侵害する利用の差止めや侵害物の廃棄などを請求されることもあります。

刑事上の責任としては、著作権を侵害した場合に、10 年以下の拘禁刑又は 1000 万円以下の罰金に処せられることになっています（119 条 1 項）。**故意がある場合に刑事責任に問われる**ことになります。悪質な行為をした場合には、大きな法律上の責任を負うことになることを忘れないでください。過失により他者の著作権を侵害した場合には、損害賠償責任などは負いますが、刑事責任は問われません。

第2章　日常生活と著作権

1. 私的使用のための複製

Q. 私的使用目的の複製は許容されているということですが、「私的」とは自分だけに限ってその複製物を使用するという意味ですか。

A. 著作権法では「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること」を「私的使用」と定義しています(30 条)。30 条により許容される複製は、例えば、個人的に楽しむ目的で、音楽放送を録音したり、テレビ番組を録画したりすること、レンタル店から借りてきた音楽 CD を録音すること、書籍を複写することなどです。

複製物を自分自身が使用する場合だけに限られているわけではなく、家族の人たちや、それに準ずるような**個人的に密接な関係のある限られた人たちの範囲内**で使用する場合も、私的使用と評価されます。

Q. 限られた人数の範囲内での使用目的であれば、私的使用目的の複製として許容されますか。

A. 個人的に又は家庭内やこれに準ずる限られた範囲内で使用することを目的とする場合には、著作物を複製できます(30 条)(翻訳、編曲、変形、翻案も可。47 条の 6 第 1 項 1 号)。

この「限られた範囲内」に該当するためには、使用者が限られた人数であれば必然的に該当するというものではなく、メンバー相互の間に強い個人的結合関係があることが必要です。親密な関係にある友人であれば該当し得るとしても、学校のクラス全員により使用するということであれば、「限られた範囲内」を超えることになります。

職場において所属する部や課の中で利用するケースは、ここでの「限られた範囲内」とは言えません。**複製物を使用する人的範囲が狭くても、事業目的で使用される場合には、本来的に「私的」使用とは言い難い**ものです。

職業上の利用や、あるいは非職業的なものであっても密接な人間関係の範囲を超える利用は、本条の適用外となります。

Q. 私生活における使用目的であれば、私的使用目的の複製として許容されますか。

A. 事業目的ではなく私生活上の使用目的であっても、人的範囲が家庭内に準ずるとは言い難い程度のものであれば、やはり私的使用とは捉えられません。

例えば、プライベートではあっても、多くの友人に複製物を渡すために著作物を複製することは、私的使用の範囲を超えているおそれがあります。それは「私生活」上の行為ですが、**「私生活」の範囲と、ここでの「私的」使用の範囲は異なります**。

なお、法律を厳格に適用するとすれば、「私的使用」の範囲から若干外れていて、

適法とは言い切れないものの、非営利目的の利用であり、また、権利者の利益を害するおそれも認められないような場合に、**実際に権利侵害として扱われるべきものか否か判然としないような「私的使用」に近接する著作物の利用行為も現実には存在します**。

Q. 私的使用目的の複製であっても許容されない場合がありますか。

A. 私的使用の目的であっても、複製が許容されない場合が 30 条 1 項の各号で規定されています。例えば、私的使用目的であっても、コピーガード等の技術的保護手段を回避して可能になった複製は、その事実を知りながら行う場合には、許容されません(30 条 1 項 2 号)。民事上の責任を負いますが、刑事罰は除外されています(119 条 1 項括弧書)。

また、インターネット上で違法に配信(自動公衆送信)される音楽や映画、漫画、書籍、論文、写真、絵画、コンピュータ・プログラムなどのコンテンツについて、その事実を知りながらデジタル方式の録音又は録画(ダウンロード)を行うことは、たとえ私的使用目的でも許容されていません(30 条 1 項 3 号・4 号)。民事責任のほか、刑事罰の対象にもなります(119 条 3 項)。

漫画の二次創作や軽微と認められる場合など、許容され得るいくつかの例外事項も設けられていますが、基本的には、私的使用目的であっても、違法コンテンツのダウンロードには法的問題を惹起しますので、注意する必要があります。

Q. 私的録音録画補償金制度とはどのようなものですか。

A. 私的使用目的ではあっても、デジタル方式の録音録画は、高品質であるため、音楽や映像に係る著作権者等の利益に看過できない影響が生じることとなり、欧州等の諸国の制度に倣い、私的使用目的の録音録画そのものは許容しつつ、別途、補償金を権利者に支払うというスキームが構築されています。これが、私的録音録画補償金制度です。

政令で定める機器・記録媒体による録音又は録画について、補償金(私的録音録画補償金)の支払いが義務付けられています。補償金を受ける権利を有する者は、著作権者(30 条 3 項)並びに実演家及びレコード製作者(102 条 1 項で 30 条 3 項を準用)です。

文化庁長官が指定する管理団体による集中的処理方式により、機器及び記録媒体の価格に上乗せされて補償金が徴収され、権利者に分配される仕組みが採られています(104 条の 2 第 1 項)。指定団体として「**私的録音録画補償金管理協会(sarah)**」が指定されています。制度の具体的な仕組みは、sarah のウェブサイトをご覧ください(http://www.sarah.or.jp/)。

Q. 映画館に行ってスクリーンで上映されている映画を私的使用目的でスマホで撮影する行為は、著作権法からみて問題ありますか。

A. 放映される映画を私的使用目的で録音録画する行為は許容されていますが、劇場で上映される映画の場合には、異なるルールが適用されます。

「**映画の盗撮の防止に関する法律**」により、映画館等の会場内における映画の

録音・録画については、**私的使用の目的であってもその複製行為は著作権侵害に問われます**。民事責任のほか、刑事責任も科せられますので注意してください。全ての映画がこの特例的規制の対象となるのではなく、国内で最初に上映されてから８か月以内の新作映画に限定されています。

なお、劇場で盗撮した映画に限らず、映画の全部又は一部を無断でネットに流通させると、著作権侵害として民事上及び刑事上の大きな責任を負います。個人であっても動画編集ソフトで容易に映画の編集ができる時代になっていますが、無断でネットにアップしたりすると、損害賠償額もかなり巨額になる可能性があります。

Q. デジタルカメラの高度な撮影機能を利用して容易に優れた写真を撮影できますが、このような写真も著作権法で保護されているのでしょうか。

A. 最近のデジタルカメラは、機能が高度化されており、素人であっても優れた写真を容易に作成できるようになっています。しかし、それでも被写体の選定や配置、ポーズ、写真の構図、背景など、いろいろと創意工夫して撮影者の創作性が反映されている場合が多いと考えられます。

街中で設置されている証明写真用の自動撮影機で真正面に向いた顔を単に撮影したものは、創作性があるのか疑問もありますが、例えば**プリクラでの撮影やスマホの自撮りなどでは、いろいろな創意工夫が認められる余地もある**と思われます。

2. 日常生活における音楽の利用

Q. カラオケ店に入って曲を歌唱することは、著作権法からみて問題ありますか。

A. カラオケについては、カラオケ装置の設置店で、お客さんが自分で好きな曲を選んで、再生される伴奏に合わせて、趣味で歌っているだけであり、歌唱によりお客さんが営業しているわけでもなく、著作権法は関係ないと思われるかもしれません。また、著作者には演奏権があるとしても、演奏権は公衆に対しての歌唱にしか働かないことから、私的なカラオケでの歌唱は、自宅で歌うのと同様に自由にできると思われるかもしれません。

実際に歌唱しているお客さんの行為だけに着目すると、私的な範囲での歌唱に過ぎないところがあるとしても、少し視野を広げて考察してみると、異なる側面がみえてきます。

つまり、非常に多数の楽曲の再生を可能とするカラオケ装置を設置しているお店は、その装置があることによりお客さんを呼び寄せ、その装置を用いてお客さんが曲を歌唱する状況を作りだし、それによりお店が収益をあげるようになっています。このようなことから、**法律的な観点からみると、歌唱により曲を利用している主体はお店であると捉えることができます。裁判例でもそのような結論になっています**。

したがって、カラオケ装置を設置しているお店は、作詞家や作曲家などの権利者の人たちの許諾を得ることが必要になります。実際には、JASRAC（日本音楽著作権協会）という著作権管理団体が取り扱っています。

Q． 音楽教室で楽器の演奏をすることは、著作権法からみて問題ありますか。

A． 音楽教室での楽曲の演奏に関しては、音楽教室の指導者が模範的に演奏する場合と、生徒が練習のために演奏する場合があります。クラッシックの楽曲などは既に保護期間が満了しているので自由に演奏できるとしても、保護期間の満了していない楽曲の場合は、著作権法に係る問題が生じてきます。

音楽の著作物は、通常、鑑賞して楽しむものであり、レコードへの録音にしても、放送やネット配信にしても、コンサートにしても、基本的には鑑賞に資する行為に対して著作者の権利は働くようになっています。音楽教室のように、楽器の演奏技能を習得させることを目的とする楽曲の利用行為に対して、著作者の権利が働くと解すべきか否か、法的な論争になり、裁判にもなりました。

最高裁まで争われましたが、裁判の結果としては、**音楽教室の指導者による演奏については、音楽教室がその演奏行為の法的な主体と捉えられ、公衆である生徒に対して演奏するものとして、音楽教室が著作権法上の責任を負う**こととされました。

一方、**生徒の演奏については、あくまでも生徒は任意かつ自主的にその楽曲を演奏している**ところから、音楽教室は責任を負わないとされました。

音楽教室において指導を受けている生徒が「任意かつ自主的」に楽曲を演奏しているという捉え方には、現実感覚としても違和感を覚える方も少なくないと思われます。

Q． 学校でも楽器の演奏指導を受けていますが、著作権が働くのでしょうか。

A． 学校においても、音楽の先生や部活の先生から、楽器の演奏指導を受ける場合があると思いますが、著作権法では、**公表された著作物は、非営利目的で、無料の場合には、演奏ができることとされています**(38 条 1 項)。

我が国において楽器の演奏技能の向上は、街の音楽教室での指導が大きな役割を果たしているにもかかわらず、学校での指導においては自由に楽曲が利用できるのに、音楽教室での指導に対しては法律による規制が及ぶことについて、疑問を感じる方もおられるかもしれません。

Q． 趣味で作詞・作曲をしていますが、保護される著作物となりますか。また、保護を受けるために著作権の登録を申請する必要がありますか。

A． プロの方々が作ったものだけではなく、趣味で作詞・作曲してオリジナル作品を作成した場合でも、それらに創作性があれば保護される音楽の著作物になり、登録を受けなくても、創作することにより自動的に保護を受けます(無方式主義)。

なお、著作権を取得するための登録制度は存在していませんが、権利保護に関わる事柄の明確化に資する第一発行年月日等の登録制度、あるいは著作権の譲渡等の場合における権利関係の対外的な明確化に係る登録制度が設けられています(75 条～ 78 条の 2)。興味のある方は、専門書などで調べてみてください。また、文化庁のウェブサイトで「登録の手引き」が入手できます。

今日では、プロではない一般の個人が作詞・作曲した楽曲であっても、YouTube や TikTok などの SNS あるいは様々なソーシャルメディアを用いて、容易に世の中

に発信することができるようになっていますが、他者の権利を侵害しないようにするとともに、自分の権利を守ることも意識してください。

なお、著作権による保護だけではなく、歌手や演奏家などの実演家として、あるいはレコード製作者(音盤だけではなく、音を最初に固定した者が幅広く含まれます。)としての著作隣接権による保護を受ける可能性もあります。

3. キャラクターの利用

Q. 漫画などに登場するキャラクターは著作権法で保護されているのでしょうか。

A. 漫画やアニメのキャラクターは、そのキャラ自体というよりも、**キャラクターの絵として創作的に表現されているものは美術の著作物として保護されます**。そして、作品に描かれたキャククターの絵をそのまま複製するだけではなく、変形して立体化したり、翻案して元の特徴は維持しながら改変を加えたりする行為についても、原作のキャラクターの表現上の特徴が感得できる場合には、権利が及ぶ可能性があります。

このことは、漫画などの絵として表現されているキャラクターだけではなく、戦隊ヒーロー作品やファンタジー映画、SF 映画などに登場するキャラクターの特徴的な容姿として表現されているものにも同様にいえることです。

自分で楽しむために、漫画やアニメなどに出てくる創作的なキャラクターの絵を模倣して描くことなどは、私的使用目的の複製として許容されます(30 条)。

しかし、ホームページ又は SNS などのプロフィール画像などに利用すると、公衆に送信され、私的な範囲を超えますので、権利者の許諾を得る必要があります。また、非営利目的であっても、例えば、卒業記念として学校の校舎の壁などにキャラクターの絵を利用して、恒久的に残る作品をつくることなども、権利者の許諾を得ておく必要があります。

Q. コスプレにキャラクターを利用することは著作権法上の問題があるのでしょうか。

A. 漫画やアニメ、戦隊ヒーロー番組、ファンタジー映画、SF 映画などに登場する創作的なキャラクターの絵や容姿をコスプレで利用する場合、そのような行為が原作の魅力を広め、イベントを盛り上げ、多くの人々が交流し、楽しむ機会を生み出すものであるとしても、著作権を侵害しないよう留意する必要があります。

キャラクターの絵や容姿に自分自身のビジュアルを似させるため、着ぐるみや戦隊マスクなどを作成して着用したり、キャラクターが身につけているものに類似したコスチュームを作成して着用したり、ヘアスタイルその他容貌を工夫したりするなどのコスプレ行為の中にも、多様なものがあります。

コスプレ行為の結果として、原作のキャラクターを意識しているかもしれないけれども、客観的にみてほとんど似ていないような場合や、何となく原作のキャラクターのイメージを彷彿させる程度のものである場合は別として、**原作のキャラクターの絵や容姿の表現上の本質的特徴が感得できるような場合には、そのキャラクタ**

一の絵や容姿の表現物を複製しているか、又は翻案・変形した上で複製していると評価されるおそれがあります。

元々著作物性が認められる漫画やアニメなどの創作的なキャラクターの絵が、衣服等の実用品に利用された場合、そのことにより本来存在していた著作物性が失われるわけではありませんから、その利用行為(複製、翻案・変形)は著作権の規制対象となります。

また、衣服のデザインや模様は、意匠権の対象となるほか(特許庁の登録が必要)、衣服としての実用性から離れてみて、美的鑑賞の対象ともなり得るものである場合には、著作物としての保護の可能性もあります。戦隊ヒーロー番組、ファンタジー映画、SF 映画などに登場するキャラクターの特徴的な衣装のデザインは、一般的な衣服のデザインに比して、著作物性が認められる可能性が高いと思われます。

Q. コスプレにおけるキャラクターの利用は権利者も許容しているのではないですか。

A. 私的使用目的の範囲内でのコスプレ行為であれば、それに伴う複製等の行為は許容されます(30 条)。

しかし、コスプレのイベントや写真撮影会などに参加したりすると、私的な範囲を超えるキャラクターの利用と評価されるおそれがあります。

私的使用目的の複製に該当しないか、作成時には該当していたとしても、爾後に公衆に提示することにより規制を受けます(49 条 1 項 1 号)。

また、コスプレしている姿の写真を SNS などにアップしたりすると、公衆送信権の侵害に問われるおそれがあります。

これは法律の規定を厳格に適用した場合の判断ですが、原作のキャラクターを愛好するファンの集いなどで、また、会場設営費等の実費程度の入場料金が参加者から徴収されるにとどまるなど、営利性が希薄で、権利者の正当な販売市場やライセンス市場を害するおそれもないような場合に、**現実に権利侵害を構成する行為として扱われるか否か、その判断はケースにより様々だと思われます。**

漫画の海賊版の販売やネット配信などとは異なり、個人的なコスプレ行為は、典型的な私的使用の範囲を若干越えるところがあったとしても、通常の場合は権利者の利益への影響はさほど想定されず、原作のポピュラリティを高める側面があることも、背景事情としてあり得るものと考えられます。

しかし、いずれにしても、**コスプレは権利者も黙認しており、原則的に許されていると自分勝手に安易に考えない方が妥当と思われます。**

Q. 既存の漫画に登場するキャラクターを用いて漫画の二次創作を行う場合、著作権の問題はありますか。

A. 既存の漫画の創作的なキャラクターの絵を用いて、新しい設定やストーリーにおいて二次的な漫画を創作する場合などは、私的使用の範囲であれば著作権の侵害とはならず、同一性保持権についても法解釈によりその改変が許容され得る余地があります。

しかし、同人誌に投稿したり、販売したりすれば、パロディによる全く新たな作

品の創作である旨の抗弁があり得るとしても、著作権及び著作者人格権の侵害を構成する可能性があります。

ただし、上記コスプレ行為と同様に、**権利者の正当な販売市場やライセンス市場を害するおそれがないような場合に、権利者が黙認していることもあり得るところから、現実に権利侵害を構成する行為として扱われるか否か、その判断はケースにより様々だと思われます。**

Q. かつてテレビなどで流行っていた「木枯し紋次郎」のキャラクターを利用した駄菓子の製造・販売業者が著作権侵害を理由として損害賠償責任に問われたという報道がなされていますが、このようなキャラクターは著作権で保護されているのですか。

A. 「紋次郎」事件は、笹沢左保の原作小説「木枯し紋次郎」シリーズの主人公として登場する江戸時代の渡世人である紋次郎(天保年間、上州新田郡三日月村の貧しい農家に生まれ、無宿渡世の旅をする天涯孤独な渡世人として描かれている。)のキャラクターが、駄菓子の販売で利用されたことについて、著作権侵害や不正競争に該当するか否かが問われた事案です。下記知財高裁判決では、**紋次郎の抽象的なキャラクター自体が著作権の保護対象とされたものではなく**、テレビドラマにおける**主演俳優が扮する紋次郎の具体的な画像**に係る表現上の本質的特徴が、駄菓子の容器のラベルに付されている渡世人の絵柄において感得できるとして、翻案権の侵害が認められています。

「小説現代」(株式会社講談社)の昭和 46(1971)年 3 月号に、シリーズの第 1 話「赦免花は散った」が掲載され、連載が開始され、本件小説を原作として制作されたテレビドラマ「木枯し紋次郎」(本件テレビ作品)が放映されるとともに、本件小説を原作とする映画や漫画も制作されました。紋次郎の「あっしにはかかわりのないことでござんす」というニヒルな台詞は、当時の流行語ともなっていました。また、通常の時代劇のように主役が圧倒的に優越する剣術で颯爽と相手役を倒す殺陣ではなく、我流の剣術で泥臭く走り回り、必死で闘う殺陣が印象的です。

一審原告・控訴人らは、笹沢氏の著作権を相続した者及び独占的な利用権が付与されていた会社です。また、一審被告・被控訴人であるＹ社(一十珍海堂)は、食品の製造販売等を業とする株式会社であり、昭和 47(1972)年 6 月 25 日、本件Ｙ商品のうち「紋次郎いか」の販売を開始しました。この商品「紋次郎いか」は、するめを竹串に刺したものを容器に入れて販売したものであり、その容器に貼られたラベルに、問題となるＹ図柄(渡世人の姿がイラスト的に描かれている。)が付されていました。その後、Y社は、平成 19(2007)年に本件Ｙ商品のうち「げんこつ紋次郎」の販売を開始し、平成 22(2010)年に「とんがりいか」の販売を開始しましたが、これらの商品の容器に貼られたラベルにも当該図柄が付されていました。

一審の東京地裁令和5年12月7日判決では、原告らの請求は、いずれも棄却されています。同判決では、「登場人物のいわゆるキャラクターといわれるものは、小説の具体的表現から昇華した登場人物の人格ともいうべき抽象的概念であって、具体的表現そのものではなく、それ自体が思想又は感情を創作的に表現したものということができない」「**連載小説に登場するキャラクターは…著作物ということはできない**」(最高裁平成 9 年 7 月 17 日判決)とされ、「著作権者は、一話完結形式の連載小説

に係る著作権侵害を主張する場合、その連載小説中のどの回の文章表現に係る著作権が侵害されたのかを具体的に特定する必要がある」が、原告らは「その連載小説中のどの回の文章表現に係る著作権が侵害されたのかを具体的に特定するものではない」とされています。

そして、控訴審では、控訴人(一審原告)らは、**テレビドラマの一場面の渡世人の画像と、Y 図柄とを対比し**、Y 図柄がテレビ作品の画像の翻案権などを侵害している旨主張しました。

知財高裁令和7年9月24日判決では、テレビドラマの「本件画像の紋次郎は、①通常のテレビドラマや映画等で用いられるものよりも大きな三度笠をかぶり、②通常のテレビドラマや映画等で用いられるものよりも長く、模様が縦縞模様である道中合羽を身に着け、③細長い楊枝をくわえ、④長脇差を携えているという特徴をすべて兼ね備える者として表現されている」「上記①ないし④の表現上の特徴をすべて兼ね備えるという点は、本件画像の創作的な表現をなす部分であり、表現上の本質な特徴をなすものと認められる」とされています。

そして、「Y 図柄から…前記①ないし④の表現上の特徴をすべて感得し得るものと認められる」とされ、「Y 図柄は、本件テレビ作品の紋次郎の画像に依拠し、その画像の表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的な表現に変更を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現したものであり、**Y 図柄に接する者が本件テレビ作品の紋次郎の画像に係る表現上の本質的な特徴を直接感得することができる**といえるから、Y 図柄は、本件テレビ作品の紋次郎の画像の翻案である」とされています。

このように、知財高裁判決では、容器のラベル等に Y 図柄を付して Y 商品を製造することによる翻案権の侵害や、Y 社のウェブサイトに容器のラベル又は外袋に Y 図柄を付した Y 商品の写真を載せていたことによる公衆送信権の侵害が認められています。

しかし、テレビドラマの本件画像における紋次郎の姿形と、被告の製品のラベル等の渡世人の図柄とでは、前記①ないし④の特徴点が共通しているとはいえ、表現物としてはかなり相違しており、この知財高裁判決の結論には、様々な意見があると思われます。興味のある方は、最高裁の HP で裁判例を閲覧してみてください。対比された両画像が添付されています。

Q. 黒板アートにキャラクターを利用することは法的問題があるのでしょうか。

A. 近年、黒板をキャンバスとして、チョークで絵画を描くいわゆる黒板アートといったものも話題を集めています。生徒たちの創造性や芸術性が発揮されている作品も少なくありません。

黒板アートのコンテストなどへの応募に当たっては、キャラクターの絵を含め他者の著作物を無断で利用すると著作権の問題が生じます。応募要領などでも、漫画やアニメなどのキャラクターの絵その他の著作物の著作権を侵害するものや、肖像権などを侵害するものについては、応募は禁止されていると思われます。

そのようなコンテストへの応募を目的とするものではなく、例えば、卒業式シー

ズンにおける生徒の思い出作りとしての黒板アートなどにおいて、一過性のものとしてキャラクターの絵などを利用することも想定されます。

厳密にいえば、私的使用の範囲(30 条)を越えている可能性があり、また、授業の過程における利用に供することを目的とする場合の利用(35 条)かというと、ケースにより特別活動として位置づけ得る余地があり得るとしても、必ずしも同条の要件を充足しているともいえません。

他方では、**当該作品の愛好者による私的使用の範囲をやや越える程度の一過性の利用についてまで、権利者が利益の確保を現実に求めているか、あるいは、そのような利用は権利者の意に反する利用かというと、必ずしもそうともいえないところもあります**。いずれにしても、慎重を期すに越したことはありません。

Q. キャラクターがその愛好者により利用されることは、特段の悪質性がなければ権利者も容認していると理解してよいのでしょうか。

A. 上記のように、コスプレ行為や漫画の二次創作において私的な範囲を越えるキャラクターの絵の利用行為は、法的には疑義がありますが、権利者の側において、私的使用に近接する一過性の些細な利用については黙認するなど、権利行使を逐一しないという寛容な対応をされる場合もあります。

また、権利者がそのウェブサイトなどでガイドラインを明示して、非営利目的など一定の条件の下に容認する旨が明示されている場合もあります。このようなガイドラインは随時更新されますので、最新のものを確認する必要があります。

ケースにより様々ですが、いずれにしても、営利目的の場合は当然のことながら、非営利目的であっても、私的な範囲を超えるコスプレ行為や漫画の二次創作行為には、法的問題が伴うことは、理解しておく必要があります。また、キャククターを貶めるような利用方法は、法的トラブルを惹起するおそれが高くなることは認識しておくべきです。

私的使用に近接する一過性の利用の場合など、権利者が黙認その他許容をしていると解される余地がある場合であっても、自分に都合が良いようにその余地を不用意に広く解釈したりしないよう、慎重に行動することが大切です。

4. 肖像等の利用

Q. 人物の写真を撮影するときには、どのようなことに注意すればよいのでしょう。

A. カメラやスマホで写真を撮るときに注意しなければならないのは、撮る対象が風景のようなものであれば問題ありませんが、人の顔や姿を撮るときには、その被写体となる人の了解を得るようにしてください。

人は、みだりに自己の容貌や姿態を撮影されたりしないことについての人格的利益を有しており、これを「**肖像権**」と読んでいます。この「肖像権」という権利は、著作権のように法律で明確に規定されている権利ではないのですが、この問題をめぐり争われた裁判によって、認められてきた権利です。とりわけ、特定の人

物が明確に識別できる態様で撮影されていると、問題になり易いといえます。

なお、いわゆる盗撮は、**性的姿態撮影等処罰法**や迷惑防止条例により、重い罪に問われます。

Q. 雑誌やネットに掲載されている芸能人やスポーツ選手の写真を利用することは法的問題がありますか。

A. 歌手や俳優などの芸能人の肖像のブロマイド、あるいはプロ野球やＪリーグ、Bリーグなどのスポーツ選手の肖像のブロマイド、芸能人の演奏シーン、スポーツ選手の競技シーンなどの写真は、通常、創作性のあるものとして、著作権の保護対象になります。

また、被写体である芸能人やスポーツ選手の肖像等には、通常の肖像権により保護される人格的な利益のほか、それを利用することにより商品価値を上げることができるために経済的な利益が伴い、そのような観点から「**パブリシティの権利**」というものが裁判例で認められてきています。

したがって、これらの写真の画像を無断でネットで配信などすると、著作権侵害に問われるとともに、肖像権又はパブリシティの権利の侵害に問われるおそれがあります。

また、ネット上で違法に配信されている写真をダウンロードする際に、それが違法に配信されている写真であることを知っている場合には、たとえ私的使用目的であっても権利侵害に問われるおそれもあり、注意してください(30条1項4号)。

Q. 写真を撮影したり映像を撮影したりする場合に、背景等に他者の著作物が映り込むこともありますが、そのようなものをSNSなどで公表すると権利侵害になるのでしょうか。

A. 写真や映像などの作成に当たり、本来対象とする被写体の背景等に付随的に美術の著作物が写り込んだり、音楽の著作物が取り込まれたりすることがあります。このような場合、形式的には他者の著作物が利用されているとしても、逐一許諾が必要であるとすれば、著作物の創作活動その他情報の創出・公表に係る諸活動が不当に妨げられます。また、当該付随的利用により、通常は権利者の利益は害されません。そのため、**一定の条件の下、付随的な著作物の利用は適法であることが明確にされています**(30条の2)。

お気に入りのキャラクターの絵付きシャツを着ていた子供の日常的な姿を写真撮影し、インスタグラム等で公表する場合なども、付随的な利用として許容されます。

付随的と称して不当な利用がなされないよう、利益を得る目的の有無や分離困難性の程度、当該付随対象著作物が果たす役割など様々な考慮要素に照らして「正当な範囲内」であることが求められます。

当該写真の価値を高める目的で、背景に他者の著作物を意図的に配置する等の行為は許容されません。

5. プログラムの利用

Q. プログラムをパソコンにインストールすることは自由にできるのでしょうか。

A. プログラムを収納している CD-ROM から自分のパソコンのハードディスクにプログラムをインストールして利用することは、その CD-ROM の本来的な利用の仕方ですから違法ではありません(47 条の 3)。

しかし、例えば、自分が購入した CD-ROM を多数の友人に貸してインストールさせることは、著作権侵害の問題を引き起こします。また、そのプログラムが学習に役立つからということで、学校に CD-ROM を持っていって、パソコン教室のパソコンにインストールすることも、授業での利用に供する目的であったとしても、著作権を侵害する可能性が高いので、避けてください(35 条 1 項ただし書)。

私的使用目的でプログラムの複製を行うことは、一般的には著作権侵害にはなりませんが、ゲームソフトにみられるように、**コピーガードがかかっている場合に、ガードを回避して複製することは、私的使用目的であっても違法行為になり得ます**(30 条 1 項 2 号)。

Q. プログラムをパッケージやオンラインで購入するに際して、いろいろな使用条件が示されますが、これらは遵守しなければならないのですか。

A. プログラムの利用に当たっては、著作権法による規律だけではなく、権利者との契約条項にも配慮する必要があります。

パッケージに添付されている使用許諾契約書や、ネットにおける最初のプログラム利用の手続きに際して表示される画面などで、当該プログラムの使用条件が定められています。プログラムの使用条件として、購入者本人による使用に限られており、一定の台数以内のパソコンにインストールできる旨の契約条項などがパッケージ等に明示されている場合は、注意する必要があります。

契約の当事者が合意した使用許諾契約であれば、基本的に契約は成立していると言えますが、シュリンクラップ方式にしても、画面の契約条項のスクロール後の同意クリック方式にしても、実際のところ一方的に提示されているに等しい契約条項については、成立の有無や有効性について、従来から議論のあるところです。

2020 年 4 月 1 日に施行された改正民法では、**定型約款**について、条項が相手方の利益を一方的に害するもの等の場合には合意がなかったものとみなされていますが(民法 548 条の 2 第 2 項)、法解釈は個別の案件ごとになされざるを得ず、常識的にみて不当な契約条項でなければ、それに反する利用行為は避けることが無難です。

6. コンクールへの応募

Q. 市町村のイメージ・キャラクターの募集、あるいは作文や絵画、書道などのコンクールに応募して作品を提出した場合、その著作権はどのようになるのでしょうか。

A. 各種の作品の募集に応募する場合には、その応募要領をきちんと確かめるようにしてください。各作品の創作者は著作者になりますが、著作権という権利は他

人に譲渡することができますので、応募要領において作品の権利がどのように扱われるのか調べておく必要があります。

市町村のイメージ・キャラクターの絵などは、当選した作品は、後日、その市町村の観光パンフレットやホームページなどで利用されることも多いため、入賞した場合には著作権は市町村に帰属させる旨が記載されていることも想定されます（応募要領によって、著作者の持つ全ての権利が譲渡されることもあれば、その中の一部分の権利が譲渡されることになる場合もあります）。

各種コンクールの場合も、入選作品を後日、新聞に掲載したり、冊子に掲載したりすることなどが予定されている場合も少なくなく、そのような著作物の利用について、あらかじめ著作者の許諾が得られるようにしていることも想定されます。また、ケースによっては、コンクール主催者への著作権の譲渡が規定されていることもあり得ます。

また、著作者人格権は一身専属の性質があり、譲渡はできませんが、主催者の利用目的に応じて、改変して利用する必要がある場合には、その旨の同意が求められていることもあり得ますので、注意して応募要領をチェックしてください。

なお、応募した作品の全部又は一部が他人の著作物の盗作である場合には、たとえ過失であっても、著作権侵害の責任を負い、応募者だけではなく、募集した主催者側もトラブルに巻き込まれますので、十分留意する必要があります。

とりわけ**生成 AI を利用して文章や画像を生成する場合、意図せずしてその AI の開発において学習された他者の著作物を利用する結果となることもあり得ますので注意してください。また、応募要領で生成 AI の使用が制限されている場合は、その条件は遵守する必要があります**。

第3章． インターネットの利用と著作権

1．SNS等での情報の発信

Q． ホームページやSNSなどで情報を発信する場合の留意事項がありますか。

A． インターネットは、世界中のいろいろな情報を瞬時に取得できるとともに、自分からも情報を広く発信することもできますが、**私的な空間ではなく社会的な空間ですので、著作権法に違反する情報や不適切な情報の発信をしないように利用する必要があります**。

ホームページや電子掲示板、投稿サイト、X(旧ツイッター)、フェイスブックなどの SNS その他のソーシャルメディアにより情報を発信するに当たり、そこで用いられる文字情報や画像、映像、音楽などを、全て自分自身が作成したものである場合はともかくとして、他者の著作物を利用する場合は著作権法上の問題に留意する必要があります。

個人的に楽しむための私的使用目的の複製は許容されていますが、ホームページやソーシャルメディアなどに他人の創作した文章や絵、写真などの著作物を利用することは、個人的な利用の範囲を超えていますので、**複製や公衆送信について権利者の許諾を得なければなりません**。

また、著作権法の対象ではないとしても、投稿する映像に他者の容貌や姿が映っている場合、とりわけその人物が誰であるのか特定し得る態様で映されている場合などは、**肖像権の侵害問題**が生じますので、十分に注意する必要があります。

さらに、誹謗中傷など、映されている人の名誉が毀損されたり、侮辱的なものとして当人が不快になるような投稿を行ったり、他者の人格を傷つけたり、プライバシーを侵害するような情報をソーシャルメディアなどで発信する行為は、「いやがらせ」とか「いじめ」ということにとどまらず、損害賠償請求の対象になるのみならず、**名誉毀損罪や侮辱罪などの刑事罰に問われるおそれ**もあります。

次に、いわゆる「**迷惑行為動画**」の投稿など、他者やお店の信用を毀損したり、その業務に支障をきたすような投稿行為は、**信用毀損罪や業務妨害罪**などの刑事責任を負うとともに、民事上も大きな損害賠償責任を負うおそれがあります。単なる悪ふざけとか、軽いノリでやりましたなどの言い訳は、法的責任を免除することにはなりません。

Q． スマホで映像を撮影した場合に、その映像は著作権法で保護されますか。また、その映像をSNSなどに投稿しても問題ありませんか。

A． スマホで撮影した映像であっても、創作性があれば映画の著作物として保護されます。映画の著作物には、劇場で上映される伝統的な映画のほかにも、スマホで撮影されたものも含め、様々な動画の映像が含まれます。

その映像で利用されている著作物を全て自分で創作している場合は問題ありませ

んが、例えば、他者の音楽 CD を利用している場合などは、その映像をネットで配信すると、その曲の著作権侵害(作詩・作曲家や編曲家の権利侵害)及び著作隣接権侵害(レコード製作者や歌手などの実演家の権利侵害)に問われることになりますので、注意してください。放送から複製したものが含まれている場合は、放送事業者の著作隣接権も関わってきます。キャラクターの絵や美術作品などが映像に利用されていれば、それらの権利侵害も問題となります。

また、他者の創作に係る音楽をカバーして、自分で演奏又は歌唱している姿や音をスマホで録音録画して投稿する場合も(**「歌ってみた」、「演奏してみた」**)、その曲の著作権侵害に問われるおそれがあります。ただし、投稿先の YouTube などのプラットフォームにおいて、**権利管理団体と包括的な利用契約**が締結されている場合は、自分が個別に許諾を得なくても違法にならないこともあり得ます。楽曲の利用と音源の利用は各々検討する必要があります。

利用しようとしている曲がその権利管理団体が管理しているものであるのか、また、その曲について、どのような範囲と条件で利用が許容されているのか、**プラットフォームの投稿条件をよく調べておく必要があります。**

替え歌を歌唱して投稿する場合などは、作詞家の翻案権や著作者人格権の侵害も問題となりますので、注意してください。

なお、映像に他者の著作物が利用されている場合でも、本来対象としている被写体に付随して映り込んでいる著作物の利用(30 条の 2)や、屋外に恒常的設置されている美術作品等の利用(46 条)などの制限規定の適用の可能性もありますので、必要に応じて専門書で調べてみてください。

Q. 不正な投稿により権利を侵害された場合、どのように対処すればよいでしょうか。

A. 他者による SNS 等への不適切な投稿等により、名誉が毀損されたり、肖像権やプライバシーが侵害されたりするなどの場合、それは単なる「いじめ」や「いやがらせ」を超えて、法律違反行為となる可能性が高いものですので、自身が被害を受けた場合には、放置して悪化することのないよう、対処する必要があります。他者の権利を侵害しないことも大切ですが、自分の権利を守ることも大切なことです。

学校の生徒等である場合には、早急に学校に相談し、学校では適切な対応が見込まれない場合には、教育委員会に申し立てたり、司法的又は警察的な措置を検討する必要があります。

「**いじめ防止対策推進法**」19 条では、学校はインターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処するための啓発活動を行うことや、インターネットを通じていじめが行われた場合に、当該いじめを受けた児童等やその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求めるときや発信者情報の開示請求をするときには、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる旨が規定されています。また、同法 23 条では、学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処する旨が規定されています。

ネット上の不適切な情報は匿名で発信される場合も多いのですが、「**情報流通プラットフォーム対処法**」(令和 6 年改正前は**プロバイダ責任制限法**)において、不適切な

投稿の対策を強化するため、**発信者情報の開示請求**の手続きや、**投稿の削除申請**の手続きがより利用し易くなるように整備されてきています。

また、法的措置をとる場合に、お近くの弁護士に依頼するほか、経済的な負担が懸念される場合には、**法テラス（日本司法支援センター）**のサポートを受けることもできますので、活用を検討してください。

法務省の HP では、「インターネット上の誹謗中傷 書き込み削除依頼の手引き」が入手できます（https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html）。

Q．ゲーム実況をSNSで行うことは著作権法の問題がありますか。

A． ビデオゲームの映像は映画の著作物に該当し、また、当該ゲームで用いられている音楽やストーリーも著作物として保護の対象となりますから、ビデオゲームのプレー映像を利用しながら、自らのコメント等を付加しつつ、その実況（動画投稿、ライブ）を YouTube などの SNS で配信（公衆送信）することは、著作権侵害の責任を負うこととなります。

ただし、権利者であるゲーム会社のガイドラインなどにおいて、当該ビデオゲームの販売促進にも資する等の理由で、非営利目的など一定の条件の下にゲーム実況が許容されている場合には、**当該ガイドラインを遵守しつつゲームの実況中継を行うことは許容されます**。

このようなガイドラインに示された条件を満たさない利用は、単なる利用条件の違反ということだけではなく、著作権侵害に問われ、また、損害賠償額も大きな額になるおそれがありますので、十分に注意してください。

Q．リポストやリンク設定により他者の発信情報を拡散する行為に法的問題はありますか。

A． X（旧ツイッター）、インスタグラム、フェイスブックなどの SNS では、リポスト（リツイート）やシェアなど、他者の発信情報を拡散することができる機能が備わっているものも少なくありません。

他者の発信情報をリポスト（リツイート）などで更に拡散させることは、その元の発信者との関係では、プラットフォームの利用規約により、その発信者が同意している範囲内のものであれば特に問題はありません。

しかし、その発信情報が**第三者の著作権を侵害する情報である場合や名誉毀損情報などの不適切な情報である場合には、それらを拡散させることは、その第三者との関係では法的トラブルに巻き込まれるおそれ**があります。

このことは、SNS におけるリポスト（リツイート）等に限らず、リンクを設定することにより違法コンテンツの拡散を助長する行為全般の問題でもあります。

名誉毀損に係るツイート（ポスト）をリツイート（リポスト）した行為が名誉毀損行為を構成するとした裁判例もあります。また、著作権侵害に係る事例では、元の発信者とともに、リポスト（リツイート）行為者やリンク設定者に共同不法行為責任が問われて、争われた事例もあります。

我が国では諸国に比べて裁判例が未だ少なく、事案により法的責任の判断は様々ですが、いずれにしても、**不適切な情報の拡散に関与することは、法的責任を負う、**

負わないにかかわらず、違法行為を助長する行為であり、できる限り避ける必要があります。

2. ネット上のコンテンツのダウンロード等

Q. インターネットでは多くの写真その他の画像などが配信されており、無料で見ることができますから、自由にダウンロードして、利用してもいいのでしょうか。

A. インターネットでは文章のほか、写真やイラスト、動画など様々な画像や映像が流通しており、多くの場合は自由に閲覧することができますが、だからといってどのような利用をしても許容されるわけではありません。

私的使用目的の複製は基本的には許容されていますので、画像などをダウンロードすることも原則的には可能ですが、その画像などが違法にアップロードされて流通しているものである場合には、その**違法性を知りつつダウンロードすることは違法行為となり得ます**(30 条 1 項 3 号・4 号)。

次に、写真などの画像をダウンロードすること自体は、私的使用目的で適法にできる場合であっても、その後にそれらをプロフィール画像に利用するなどして SNS で発信する場合などには、原則的には著作権侵害となります。

写真などの著作物をネットに配信している権利者が、そのウェブサイトで一定の条件での利用を許容している旨を明示していることもありますが、そのような場合にはその条件の範囲内で利用することは可能です。しかし、**許容されている利用範囲を越えて、自由な利用ができると安易に広く解釈したりすると法的なトラブルが生じます**。

Q．ファイル交換ソフトを利用して音楽や映画などのコンテンツのやりとりをすることは著作権法では問題ありますか。

A.「BitTorrent」などのファイル交換ソフトは、P2P(ピア・ツー・ピア)という技術を用いて、中央サーバーを介することなく、個人のパソコン間を直接的に連結し、情報の送受信を可能とし、求める音楽や映画などのコンテンツのデータを容易に入手し、また、拡散できる機能があります。

P2P ソフトを利用して様々なコンテンツをダウンロードした場合、基本的には、同時に他者に送信し得る状態をも作り出しますから、個人的に楽しむための私的使用目的のダウンロードの問題というよりも、さらに悪質な著作権の侵害問題を引き起こします。

このような P2P ソフトについて、侵害防止措置を講ずることもなく、権利侵害に供されてもかまわないとの認識の下に拡布する者の責任も大きいのですが、P2P ソフトを利用して実際に**コンテンツのファイル交換をしたユーザーの著作権侵害責任も、かなり甚大なものとなり得ます**ので、十分に注意してください。刑事事件になる場合も少なくありません。

また、匿名でこのような行為を行っても、**発信者情報の開示請求の対象となる事例も多く、ネットにおける匿名性の下に違法行為が看過されるわけではありません**。

Q．漫画が無断でデジタル化されて配信されているウェブサイトを利用して、無料で漫画を閲覧することは著作権侵害に問われるのでしょうか。

A． 漫画を権利者に無断でデジタル化して、アップロードすることは著作権侵害行為であり（複製権・公衆送信権）、違法にアップロードされた漫画のデータを蓄積しているウェブサイトの運営者も著作権侵害責任を負います。また、同サイトにリンクを設定して、拡散し易くしているリーチサイトの運営者やリンクの設定者も、一定の場合には著作権侵害に係る責任を負うことになります（113 条 2 項・3 項）。

さらに、このようなサイトは、広告の掲載により収益をあげ、それによりサイトを運営していますので、広告の出稿者は、結果として権利侵害行為を助長している側面があり、事情を知らなかった又は合理的にみて知り得なかった場合はともかくとして、場合により法的な責任を負う可能性があります。

このようなウェブサイトを閲覧しているだけのユーザーは、著作権侵害の責任は負いませんが、実際のところ違法行為を助長している側面があることには留意する必要があります。

漫画を閲覧するだけではなく、**ダウンロードする場合には、私的使用目的であっても、その漫画が違法に配信されているものであることを知っている場合には、著作権侵害の責任を負うおそれがあります**ので注意してください（30 条 1 項 3 号・4 号）。

Q． 映画を効率よく視聴できるファスト映画を利用することは、著作権法では問題ありますか。また、漫画のネタバレサイトなども便利ですが、何か問題ありますか。

A． ファスト映画は、映画の映像を短時間にまとめて全体のストーリーが簡潔に分かるように再編されているものです。その映画の全体のストーリーが短時間で把握できることから、タイムパフォーマンスの観点だけからみれば便利なものともいえます。

しかし、著作者に無断でこのようなものを作成し、動画投稿サイトなどで配信すると、複製権や翻案権、公衆送信権、あるいは同一性保持権の侵害などにより、その作成者及び配信者は権利侵害の責任を負います。**巨額の賠償責任が認められた裁判例もあります**。いわゆる「ネタバレ動画」「切り抜き動画」と呼ばれるものも、同様の問題があります。

漫画のネタバレサイトにも、いろいろなタイプのものがあります。漫画の画像やセリフ、ストーリーに係る著作権を侵害しない態様で、既に公表されている漫画に関して、ストーリー展開や登場キャラクターの特徴の解説、今後の展開の予想などで構成されるものであれば、他に当該作品を誹謗中傷するなど作者が不快感を覚えるような事情もない限りでは、問題ないと思われます。

しかし、**漫画の画像やセリフなどが無断で掲載されている場合には、それが適法な引用に該当するなどの事情がない限り、著作権侵害（複製権、公衆送信権）に問われる可能性があります**。

ファスト映画やネタバレサイトが著作権侵害を構成するものである場合であっても、ネットで閲覧するだけでは、そのユーザーが著作権法上の責任は負いませんが、違法な行為を助長することにもなることは、留意する必要があります。

第4章　メタバースにおける著作物の利用

1. メタバースを巡る著作権問題

Q.　メタバースの構築において著作物を利用する場合に著作権の問題は生じますか。

A.　メタバース（仮想空間）を利用して、物理的な場所の障壁を越えて多様な活動ができるようになっています。仮想空間での人の交流や、観光地の紹介、博物館・美術館等の案内、会議の開催、業務処理、商取引、講義・講演、教育事業、コンサートその他のイベントの開催など、幅広い分野の活動が展開されています。

利用する**プラットフォームの利用規約を遵守**する必要があり、また、自宅のパソコンで操作していても、この仮想空間は私的な空間ではなく、社会的な空間ですので、法的問題に十分に留意する必要があります。

メタバース空間の構築に著作権の保護対象となる表現物を利用すると、**制限規定の適用がない限り（30 条の 2、35 条、46 条等）、複製権や公衆送信権などを侵害するおそれが生じます**。

また、自分のアバター（分身となるキャラクター）の画像の作成に際して、漫画のキャラクターの絵など、既存の著作物をそのまま又は改変をして利用すると、著作権侵害や著作者人格権侵害に問われる可能性があります。

プラットフォームなどが用意しているアバターの容姿を一部改変して利用する場合には、利用規約などを確認しておくことが大切です。

Q.　自身のアバターを介して著作物の利用を行う場合に著作権の問題は生じますか。

A.　アバターを介して著作物を利用する場合、例えば、無断で他者の著作物をアバターに口述させたり、曲を演奏・歌唱させると、著作権侵害になり得ます。アイドルグループなどのダンスを模倣してアバターにダンスをさせる場合も、その振り付けに係る著作権の侵害問題が生じます。

これらの場合、文章や楽曲、振り付けの公衆送信等を行っていることになり、その**法的責任はアバターを操作している本人に帰せられます。アバターを利用することによる匿名性に隠れて、法的責任を回避できるわけではありません**。

非営利目的の瑣末な利用などであれば、著作権者は黙認するなど、権利行使を控える寛容的な対応をされることもあるかもしれませんが、法的な問題が生じ得ることは認識しておく必要があります。

仮想空間におけるキャラクターグッズやブランド品などの商取引には、著作権法のほかに商標法や不正競争防止法などの法律も関係しますので、トラブルに巻き込まれないよう注意してください。

また、他者の利用するアバターに対して、その本人の名誉感情を傷つけたり、侮辱したりする結果を引き起こすような行為は、単に**仮想空間内でのアバター同士の**

いざこざということではなく、場合によってはリアルな世界でのその本人に対する違法行為と評価されるおそれもあります。

2. メタバースにおける著作物の利用と制限規定

Q. メタバースにおいて施設紹介・案内などを行うことも可能ですが、著作権法で留意すべき点はありますか。

A. 近年では、メタバース(仮想空間)を利用して、利用者のリアルな没入感のある体験的な効果を醸し出しながら、観光案内や博物館・美術館、学校などの施設案内やサービスの提供が行われることも少なくありません。

メタバースの構築に著作物が利用される場合、例えば、芸術作品などの画像を取り込むことなどは、当該著作物の複製及び公衆送信が行われることになります。CG(コンピュータ・グラフィックス)の画像を作成し、公衆送信を行う場合と同様です。

また、アバターの画像として、他者の創作に係る画像を利用する場合も、それらの著作権に留意する必要があります。

● **仮想空間における制限規定の適用**　リアルな空間での著作物の利用に従前適用されてきた制限規定については、リアル空間を前提とする展示権や貸与権などに係るものは別として、リアル空間を前提としない複製権や公衆送信権などに係るものは、仮想空間における著作物の利用にも適用されます。

一般公衆の見やすい建物の外壁に設置されているウォールアートなどの原作品や、一般に公開されている場合における中庭などに設置されている彫像の原作品などの画像は、仮想空間でも、46 条 4 号の条件の下に自由に利用できます。

建物が歴史的な建造物である場合などには建築の著作物に該当する可能性もありますが、仮想空間に当該建物の立体的画像を取り込んだとしても、46 条 2 号によりその画像を利用することは可能です。

なお、施設の周辺環境を紹介する映像に既設の看板、ポスター等が映り込むなど、本来の被写体に付随して他者の著作物が映り込む場合には、付随的な著作物の利用に係る制限規定(30 条の 2)の適用可能性もあります。

3. メタバースにおける創作活動と法的保護

Q. 仮想空間におけるアバターを介した創作活動はどのように保護されますか。

A. 自分が創作したアバターの画像や、アバターを介して演奏したオリジナル曲の歌詞や楽曲、あるいはアバターを介して上演したオリジナルダンスの振り付けなどは、創作性があれば著作物として保護されます。

また、実演家やレコード製作者(音盤に限らず、音を最初にメモリーやディスク等に固定した者であれば幅広く含まれます。)として、著作隣接権による保護の可能性もあり

ます。

例えば、**聴覚的な音の実演**については、アバターの動作に合わせる形で本人が歌唱・演奏したり、音声により演じたりしている場合には、その本人は通常の歌手や演奏家、声優などと同様に、実演家として保護されます。

他方、**視覚的な実演**の場合は、一般に、その実演家の動作が視覚的に人々に認識される必要があり、視覚的に実演を行っている俳優、舞踊家などが実演家として保護されます。

しかし、アバター自体は実演家にはなり得ませんし、モーションキャプチャーなどを利用して、本人の動作に即応してアバターのダンス等の動作が仮想空間内で創出される場合などであっても、その本人の動作そのものが視覚的に人々に認識されるわけではなく、その本人が実演家になるわけではありません。

また、実演を指揮又は演出する者も実演家として保護されますが(2 条 1 項 4 号)、実演は人による行為が前提とされ、モーションキャプチャーにより画像を創出しても、実演を演出していることにはなりません。

そのため、その本人については、アバターによるダンス等の映像の著作物を創作した著作者としての保護を検討することが有益と思われます。

4. メタバースの利用と留意すべき指針

Q. メタバースの利用には名誉毀損、プライバシー侵害など多くの問題が生じ得ると思われますが、留意すべき指針のようなものは示されているのでしょうか。

A. 2024 年 10 月 31 日に、総務省から「安心・安全なメタバースの実現に関する研究会報告書」が公表されています。この報告書では、国内の業界団体等においても、メタバースの利活用をより良いものとするため、事業者やユーザに向けたガイドライン策定等の自主的な取組が推進されていることを背景として、メタバース関連サービス提供者の取組として期待される項目に関する原則を検討して、「メタバースの原則（第 1.0 版）」が示されています。

例えば、「自由で開かれた場であるメタバースにおいて、他のユーザやアバターに対する誹謗中傷、また名誉毀損につながり得る行為を抑制するために、メタバース関連サービス提供者は、提供するメタバースサービスにおいて、こうした行為がなされないようにするため、**利用規約やコミュニティガイドライン等を通じてユーザ間、ユーザとメタバース関連サービス提供者の間で当該メタバースサービスに関する共通的な理念を形成**し、これに基づき必要な措置を講じることが期待される。」とされています。

また、「メタバース関連サービス提供者は、**子どもや未成年のユーザによるサービスの利用に際して、特段の配慮を要する**ことから、安全の確保及びトラブルの防止に努めることが期待される。メタバース関連サービス提供者は、例えば以下の事項に留意することが考えられる。・子ども・未成年にも理解しやすいよう、視認性

の高いビジュアルや平易な言葉を用いて注意喚起すること。・子どもや未成年のユーザにとって有害となるコンテンツへのラベリングや対象年齢のレーティングを実施すること。・コンテンツモデレーション等のモニタリングを実施すること。・フィルタリング等の保護機能を実装すること。・ペアレンタルコントロールの実装等、保護者が関与できる仕組みを構築すること。」

さらに、「実在の人物を模したアバターを無断生成・利用した場合には、その容ぼうの実態等に即して**肖像権又は知的財産権の侵害が起こり得る**ほか、その利用の形態によっては実在の人物に対する**プライバシー侵害や名誉毀損も起こり得る**。また、有名な人物をアバターとして無断生成・利用した場合には**パブリシティ権の問題が生じ得る**。このため、メタバース関連サービス提供者は、アバターをめぐる権利の扱いに関する議論の動向等も踏まえ、以下のような対応を取ることが期待される。・著作物や肖像、声の利用等について、利用規約やコミュニティガイドライン等で、基本的な考え方や、留意すべき事項、許諾に関する必要となる手続、権利侵害が確認された場合の取り得るべき対応等を明示すること。・名誉毀損や権利侵害にあたる可能性のある状況が確認された場合には、速やかに利用規約やコミュニティガイドライン等に沿った対応をとること。」とされています。

第5章　生成AIと著作権

1. 生成AIによる生成物の著作者

Q. 生成AIによる生成物については、いずれの者が著作者になるのですか。

A. 生成 AI システムを利用して様々な作品が生成されるようになっていますが、その**生成 AI 自体が著作者になるわけではありません**。

我が国の著作権法では、著作者は人又は法人等の人の集合体(人の意思決定により統治される組織体)に限られています。世界的にみても、基本的には著作者は人に限られるとの見解が採られています。作者の個性に基づく創作的な表現物を著作物として保護する制度であることを前提とする限りは、自然な結論です。

コンピュータ創作物については、従来より、コンピュータを道具として利用して創作活動を行った者(ユーザー)が著作者になると解されており、生成 AI を利用する場合であっても、その**生成物に対して、ユーザーが修正・変更等を行い、最終的な成果物にユーザーの創作的な表現が反映されている場合は、当該ユーザーが著作者となり得ます**。

しかし、システムの自律的生成機能にかんがみ、生成 AI の生成物それ自体については、システムのユーザーが創作活動を行ったと評価されるケースは、かなり限られた場合になると思われます。**創作活動を行ったと評価される者が存在しない場合には、当該生成物の著作物性も否定される**ことになります。

また、生成 AI システムの学習に用いられた既存の著作物の創作的表現(表現上の本質的特徴)が生成物において感得できる場合には、その著作物の無断利用となるおそれがあります。

Q. 生成AIのユーザーは、入力するプロンプトなどの相違工夫により、創作的な寄与をしているのではないですか。

A. 生成 AI による生成物が著作物として評価され、システムのユーザーが著作者になるためには、**システムの技術的特性は様々であるとしても、その生成物の表現に対してユーザーが創作的な寄与をしているか否かが問われます**。

生成 AI のユーザーはプロンプト(指示文)を入力して、文章や画像、映像、楽曲、音声、プログラムなどを生成することができますが、当該生成物の具体的な表現は、プロンプトを受けて、AI システムの自律的な生成作用が全面的に介在して創出されます。したがって、通常の場合は、プロンプトを入力したユーザーが、当該生成物の具体的な表現に創作的な寄与をしているとか、当該生成物はユーザーの個性が反映された表現であると捉えることは難しいと思われます。**生成物の具体的な表現に、ユーザーが創作的な寄与をしていると評価できるだけの特別の事情が認められるか、ということが問われます**。

入力するプロンプトの選択や相違工夫により、生成物が異なるものになることは確かですが、単にそのことをもって、生成物の表現にユーザーの個性が反映され、ユーザーが創作的な寄与をしていると評価されるわけでもなく、ユーザーによる具体的な表現行為により、その思想・感情を源泉とする表現物が創出されているわけでもありません。

現在のところ、**僅かに見受けられる他国の裁判例をみると、相当数のプロンプトを選択し、順次入力するなどして生成された画像について、著作物性(及びユーザーの著作者性)が否定された事例もあれば、肯定された事例もありますが、明快な判断基準や判断要素は確立・確定されておらず、個別の事案に応じた判断が必要です**。

Q. 従来の美術作品などでも偶然性を取り入れた表現があり、システムのユーザーが生成AIによる自律的生成機能を取り入れた表現をしていると評価できませんか。

A. 従来の著作物の中にも、自然作用や偶然性により生まれる表現をも取り入れ、作者による直接的描出による表現と融合させて創作されるものもあります。

例えば、陶芸では、陶器本体の素地の性質、釉薬、窯における燃焼や温度変化の有り様、焼成時の灰や炭による影響などが関わり合って、自然作用や偶発的化学反応による模様や色彩をも構成要素として一つの作品が出来上がります。この場合、自然作用などにより生まれる表現は、**作者による直接的描出による表現と融合された表現物から分離して独自の評価の対象となるものではなく、その作品の具体的表現の創出に全面的に関わっている作者による表現行為に包摂されるべきもの**として捉えることができます。

しかし、生成 AI システムの場合には、そのユーザーが入力するプロンプトと生成される具体的な表現物との間に、システムの自律的な生成作用が全面的に介在しており、その**自律的生成作用をユーザーによる表現行為に包摂されるべきものとして捉えることが合理的と認められる特別の事情の存在が求められる**と思われます。

別の見方をすると、誰かに独占的な権利を付与することは、他の者による行為を規制することになります。著作者にはその著作物について複製権や公衆送信権などのほか翻案権が付与され、その著作物の表現上の本質的な特徴を感得できるような派生的な表現物を他者が創出することに対しても規制を及ぼすことができます。

それだけの**広範な規制力のある独占的権利を長期間にわたりプロンプト入力者に付与することが妥当と認められか、また、それにより他者による著作物の創作や生成 AI を利用した生成物の創出を不当に制約することにはならないと判断することができるか、ということが問われます**。

Q. 生成AIによる生成物が著作物ではなく、権利者がいないとなると、人々に自由に利用されて、その生成物の作成に関わった者の利益が守られないのではないですか。

A. 急速な技術の進展により、様々な分野で世の中の関心を集める作品が生成されてきていますが、生成 AI による生成物が**経済活動の中でどのような利用がなされるか、実態的にその動向を注視する必要があります**。不当に作成者の利益が害されるとした場合には、事案にもよりますが、「法律上保護される利益」として民法

・不法行為法の適用可能性も全くないわけではないと思われます。

なお、別の法制度を設けて、いずれかを創作者として位置づけるか否かはともかく、プロンプトなどの選択の結果として得られた新規な創出物について、不当に他者の表現行為を阻害することにならないような限定的な保護期間と権利構成により法的な保護対象とし、その権利を当該生成物の創出に発意と責任を有する自然人又は法人等に帰属させることとするなどの選択肢もあり得ないわけではないとしても、**現段階では、そのような政策選択を行う必要性や緊急性があることは、実証的に示されているわけではありません**。

2. 米国法における生成AI成果物の著作者等を巡る動向

Q． 生成AIの先進国である米国では、生成AIによる成果物に関し、その著作者性や著作物性はどのように捉えられているのでしょうか。

A． 米国著作権法では、**日本と同様に、著作者となり得るのは自然人であることが原則**です。また、日本と同様に米国法にも法人著作制度がありますが、この場合でも実際の著作行為は人により行われており、その成果物について、著作者としての地位に立ち、権利を保有する主体として法人等の機関の場合があり得るとされているだけであり、**法人著作制度があることにより、生成AIも著作者になり得るという結論にはなりません**。

その上で、2025年1月29日に、米国著作権局から報告書「Copyright and Artificial Intelligence － Part 2: Copyrightability」が公表されており、生成AIを利用して作成された作品の著作物性について、基本的には、従前、米国著作権局の登録実務において示されてきたガイドラインや生成AIにより作成された作品の登録申請に係る審決などの実態を踏まえた見解が示されています。

報告書の要点として、次のように示されています。

第1に、著作物性とAIの問題については、法制度を変更する必要はなく、既存の法律で対応できる。

第2に、AIは、人に取って代わるものではなく、人の創作活動をアシストする形でAIが利用された場合、そのことにより成果物の著作権保護に影響を及ぼすものではない。

第3に、当該作品においてAI生成資料が含まれている場合、人の著作者により創作されたオリジナルな表現についてのみ、著作権の保護がある。

第4に、完全にAIのみにより生成された資料や、表現的な要素に対しての人によるコントロールが不十分な資料については、著作権の保護の対象とはならない。

第5に、AIにより生成された成果物に対する人の寄与が、当該人の著作者性を構成する上で十分か否かは、ケース・バイ・ケースで分析検討される必要がある。

第6に、現在利用可能な技術的機能に基いて判断すると、人によるプロンプト(prompts)の入力だけでは、その成果物に対して十分なコントロールを提供していると

はいえない。

第 7 に、AI により生成された成果物において人による創作性が認識できる場合に、その部分について、その人は著作者として著作権が付与されることになる。また、成果物において創作的な資料の選択、調整又は配列がなされている場合や、創作的な変更がなされた場合も同様である。

第 8 に、AI により生成された成果物について、別途の著作権の付加や独自の保護(sui generis)を付与する正当性・必要性は、未だ示されていない。

Q. 繰り返し何度も種々のプロンプトをAIに入力するなどの創意工夫がなされていれば、通常の創作行為と同等に評価し得るとの考え方もありますが、2025年1月29日の米国著作権局の報告書ではどのように提言されていますか。日本における議論との相違はありますか。

A. 米国の著作権局報告書「Copyright and Artificial Intelligence Part 2: Copyrightability」(2025 年 1 月 29 日)では、プロンプト(prompts)の入力と成果物(アウトプット)との関係について、概略、次のように提言されています(直訳ではありません)。

「AI システムのユーザーの著作者性に関し、**現在の通常利用できる技術にかんがみ、プロンプトの入力のみでは、表現物の創作に対して人による十分なコントロールを提供しているとはいえない**」「プロンプトは、本質的に、保護対象とはならないユーザーのアイデアを伝達するための指示として機能している」

「プロンプトは、作成される成果物の表現的要素について十分な決定をするものではなく、また、当該 AI システムにおいて、当該プロンプトをどのように理解し、成果物に反映させるかということについて、コントロールしているものとは思われない」「プロンプトと成果物との間にある隔たりは、AI システムのユーザーは、当該システムにおいて、アイデアを表現物に変換することに対して、コントロールしておらず、**当該システム自体がその成果物における表現的要素の決定に大きな役割を果たしている**ことを示している」「換言すれば、プロンプトは、AI システムのユーザーのアイデア等を反映するものであるが、当該アイデア等の表現方法をコントロールするものではない」「同じプロンプトを入力しても、AI システムにおいて様々な異なる成果物を生成するという事実は、人によるコントールが欠如していることを示している」

「**繰り返し修正しつつインプットされるプロンプトであっても、この分析は変わるものではなく、成果物についてユーザーが著作権を主張するのに十分な根拠を提供するものではない**」「第 1 に、著作権はオリジナルな著作を保護するものであり、投入された労力等(「sweat of the brow」)を保護するものではなく、プロンプトを繰り返し修正して入力する時間や費用、労力は、著作者性とは関係がない」「第 2 に、幾度も修正して入力されるプロンプトは、ただ一つのプロンプトを入力することと、機能的に実質的に異なるものではなく、幾度も修正しつつ繰り返し入力されるプロンプトにより、ユーザーは、選択することができる多くの成果物を当該システムに生成させることになるとしても、成果物の生成プロセスに対する当該ユーザーのコントロールという側面では、その程度は異なるものではない」

「意見提出者の中には、成果物である作品に対して作者がコントロールしていなくても、著作者性が認められている実例があるとの主張もある。例えば、キャンバスのどこにペイントするか、あるいは野生の動物がいつカメラのフレームに入ってくるかについて、作者がコントロールしていなくても、ジャクソン・ポロック(Jackson Pollock:抽象表現主義の画家)の絵画や固定カメラにより撮影される自然の写真は、著作権保護の対象となり得るとされている」「しかし、これらの作品と AI 生成物とは性質が異なる。これらの作品においては、作者のアイデアの実施及び成果物における表現的要素の決定について、主として人が責任を負っている」「ジャクソン・ポロックは、その創作のプロセスにおいて、色彩や全体的な構成における各付加物の配置等の選択についてコントロールしており、当該選択を実施するために自身の体の動きを利用している。また、自然写真の場合には、写真家により選択されたカメラのセットにおけるアングルや位置、スピード及び露出、あるいは撮影後の映像の編集行為に著作権の保護が基礎づけられている」「作成プロセスにランダムな要素があるからといって、著作者性を排除するものではなく、問題となるのは、人によるコントロールの程度であり、成果物の予測可能性ではない」

他方、我が国では、令和 6(2024)年 3 月 15　日に公表された文化庁著作権分科会の「AI と著作権に関する考え方」まとめで、次のように提言されています。

「AI 生成物の著作物性は、個々の AI 生成物について個別具体的な事例に応じて判断されるものであり、単なる労力にとどまらず、**創作的寄与があるといえるものがどの程度積み重なっているか等を総合的に考慮して判断**される」「例として、著作物性を判断するに当たっては、以下の①～③に示すような要素がある」

「**① 指示・入力（プロンプト等）の分量・内容 **」「AI 生成物を生成するに当たって、創作的表現といえるものを具体的に示す**詳細な指示は、創作的寄与があると評価される可能性を高める**」「他方で、長大な指示であったとしても、創作的表現に至らないアイデアを示すにとどまる指示は、創作的寄与の判断に影響しない」

「**② 生成の試行回数**」「試行回数が多いこと自体は、創作的寄与の判断に影響しない」「他方で、①と組み合わせた試行、すなわち**生成物を確認し指示・入力を修正しつつ試行を繰り返すといった場合には、著作物性が認められることも考えられる**」

「**③ 複数の生成物からの選択**」「単なる選択行為自体は創作的寄与の判断に影響しない」「また、人間が、AI 生成物に、創作的表現といえる加筆・修正を加えた部分については、通常、著作物性が認められる」

このように、プロンプトの入力による著作物の創作について、米国著作権局の報告に比して、我が国の審議会報告のほうが、より幅広く捉えているというか、漠然とした議論がなされており、中国の裁判例などから単調に影響を受けているとも思われます。例えば、北京インターネット法院 2023 年 11 月 27 日判決「Li v. Liu」事件では、原告はプロンプトとしての指示語を入力し、パラメーターを設定し、当初の画像を作成し、その後、幾つかのプロンプトを追加し、パラメーターを修正し、最終的な作品を作成しており、そのような調整や修正は、原告の審美的選択や個性的な判断を反映するものであり、当該作品は原告により独自に完成され、原告の個

性的な表現が反映されたものであり、独自の創作性の要件を充足するとされており、かなり幅広く捉えています。

ユーザーが生成 AI に入力する累次のプロンプトの工夫に、当該ユーザーの個性が表れており、成果物に寄与していることは事実であるとしても、成果物の創作的表現そのものにユーザーが携わっていると評価し得るかは別問題であり、その点について、米国報告書の方がより厳密に捉えていると思われます。

3. 生成AIの開発・利用と著作権

（1） 生成AIの開発・サービスの提供と著作権

Q. 日本の著作権法では、情報解析など、著作物の表現の享受を目的としない利用は、原則として許容されていると理解していいのでしょうか。

A. 日本の著作権法 30 条の 4 では、著作物の録音・録画等の利用に係る技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合や、情報解析の用に供する場合、その他の著作物の表現の享受という著作物本来の創作目的とは異なる目的で著作物を利用する場合には、必要と認められる限度で、また、著作権者の利益を不当に害さない範囲で、利用することが許容されています。

例えば、試験の用に供する場合については、当該機器において著作物が適切に録音録画できることを確認等するために著作物を利用する場合には、当該著作物に係る本来的な利用でもなく、利益を害するものでもないことから許容されるという当然のことが規定されています。また、ビッグデータの解析により地球温暖化の動向を把握するため大量の報告書・文献やデータを蓄積して分析するといった情報解析においても、同様です。

著作物利用機器の**試験に供する場合や、ビッグデータを用いた動向分析等のための情報解析の場合に、非享受目的の利用に供された著作物の表現の本質的特徴が感得される成果物が公表されるようなことは、本来的に想定されません。**

30 条の 4 の規定は、基本的には、当該規定の導入前においても、当該利用により権利者に特段の不利益を惹起するものではなく、形式的に権利に抵触し得る不都合があることから、規定の整備がなされたものです。

換言すれば、通常の場合、権利者は、これらの行為に対して規制を及ぼすべき合理的理由はなく、権利者の実質的な不利益が想定されるような利用行為を想定して、権利者の権利の及ぶ範囲を実質的に制約したものではありません。

Q. 生成AIの開発における著作物の学習は、非享受目的の利用ですから、いずれの場合であっても法的問題はないのでしょうか。

A. 我が国では、30 条の 4 第 2 号の「情報解析」には生成 AI における学習も含まれることから、生成 AI の学習段階における著作物の利用は原則的に自由であり、

その後の段階における生成 AI の生成物に係る著作権侵害は別問題などと、単純に事柄を分離した議論もなされています。

しかし、生成 AI の開発における著作物の利用の場合は、上記の試験の用に供する場合などとは、基本的に事情が異なります。

生成 AI のシステム開発における既存の著作物等の「学習自体」により、その権利者の利益を害するものではありませんが、生成 AI の場合は、システムを開発して終結するものではなく、通常、当該システムは、何らかのコンテンツを生成することを目的として、個人や企業の利用に供されることが予定されています。

生成 AI の特性やユーザーの利用方法により、**生成 AI の学習においた利用された著作物の創作的表現が、当該生成 AI の生成物に反映され、また、当該生成物が対外的に利用される蓋然性のあることが定型的に想定され得るものです**。

仮に、30 条の 4 の規定が、生成 AI の開発者やサービスの提供者は、そのユーザーがどのような利用をするかは関知せず、ユーザーが著作権の侵害に係る利用をしたとしても、いかなる場合も何ら責任を負わないことを趣旨とする規定であるとすれば、いかにも不合理な条文ということになります。

この条文の正当性を維持する上では、**生成 AI の開発における著作物等の学習段階において、当該生成 AI の利用により合理的に想定され得る不適切な事態に対して相応の注意義務が求められる**と解することは、当然のことと思われます。

● **規定の解釈の整理**　現在の規定の文言の解釈としては、生成AIにおける学習に係る利用の中の一定のものは、そもそも非享受目的に該当しないという方法もあり得ると考えられ、また、著作権者の利益を不当に害する場合に該当すると解する方法もあり得ると考えられます。

要するに、機械学習に利用される限りでは、非享受目的と言い得ても、当該システムのユーザーによる利用行為をも含めた総体的な利用態様に照らし、享受目的が認められる場合には、開発と利用の段階的な分離的解釈ではなく、総体的な解釈を採る必要があると思われます。あるいは、機械学習に利用される限りでは、著作権者の利益を不当に害する場合とは言い得ないとしても、その学習済みの生成AIによる生成物により権利者の利益が不当に害されることが定型的に想定される場合には、そのことも含めて総体的な解釈を採る必要があるともいえます。

立法時に整理されているべきものが整理されていない場合において、現実的妥当性のある結論を導く上で、不出来な条文の文言に囚われて、徒に解釈の幅を狭める合理性はないと思われます。

Q. 生成AIシステムの開発者やサービス提供者には、利用される著作物の権利者との関係では、どのような観点から責任があることになるのでしょうか。

A. 生成 AI システムにおいて、何らの措置も講じなければ、元の作品の創作的な表現が生成物に反映されて、当該作品が無断で利用されることとなる蓋然性の高いことが想定される場合に、**合理的に期待される防止措置を不当に怠っている場合には、そのようなシステムの開発者やサービス提供者も過失による著作権侵害の責任が問われても、さほど不合理ではありません**。

AI の開発やサービスの提供、追加学習等に携わる場合には、不当な結果発生を完全に防止することは困難であっても、果たし得る、かつ、果たすべき注意義務を払う必要があります。

また、著作権侵害のみならず、**学習に利用される情報の創出者と生成 AI システムの開発者との間の利益の公正な分配という観点**から考察することも大切です。

例えば、諸国では、生成 AI が急速に普及し始めて以降、ニュース報道を担っている新聞社等のメディアが、従前からのニュースのポータルサイト運営者との間の紛争・協議のみならず、生成 AI の開発企業等との間で、苦労して作成した記事が大量に生成 AI システムの学習に無断で利用されているとして、訴訟を提起したり、和解して一定の使用料が新聞社等に支払われることで合意したりする事件が頻繁に生じています。

これらの事件は、権利者が過剰に反応しているというよりも、自己の正当な権利や利益を守るための合理的な行動と捉えられます。

Q. 生成AIの開発者やサービス提供者に過度の法的責任を課すとイノベーションを阻害することになりませんか。

A. 生成 AI の開発者等に一定の注意義務を求めると、生成 AI の研究開発を阻害し、諸国に遅れをとるといった論調もみられます。

しかし、**他者の権利の侵害を惹起する蓋然性が相応に見込まれる場合において、「法的規律の不存在＝イノベーションの推進」という単純な固定観念に捉われて、相応の措置を講ずることも不要とすることに合理的理由はありません**。

コンテンツの自由な利用がイノベーションを推進するという単純なものでもなく、イノベーティブな技術の有効な活用を図り、コンテンツの創造を推進していく必要があります。

国際的な潮流に照らし公正さを確保しつつ、生成 AI の研究開発を不当に阻害することなく、著作者の権利の相応の保護を図るバランスのある対応が求められているといえます。

Q. 検索と連動して機能する生成AIについては著作権法の問題はありますか。

A. いわゆる検索連動型の生成 AI の場合には、ネット上の最新のニュース記事その他の情報を元に、検索要求に対応したコンテンツを生成しユーザーに提示する機能を有しており、米国などにおいて当該 AI の開発企業は、主要メディアと提携するなど、著作権問題への配慮も表明しています。

我が国の著作権法では、検索連動型の生成 AI について、47 条の 5 の規定の適用の可否が論じられることもあります。

しかし、47 条の 5 は、本来、情報(所在)検索サービスにおいて求めるコンテンツに係る所在情報(URL)の提供サービスに伴う付随的な当該コンテンツのスニペット(短い抜粋)表示など、**著作物の軽微利用を許容するための規定**であり、基本的に権利者の利益を不当に損ない得る著作物の利用行為は想定されていません。

上記 30 条の 4 の規定と同様に、権利者としても権利行使する合理性がないような利用行為が基本的に想定されており、形式的にも権利に抵触しないよう規定が整備されているものです。

立法時に想定されていないものの、規定の文言に形式的に該当し得るところから、検索連動型の生成 AI サービスなどにも適用されるとの解釈を採るとしても、生成物における既存の著作物の利用が、権利者の利益を不当に害さない軽微な程度にとどまると評価され得るのは、かなり限られた場合と思われます。

（2）生成AIの利用と著作権

Q. 生成AIにより様々な生成物が容易に作成できますが、留意すべきことはありますか。

A. 生成 AI の開発が急速に進み、私たちの日常生活にも普及しつつあり、パソコンだけではなく、スマホでも利用できるようになっています。生成 AI のシステムにより、簡単な操作で、文章や画像、映像、音声、プログラムなど、様々なものを生成して、職業生活や日常生活に活用することができます。これからの時代では、生成 AI の機能を活用できる技能を習得することは有益なものですが、注意すべき事柄も多くあります。

生成 AI のシステムの開発に当たり、ネット上で流通しているものも含め、膨大な情報を集積して学習させており、これらの情報の中には、著作権法の保護対象となるものを無断で利用しているもののほか、プライバシーや名誉を毀損する情報、肖像権やパブリシティ権の侵害画像、差別的な見解、事実に反するフェイク情報など種々の不適切な情報も含まれている可能性があります。

そして、このような**無断利用の著作物や不適切な情報が生成 AI による生成物に反映される可能性もあります**から、とりわけ当該生成物を対外的に利用する場合には、生成 AI の**生成物の利用の適否について判断する能力や批判的に考察する能力を高めていくことが求められます**。

Q. 生成AIサービスを利用するユーザーに法的責任は生じますか。

A. 生成 AI により生成される成果を対外的に利用する場合には、その内容の正確性や適切性、あるいは著作権や肖像権、名誉声望、個人情報・プライバシーなど他者の権利を損なうおそれがないか否か、慎重に検証することが大切です。

仮に生成 AI の成果にそのような不適切な内容のものが反映されていた場合、当該生成 AI が学習したデータに起因するものであったとしても、当該生成 AI システムの開発者やそのサービスの提供者だけの責任に帰せしめられるとは限らず、事案によりそのサービスの**ユーザーにも相応の注意義務が認められ、責任が問われるおそれがあります**。

生成 AI システムの開発者やサービス提供者において、不適切な情報を検知し除外する技術や、権利者からの求めに応じて AI の学習対象から特定のコンテンツを

除外する技術、生成 AI を利用して作成された成果物を識別したり、その来歴を明らかにするための電子透かしによる情報を付加する技術など、様々な技術的な措置を講じることも重要な課題ですが、技術的措置にも限界はあり、**AI システムのユーザー自身が、その生成物の信頼性を確保する上で、一定の責任を果たすことが重要です**。

● **生成AIの利用実態の明示**　生成 AI の成果を利用したものを対外的に利用する場合に、ユーザーの創作的な寄与が認められるか否かにかかわらず、当該生成 AI の利用実態を明示することが大切です。これにより、その生成物に係る権利関係がより整理され、また、他者の権利を侵害するものが含まれていた場合に、論点の明確化に資するものとなります。

その全部又は一部が生成 AI システムを利用した成果であるにもかかわらず、あたかも自分が全て創作したものであるとして、ネットその他により世の中に公表することは、真正さを欠き、欺罔的行為となる場合もあり、法的なトラブルを惹起し、信用を喪失する結果となるおそれがあります。

Q. 生成AIシステムの生成物に不適切な情報が含まれていたとき、当該情報に関与していない場合であっても、当該システムのユーザーは法的責任を負いますか。

A. 無断利用の著作物や不適切な情報に係るデータを学習した生成 AI システムを利用することにより、直ちにそのユーザーに法的責任が生じるわけではありません。

生成 AI の開発における当該データの学習過程に当該ユーザーが関与している場合には、私的範囲内での利用であればともかく、対外的に利用する場合には、その生成 AI の生成物に学習データが反映されていることに関して、そのような事態を回避する注意義務があり、責任を有することは当然のことです。

当該ユーザーが当該データの学習に関与していない場合には、その生成物に当該データが反映されていても、当該データが不適切なものであるとは通常認識できないよう場合には、過失が認められない場合もあると思われます。ただし、過失がなく、損害賠償責任は負わないとしても、**権利侵害の事実が発生している以上は、当該生成物の拡布の差止、ネットからの削除等の請求を受ける可能性はあります**。

また、事案により過失が認められる可能性が全くないともいえません。例えば、当該 AI システムの開発過程又は追加学習の過程などにおいて芸能人、スポーツ選手、政治家その他著名人の肖像やキャラクターの画像が学習データとして無許諾で利用されていることが、**通常の注意義務を払えば十分に認識できる場合**に、これらの画像に類似した画像が生成物において感得できる場合には、**その画像の利用を回避すべき注意義務が生じ得る**と思われます。

なお、ユーザーにおいては、一般的には無断利用の著作物の判別は容易ではないことも想定され、**生成 AI システムの開発者やサービス提供者側において、技術的な措置も含め、侵害防止に向けての取組が期待される**ところです。

Q. 生成AIを利用して既存の美術作品の画風に類似した作品を制作することは著作権法で問題となりますか。

A. 特定の画家や漫画家、イラストレーターなどの作品を学習した生成 AI システムを利用して、プロンプト(ユーザーが入力する指示文)で指示を与えて、その画家等の画風に即した絵画を作成する場合は、当該システムのユーザーが法的責任を負う蓋然性が高くなります。

その AI が学習した元となる画家等の作品と、AI システムにより生成された作品を比較してみて、**元の作品の画風のみならず、元の作品の創作的な表現あるいは本質的な特徴までもが生成物において感得できる場合において、その生成物を私的な範囲内で利用するのみならず、対外的に利用する場合には、著作権侵害の責任を負うおそれがあります**。

画風等が類似するものが生成される可能性のあるプロンプトの入力をしているに過ぎないとの弁明はあり得るとしても、既存の著作物の表現と類似するものが生成され得ることに対する注意義務が全て回避できるわけではありません。

授業での利用に供する場合には、35 条の規定により著作物の複製等が認められる可能性もありますが、慣行に従い出所を明示することが求められており(48 条 1 項 3 号)、また、生成 AI により作成されたものであることを明示しておくことが適切です。35 条の規定により作成された複製物を授業目的以外で使用することは規制されています(49 条)。

Q. 生成AIの学習に利用された著作物の創作的表現が、生成物に反映されていても、そのシステムのユーザーには「依拠性」がないのではないですか。

A. 生成 AI の学習データに既存の著作物が含まれている場合において、生成 AI サービスを利用するユーザーがプロンプト(指示文)を入力して AI システムに指示を与えることにより、生成 AI に学習させた著作物に類似する生成物が生成された場合に、当該生成物を対外的に利用すると、生成 AI システムの開発者やサービスの提供者の責任が問われるだけではなく、当該サービスのユーザーにも責任が生じるおそれもあります。

一般に、著作権侵害の成立には、既存著作物への依拠性と類似性が必要とされています。依拠性がある場合は、既存の著作物の表現の利用について、それと認識しつつ行われる場合が通常ですが、無意識下での利用であっても、客観的に観察して、経験則に基づき依拠性が認められる場合もあります。もっとも、無意識下での利用の場合、損害賠償の要件の過失は消極に解されることはあり得ます。その場合でも、差止請求や削除請求等はなされ得ることになります。

生成 AI が学習データとして既存の著作物を利用している場合に、ユーザーがプロンプトの入力により作成した生成物において当該著作物の表現の本質的特徴が感得できる場合には、基本的には依拠性は認められると思われます。

当該**生成 AI システムにおいて、学習した著作物の表現を直接的に表すデータが蓄積されていない等の技術的特性がある場合でも、法的評価においては決定的なものではなく、それにより依拠性が排除される、あるいは法的責任に係る因果性が断ち切れる、ということには必ずしもなりません**。

Q．ユーザーが生成AIに入力するプロンプトに著作物が含まれている場合には、当該AIシステムのユーザーに責任は生じますか。

A． 例えば、次の英文を日本語訳せよとか、次の文章を要約せよ、次の画像を現代アート風に改変せよといった形で、**生成 AI のシステムに入力するプロンプト(指示文)自体に他者の著作物が含まれており、その生成物に当該著作物の表現の本質的特徴が反映されている場合には、その生成物の対外的な利用について、依拠性及び故意又は過失が認定され、ユーザーの著作権侵害責任が問われることは当然のことです。**

ただし、このようなプロンプトの入力により元の著作物の表現の本質的特徴が生成物に反映されている場合であっても、授業の利用に供する目的で生成した場合には、35 条の適用により適法な利用となる可能性があります。出所明示をした上で(48 条 1 項 3 号)、授業において知識を的確に他者に伝える観点からも、生成 AI の利用実態を明らかにする措置を講じることが求められます。

(3)我が国における生成AIと著作権に係る政策動向

Q．生成AIに関するプリンシプル・コードというものは、何ですか。

我が国の著作権法では、前記のとおり、30 条の 4 第 2 号の規定があることにより、生成 AI の訓練(学習)が相当程度、広く許容されているかのような言論が流布され混乱も生じていましたが、令和 6(2024)年 3 月 15 日の文化庁著作権分科会の「AI と著作権に関する考え方」により、一応の整理がなされ、30 条の 4 の規定があるとしても、様々な留意事項があることが示されました。しかし、コンテンツ創作を担う権利者団体においては、取り組みがなお不十分であり、早急に立法的措置が必要との主張も強くなされていました。

そのような状況の中、政府は、2026 年 8 月 25 日に「生成ＡＩの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード」を策定し、公表しました。このコードは、**法的拘束力があるものではなく**、生成 AI 事業者(生成ＡＩの開発者及び提供者)が行うべき透明性の確保や知的財産権保護のための措置に関する原則を定め、**各事業者の自主的な取り組みの促進**を目指すものです。

このコードの枠組みに参加するか否かは各事業者の任意ですが、その内容が関係事業者のコンセンサスや社会的信用・評価が得られるようなものであれば、一定の行動規範的な役割を果たすことも想定されているといえます。

英国で 2010 年に導入され、日本では金融庁が 2014 年に策定したスチュワードシップ・コードなどを参考にして、**「comply or explain」ルール**が採用されています。つまり、このコードに定める原則を生成 AI 事業者が実施しない場合には、その理由の説明が求められます(遵守しなくても、罰則等はありません)。

このコードは、３つの原則により構成されています。**原則１(概要開示)**は、生成 AI 事業者は、**透明性確保のための措置**及び**知的財産権保護のための措置**として講じるべきことが定められており、その状況を、ウェブサイトで公表し、内閣府に届け出ることとされています。透明性確保のための措置としては、AI モデルに関する情

報や、学習等に用いられたデータに関する情報、利用したクローラに関する情報などがあります。また、知的財産権保護のための措置としては、各事業者において保護ルールを策定することや、ペイウォール等のアクセス制限の尊重、robots.txt 等の機械可読な指示に従うクローラの採用等に取り組むこと、海賊版サイトなどへのクロール回避に取り組むこと、**知的財産権を侵害する生成物の生成を防止する技術的措置**を講ずること、**コンテンツの出所や来歴を証明する技術的措置**を講ずることなどが定められています。

また、**原則２（権利者からの開示要求）**では、権利者から法的措置の準備のために必要な情報の開示要求がなされた場合に適切に対応することが定められており、**原則３（生成 AI 利用者からの開示要求）**では、その生成 AI システムやサービスの利用者から、そのシステム等を利用して作成した生成物が他者の権利を侵害していないか確認する目的で開示要求がなされた場合に、適切に対応することが定められています。

4. 生成AI を巡る法的紛争の動向

Q. 米国などでは生成AIの学習に著作物を無断で利用された著作権者がAI事業者を提訴する事例が頻繁に生じていますが、どのように判断されているのでしょうか。

A. 生成 AI の学習（訓練）過程において、通常、膨大な著作物が利用されることから、著作権者の利益の適切な保護と技術革新への配慮とのバランスを図るため、著作権法における制限・例外規定の在り方が世界的にも重要な課題とされています。

日本では、前記のとおり、現状では、30 条の 4 の規定を中心とする解釈問題が当面の課題となりますが（権利者の利益保護のための早期の法改正を求める見解もあります。）、政府の審議会報告（2024 年 3 月 15 日文化審議会著作権分科会「AI と著作権に関する考え方（まとめ）」、2024 年 5 月 28 日知的財産戦略本部「AI 時代の知的財産権検討会（中間とりまとめ）」等）などで解釈の指針的なものが公表されているものの、これらは有権解釈あるいは公定解釈という性質のものではなく、何ら法的拘束力のあるものでもありません。また、我が国では、有益な裁判例も未だありません。

EU 諸国では、2019 年 4 月に採択された「Digital Single Market」ディレクティブ 3 条及び 4 条で規定されている TDM（text and data mining）に係る制限・例外規定の問題として扱われています。同ディレクティブの制定時には、今日のような生成 AI の普及は想定されていなかったものの、TDM は生成 AI の学習（訓練）過程と著作物の利用の性質が近接しているため、TDM に係る制限・例外規定の適用の是非が問われることになっています。

3 条では、非営利目的の学術的調査研究のための TDM に係る制限・例外規定を、4 条では、権利者の「opt-out」（利用の禁止）を可能としつつ、営利目的も含め一般的な TDM に係る制限・例外規定を各加盟国で整備すべきこととされています。商用の生成 AI の場合には後者が問題となります。この「opt-out」は、オンライン上で

公衆に利用可能とされているコンテンツを対象とする場合には、機械可読な方法（「.txt header file」等）などにより、適切な態様で明確に TDM を禁止する旨の留保がなされる必要がありますが、具体的な留保の態様や実効性等について検討すべき点が残されています。

● **米国における裁判事例**　米国では、著作権者から生成 AI の開発・サービス提供事業者に対して、多数の訴訟が既に提起されていますが、とりわけ、生成 AI の学習（訓練）における著作物の利用が米国著作権法 107 条で規定されている一般的な権利制限の**「フェアユース（fair use）」に該当し、適法となるか否かということが論点**となっています。

当該利用行為が「フェアユース（fair use）」に該当するか否か、司法において、諸事情を総合的に判断して柔軟に判断し得るのですが、判断の基準となる 4 要件が 107 条で例示的に規定されており、実際には、主にこれら各要件の充足性が検討されることとなります。

第 1 に当該利用の目的及び性質、第 2 に当該著作物の特性、第 3 に当該著作物の利用部分の量及び実質性、第 4 に当該利用による著作物の潜在的市場又は価値への影響ということが例示的に掲げられており、これら各要件の充足性が総合的に勘案されるわけですが、多くの事例では、第 1 要件及び第 4 要件が比較的重視され、大きな争点となっています。

2025 年 6 月に、生成 AI の学習（訓練）における著作物の利用の「フェアユース（fair use）」該当性について、米国連邦地裁で初めての判断が示されています。カリフォルニア州北部地区連邦地裁における2025年6月23日判決**「Bartz v. Anthropic」事件**（William Alsup 判事）と同 6 月 25 日判決**「Kadrey v. Meta」事件**（Vince Chhabria 判事）です。

● **「Bartz v. Anthropic」事件**　「Anthropic（Bartz）」事件の被告 Anthropic 社は、生成 AI モデル「クロード（Claude）」を提供をしており、「クロード」の基盤となる大規模言語モデル（LLMs:large language models）の学習（訓練）に膨大な書籍が利用されていたところ、無許諾で利用された著作物の著作者である原告らにより、著作権侵害を理由として提訴されました。

Anthropic 社は、学習（訓練）に用いるデータのライブラリの構築に当たり、法的問題を意識し、出版社からライセンスを獲得しようとした時期があったものの、効率的なライセンス処理が困難と判断し、代わりに書籍を大量購入して、スキャニングによりデジタル化にしてライブラリーに蓄積するとともに（元の紙の書籍は廃棄していた。）、著作権侵害物が含まれるオンライン・ライブラリー（「Book3」、「Library Genesis（LibGen）」及び「Pirate Library Mirror（PiLiMi）」（「shadow library」と呼ばれている。））から 700 万冊を超える書籍データをダウンロードして、ライブラリーに蓄積していました。大規模言語モデルの学習（訓練）には利用しないと判断した書籍データについても、このライブラリにおいて恒久的かつ汎用的な目的で保存されていました。

● **「Kadrey v. Meta」事件**　「Meta（Kadrey）」事件の被告 Meta 社は、「Facebook」「Instagram」などの SMS（social media services）の運営のほか、生成 AI「ラマ（Llama）」を提供していたところ、「ラマ」の LLMs の学習（訓練）のために無許諾で利用された著作物の著作者である原告らにより、著作権侵害を理由として提訴されました。

前記「クロード」の場合と同様に、「ラマ」の開発に当たり、Meta 社は、当初、書籍の出版社からライセンスを獲得しようとしていましたが、AI の学習に必要となる権利は、一般に出版社ではなく個々の著作者が保有しており、また、これらの権利の集中管理も進んでいなかったことなどから、違法なコンテンツが含まれる「shadow library」と呼ばれる違法サイト(「Library Genesis（LibGen)」、「Anna's Archive」、「Books3」)から書籍データをダウンロードして、集積していました。

● **フェアユースの認定と課題**　これらの両事件の判決では、生成 AI における学習(訓練)のための著作物の利用行為は、元の著作物の性質・目的とは異なり、著作物の変容的(transformative)な利用であるなどとして、結論的には「フェアユース(fair use)」に該当するとされています。

これら 2 つの事案では、いずれも当該生成 AI のアウトプットについて、元の学習(訓練)に利用された著作物と同様又は類似するものが生成されないようなフィルタリング措置が講じられていたことが判断の大きな前提とされています。学習(訓練)での著作物の利用と生成物との関係が単純に分断されることなく判断されており、条文構造は異なるものの、日本の著作権法の 30 条の 4 の解釈でも同様に求められる観点です。我が国では同条の存在に関し、「日本は機械学習パラダイスである」などという貧相な形容が一部でなされていますが、前記の著作権分科会「AIと著作権に関する考え方(まとめ)」などにおいて、ある程度の軌道修正が図られています。

なお、前記の２つの事案では、生成 AI の訓練(学習)のための著作物の利用については、結論的には「フェアユース(fair use)」に該当するとされているとしても、生成 AI の訓練(学習)のための著作物の利用が総じて適法とされているわけではなく、各事案の特性に応じた判断がなされているに過ぎず、種々の条件の下に、その結論に至っていることに留意する必要があります。

まず、「Anthropic(Bartz)」事件判決では、訓練(学習)の前段階の訓練(学習)に用いるデータの集積、つまりライブラリの構築に関し、違法サイトからのダウンロードは「フェアユース(fair use)」に該当しないとされています。したがって、同判決に照らせば、訓練(学習)に用いられるコンテンツの取得ソースが適法であることが求められ、違法サイトからコンテンツをダウンロードして生成AI(そのLLM)に学習(訓練)させる場合は、少なくとも学習データを蓄積するライブラリの構築に伴う著作物の利用について、「フェアユース(fair use)」が否定され、権利侵害に問われるおそれがあります。

この違法サイトからのダウンロードされた著作物の損害賠償等については引き続き審理されることとされていましたが、2025年8月初旬に、当事者間で和解が成立した旨が公表されており、同年9月5日、連邦地裁に和解の承認申請が行われました。

和解内容としては、過去の無許諾の利用に関し、一著作物当たり3,000ドルの賠償額とされ、とりあえず50万冊が海賊版サイト「LibGen」や「PiLiMi 」からダウンロードされ、無断で利用されているとした場合、15億ドルの賠償金を支払うべきこととされ、もし無許諾利用された著作物が50万冊を越える場合には、各著作物に

つき3,000ドルを追加することとされている旨が報じられています。しかし、連邦地裁は、2025年9月8日、同和解案を承認しなかったため、直ちには終結しませんでした。その後、同月において、どの程度の権利者が集団的な和解協議から離脱するかなど必要な情報が不足していることから最終的な承認は先送りされ、仮承認がなされた上で、和解手続きが進められることとされています。自己の作品の和解の対象物該当性について公式のウェブサイトで確認できるようにされており、著作者や出版社が和解金を取得するためには、2026 年 3 月 30 日までに申し出ることとされ、また、独自に訴訟を提起する場合には、2026 年 2 月 9 日までに和解協議から「opt-oue」する申し出を行うこととされており、和解案に異議がある場合には、その理由を示して 2026 年 2 月 9 日までに申し出を行うこととされています。

2026 年 4 月 23 日に最終的な聴聞が行われた上で、和解案の承認が決定されることが予定されていましたが、結局、同年 5 月 14 日に最終的な聴聞が行われたたものの、同日の段階では、連邦地裁判事は和解案に最終承認を与えませんでした。そして、2026 年 7 月 20 日に漸く、数千人の著者に 1 著作物あたり 3,000 ドルを支払うという総額約 15 億ドルの著作権侵害訴訟和解案を連邦地裁判事は最終的に承認しました。

つまり、生成 AI の訓練(学習)のための著作物の利用自体については、被告 Anthropic 社の「フェアユース(fair use)」が認められたものの、結論的には、海賊版サイト「LibGen」や「PiLiMi 」からダウンロードした書籍の利用について、巨額の和解金を負担することとなりました。

次に、「Meta(Kadrey)」事件判決に照らせば、たとえ原告の著作物の利用を防止するフィルタリング等の措置が講じられ、生成物において当該著作物の表現が再生されない場合であっても、生成AIのアウトプットにより、当該著作物と類似するスタイルを有する作品が瞬時かつ膨大な数で市場に流通することにより、元の著作物の潜在的市場や価値が損なわれること(「市場の希釈化(market dilution)」)が適切に立証される場合には、「フェアユース(fair use)」が否定されるおそれがあります(この事案では市場の毀損についての原告の主張・立証が不十分であるため、裁判所としては被告に有利な判断をせざるを得ないとされています)。

このように、米国著作権法には一般的な「フェアユース(fair use)」規定があるからといって、生成AIの開発・運用において著作物の利用をそんなに自由に行い得る環境にあるとはいえません。今後、更に関連する裁判例が出されてくると思われますが、どのような方向で収斂していくかは、現時点では明確に捉えることは困難な状況にあります。

● **市場の希釈化(market dilution)** 「市場の希釈化(market dilution)」論は、従来の「フェアユース(fair use)」が関わる事例では重視されていませんが、生成AIに関わる事例では、頻繁に論じられるようになっています。

2025年5月19日に公表された米国著作権局報告書(暫定版)(Copyright And Artificial Intelligence Part3: Generative AI Training)では、「市場の希釈化(market dilution)」について、「著作権局としては、これは未知の領域の問題であり、「フェアユース(fa

ir use)」の第4要件の適用において、狭く解するべきではないと認識しており、法文の文面上も潜在的市場へのいかなる影響も包摂されている。」「AIシステムがコンテンツを生成するスピード及び規模にかんがみ、同種類の作品が溢れ出すことにより当該著作物の市場の価値が損なわれる深刻なリスクが生じている。」「もし生成AIによる数千の恋愛小説が市場に出される場合、生成AIの訓練に用いられた人の創作による恋愛小説は、より少数の部数しか販売されない可能性が高くなる。」「訓練に用いられた著作物とスタイル的に類似している資料をAIモデルが生成することにより、当該著作物の市場の損害が生じ得る。」「当該アウトプットが、元となる特定の著作物と実質的に類似していない場合であっても、作品のスタイルの模倣は、創作者の市場に影響を及ぼし得る。」「全米脚本家組合(the Writers Guild of America：WGA)の言葉では、生成AIシステムにおいて脚本家・著作者のスタイルを模倣するように指示され得ることから、このような行為に「フェアユース(fair use)」を適用することは、無許諾かつ対価なしでその作品を元に訓練された生成AIにより生成された脚本と競争することを、脚本家に強いることになると述べられている。」とされています。

従前、「作風」や「芸風」というものは著作権法の保護対象とはならないとされ、既存の「作風」や「芸風」に依拠しつつ、新しい表現物を創作することは適法な行為とされてきました。「スタイル」というものは、その定義が不明のところがありますが、表現物そのものではないとしても、「作風」や「芸風」と一般に言われるものよりも、やや表現物に近接するものが想定されているのかもしれません。いずれにしても、截然と線引きできる性質の問題ではないとも言えます。

また、「スタイル」の模倣による市場や価値への影響は、例えば、文章の中でもニュース記事と文芸作品では大きく異なり、また、画像の中でも絵画と商用デザインでは大きく異なることが想定されます。したがって、具体的な事案において、生成AIにより大量に市場に溢れ出されるコンテンツが、元のコンテンツの市場や価値を不当に毀損するものと評価することが公正か否か、具体的にどのような「スタイル」がどの程度模倣されると、権利者の市場を不当に毀損することになるのか、妥当な評価の在り方を見定めるためには、今後の事例の積み重ねが必要となります。

この問題は、生成AIがクリエーターの創作活動の場を奪うおそれがあるという社会問題とも関連しています。

5. デジタルレプリカ等を巡る諸問題

（1）デジタルレプリカ等に関わる知的財産問題

Q. 生成AIを利用して芸能人等にそっくりの肖像や音声を作成することが容易にできますが、法律的な問題はないのでしょうか。

A. 今日、デジタル技術、あるいは生成AIを用いて、芸能人やスポーツ選手、政治

家などの有名人やその他の人々の肖像や音声について、本物そっくりの態様で作出することが容易になっています。

そのような肖像や音声の不正な利用により、本人の名誉等を侵害したり、社会の人々を欺罔し、判断を誤らせたりするような事象が頻繁に生じています。デジタル・レプリカ又はディープフェイク問題とも呼ばれており、新聞等でもしばしば報じられています。SNS等において偽情報が拡散されると、その情報の対象となる人物の利益の問題だけではなく、健全な世論の形成や民主主義の根幹にも関わることとなります。

表現の自由や報道の自由などの観点から社会的に容認される限度を超える場合においては、名誉毀損、プライバシー等の人格権等に係る問題となり、また、その利用態様により、知的財産的側面の問題も惹起します。

つまり、人々の肖像や音声自体は創作物ではないものの、デジタル・レプリカやディープフェイクにおける肖像等の利用態様に応じて、いわゆる**パブリシティの権利侵害問題を惹起**する可能性があります。

我が国でもパブリシティの権利は裁判例により認められており、「ピンクレディー・パブリシティ」事件の最高裁平成24年2月2日判決(上告棄却)において、パブリシティ権侵害の認定要件が整理されています。「肖像等を無断で使用する行為は、①肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用し、②商品等の差別化を図る目的で肖像等を商品等に付し、③肖像等を商品等の広告として使用するなど、専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするといえる場合に、パブリシティ権を侵害するものとして、不法行為法上違法となる」とし、基本的な原則を示しています。

したがって、生成AIを用いて、**専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的**として、デジタル・レプリカやディープフェイクにより他者の肖像を利用する場合に、パブリシティ権侵害を構成するおそれがあることになります。

なお、我が国のパブリシティーの権利に係る裁判例の多くは、個人の容姿が無断で利用された事例であり、音声の利用に係るものではありませんが、芸能人等の音声も顧客誘引力があるものであれば、同様にパブリシティの権利の保護対象となり得ることは当然のことです。

また、芸能人等の容貌や音声に顧客吸引力がある場合であっても、一つの芸能としての歌まねの場合などように、本人と区別し難いほどに酷似した歌唱をしたとしても、それが本人の歌唱でないことは視聴者にも明らかであり、その本人の顧客吸引力を直接的に利用しているというよりも、その本人とそっくりの歌唱等を行うことのできるその演者自身の顧客吸引力により利益をあげているものと捉えられ、他に本人の利益を不当に害する特別の事情がない限りは、直ちにパブリシティその他の権利侵害を構成するものではないと考えられます(歌唱に用いた楽曲の著作権をクリアしておく必要はあります)。

なお、芸能人等の肖像や音声が「商品等表示」に該当するような特別な事情が認められる場合には、不正競争防止法第2条第1項第1号又は第2号の不正競争行為を構

成する可能性もあり得ますが、限られた事案と思われます。

Q. デジタル・レプリカの問題に対して、不正競争防止法ではどのように規制されますか。

A. デジタル・レプリカに係る保護法制としては、我が国では、パブリシティ権(民法・不法行為法)のほか、不正競争防止法の適用が中心となりますが、不正競争防止法が適用されるデジタル・レプリカに係る事案は限定的とも思われます。

2025年5月に経済産業政策局知的財産政策室から「肖像と声のパブリシティ価値に係る現行の不正競争防止法における考え方の整理について」が公表されており、当面、法改正ではなく法解釈で一定の対応を図る方針が示されています。

基本的な考え方としては、「現行不競法上、俳優や声優等の肖像や声等の利用に関しては、**周知表示混同惹起行為**(不競法第2条第1項第1号)、**著名表示冒用行為**(同項第2号)、**誤認惹起行為**(同項第20号)、**信用毀損行為**(同項第21号)において、事案によっては該当し得る。ただし、実態として、①肖像や声の周知の程度、②肖像や声の利用形態等の観点により、個別に判断をしていく必要がある。」と整理されています。

そして、「周知表示混同惹起行為(不競法第2条第1項第1号)・著名表示冒用行為(同項第2号)」について問題となる要件として、「「商品等表示」自他識別力又は出所表示機能を有するものでなければならず、表示が単に用途や内容を表示するに過ぎない場合には商品等表示にあたらない。」とされています。

また、「「商品等表示を使用」商品やサービスの出所を識別する目的で使用されなければならず、例えば、有名人がテレビCMに出演していたとしても、視聴者は当該有名人をテレビCMの対象となる商品を示す商品等表示だとは考えないため、このような場合は一般的に商品等表示を使用しているといえない。」とされています。

次に、「誤認惹起行為(同項第20号)」について問題となる要件として、「…広告…に…誤認させるような表示をし」の規定の「広告」とは「公衆に対してなされる表示のうち営業目的をもってなされたものを指す。」、「営業」とは「単に営利を直接の目的として行われる事業に限らず、事業者間の公正な　競争を確保するという法目的からして、広く経済収支上の計算の上に立って行われる事業一般を含む。」とされています。

また、具体的な適用事例が示されており、**肖像の事例**としては、生成AIを用いて、ある人物の肖像を使用した写真を作成し、それを販売した場合には、「当該人物が周知な人物であれば、不競法第2条第1項第1号によって対処し得る。」とされています。

また、生成AIを用いて、ある人物の肖像を使用した広告を作成し、それを広告として使用した場合には、「当該人物が広告対象の商品・役務と関連する分野において信用のある人物であれば、不競法第2条第1項第20号・第21号によって対処し得る。」とされています。　誤認表示や信用毀損を構成し得るだけの「商品・役務と関連する分野において信用のある人物」という限られた場合のデジタル・レプリカ事案に適用があるものと思われます。

声の事例としては、ある人物と同一の声を出力することができる生成AIを用いて、当該生成AIに当該人物の持ち歌ではない曲を歌わせ、それを動画投稿プラットフォームに投稿した場合には、「当該人物の声が周知であれば、不競法第2条第1項第1号によって対処し得る。」「打ち消し表示（例：「AI○○に歌わせてみた」）が付されている場合には、不競法第2条第1項第1号では対処が難しいが、理論上は、著名性が認められれば、不競法第2条第1項第2号にて対処可能。」とされています。後者について、理論上は対処可能とされているものの、現実的にはどのような場合に対処可能であるのか明確にされていません。

また、ある人物と同一の声を出力することができる生成AIを用いて、当該人物の声を使用した目覚まし時計を作成し、それを販売する場合には、「当該人物の声が周知であれば、不競法第2条第1項第1号によって対処し得る。」「声だけでなく、声と特徴的な台詞とがセットになって使用されている場合は、より広く不競法第2条第1項第1号において対処し得る。」とされています。

Q．パブリシティの権利は、我が国では判例上認められているに過ぎず、デジタルレプリカ等の問題に適切に対応するために、早急に立法により明確化すべきではないですか。

A． パブリシティの権利の保護の在り方は諸国により様々な状況にありますが、我が国での立法を考える上では、現在の裁判例による保護では不十分であることが実証されることが求められます。保護されるべきものが立法の怠慢により保護されていないとすれば問題ですが、現時点ではそのようなことが明確に立証されているわけではありません。

また、立法化に際しては、パブリシティの権利の保護範囲の画定のほか、その権利の内容、権利の譲渡性・相続可能性、保護期間の問題など、多くの解決すべき課題がありますが、必ずしも容易にコンセンサスが形成されるものではありません。

例えば、米国では、多くの州の法律において、これまでパブリシティの権利が明確に保護されてきており、近年、デジタルレプリカ・ディープフェイク問題に対応するために州法の改正も進められてきていますが、その内容は様々であり全米に適用される連邦法による保護の明確化と一貫性の確立が課題とされています。

米国の連邦レベルでは、様々な議員立法が提案されるとともに、2023年8月から、AI技術に関わる著作権制度の問題について、議会図書館著作権局において、人々の意見を踏まえつつ、幅広く調査し、逐次報告書をまとめ公表することとされており、その一環として、2024年7月31日に「Copyright and Artificial Intelligence - Part1 Degital Replicas」が公表されています。この報告書では、プライバシーの権利、パブリシティの権利、知的財産権、不正競争、消費者保護といった分野において、デジタル・レプリカやディープフェイクの問題に関わる既存の連邦法及び州法による保護の可能性について検討されており、一定の保護が図られているものの、全国を通じて無許諾のデジタル・レプリカ等の利用から権利者の十分な保護を図る上では、新しい連邦法の創設が必要である旨提言されています。

米国議会では、種々の関連法案が検討されてきたが、代表的なものとして、「NO FAKES Act」(the Nurture Originals, Foster Art, and Keep Entertainment Safe Act)が超党派により取り組ま

れています。

2025 年 5 月 26 日付けの日本経済新聞では、不正競争防止法を所管している経済産業省知的財産政策室の考え方が解説されており、声に関する俳優等の利益の保護について、現行法で一定程度対応できることを示すにとどめ、法改正や指針の策定を見送った理由として、法整備を求める意見もあるものの、多様な見解が存在しており、技術的にも過渡期にあること、不正競争防止法の改正では限界があることなどが考慮されたとされています。

Q. 法務省において、肖像、声等の無断利用による法的問題について、パブリシティ権を中心として解釈指針を公表しているということですが、従来の考え方から方針転換されているのでしょうか。

A. 令和 8 年 8 月 7 日に法務省の「肖像、声等の無断利用による民事責任の在り方に関する検討会 取りまとめ報告書 ―生成 AI によるパブリシティ権侵害等に関する解釈指針―」が公表されています。比較的短期間でまとめられており、従来の考え方を転換したというよりも、パブリシティ権や肖像権について、一般的に考えられている事柄が整理されたものと捉えられます。

この報告書では、最高裁平成 24 年 2 月 2 日判決「ピンクレディー・パブリシティ」事件において「人の氏名、肖像等(以下、併せて「肖像等」という。)は、個人の人格の象徴であるから、当該個人は、人格権に由来するものとして、これをみだりに利用されない権利を有する」とされ、また、「肖像等は、商品の販売等を促進する顧客吸引力を有する場合があり、このような顧客吸引力を排他的に利用する権利（以下「パブリシティ権」という。)は、肖像等それ自体の商業的価値に基づくものであるから、上記の人格権に由来する権利の一内容を構成する」とされていることを踏まえ、肖像等をみだりに利用されない権利及び肖像等に係るパブリシティ権のいずれも、**「肖像等」に人格の象徴である人の「声」が含まれることが再確認されています**。

同最高裁判決では、パブリシティ権を侵害して不法行為法上違法となる場合として、①肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用し、②商品等の差別化を図る目的で肖像等を商品等に付し、③肖像等を商品等の広告として使用するなど、専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするといえる場合が挙げられており、この枠組みは「声」に係るパブリシティ権侵害についても同様であることを前提として、あり得る事例を設定して検討されています。

肖像等をみだりに利用されない権利の侵害の判断基準については、具体的な事例ごとに、肖像権による実質的な保護の対象となる権利利益を検討し、その性質を踏まえて、本人の社会的地位・活動内容、肖像の利用の目的・態様・必要性等の各要素を総合考慮し、肖像権の侵害が社会生活上受忍の限度を超えるか否かという観点から侵害の有無を判断することとされ、声をみだりに利用されない権利の侵害の判断基準も、そのような肖像権侵害の判断基準と異ならないものと解されるとされています。

(2)ディープフェイク・デジタルレプリカに関わる雇用問題

Q． AI技術の普及によりそれまで人間が担ってきた仕事が機械に代替されて、人々の雇用機会が奪われるという懸念が提起されることもありますが、デジタルレプリカなどに関してもそのような問題はありますか。

A． 我が国でも、2023年の米国における脚本家や俳優等の組合による大規模なストライキの模様が報道されていましたが、生成AIの利用により脚本を効率的に作成したり、また、既存の実際の映像や音声を一つの部品として生成AIにおいて利用して、新しい作品を作成したりすることにより、従来の作品作りに必要とされた脚本家等の著作者や俳優等の実演家の労働の機会を奪いかねないという問題が提起されています。

米国の脚本家や俳優等の組合によるストライキでは、物価上昇に対応した報酬の引き上げや、映画のストリーミングサービスを巡る報酬の在り方などのほか、デジタルレプリカの活用など生成AIによる雇用機会の減少や知的財産権の侵害への対応も重要な交渉事項とされていました。

映画、テレビ、ラジオ等の脚本家で組織される労働組合である WGA(Writers Guild of America)と全米映画テレビ制作者協会(AMPTP: Alliance of Motion Picture and Television Producers)との間で労働協約の協議が難航し、WGAは2023年5月からストライキを実施し、同年9月に漸く暫定合意が成立しています。また、映画俳優組合・全米テレビラジオアーティスト連盟(SAG-AFTRA: Screen Actors Guild - American Federation of Television and Radio Artists)は、AMPTPとの間で労働協約の協議が難航し、2023年7月からストライキを実施し、同年11月に漸く暫定合意が成立しています。これらの新しい労働協約では、労働組合側の要求が全て受け入れられているわけではありませんが、生成AIの利用に伴う諸問題についても、一定の配慮が払われています。

なお、我が国でも、2024 年 11 月 13 日に、生成 AI に関する音声業界三団体(協同組合日本俳優連合、一般社団法人日本芸能マネージメント事業者協会、一般社団法人日本声優事業社協議会)から、「AI の影響は声の分野にも及んでいます。インターネット上の SNS 等においては、実演家(俳優、声優、歌手等)の声を無断利用した音声や動画が無数に公開されており、現在の状況は無秩序と言わざるを得」ないとして、「① 生成 AI 音声を、アニメーション及び外国映画等の吹替では使用しないことを求める」「② 生成 AI 音声を学習・利用する際は、本人の許諾を得ることを求める」「③ 生成 AI 音声には、AI による生成物であることの明記を求める」との主張が公表されています。

一般論として、俳優や声優等の実際の実演による音声や映像、あるいは脚本を生成AIにおいてデータとして利用して新しい作品を創出する場合には、その利用態様によっては実演家や著作者の権利が及ぶ可能性があり、事前の許諾を得べきこととなります。ただし、生成AIによる成果物において、その素材として利用された既存の音声や映像等を認識することがおよそ不可能な場合にまで、その素材となった音声や映像等に係る実演家や著作者の権利が及ぶか否かについては様々な意見があり得ます。また、既存の法律による権利の範囲か否かという問題とは別に、ひとつの

業界秩序の形成に取り組むことが有益である場合もあり得ます。

また、俳優や声優等の音声や容姿等とは無関係に、生成AIにより独自の画像・音声を合成して作品を作成することにより、俳優等の雇用機会を減少させる問題は、知的財産権の問題というよりは、生成AIの導入による就労機会の喪失という労働問題の側面が問われることとなります。

第6章　教育機関等における著作物の利用と著作権

1. 授業目的の著作物の複製・公衆送信等

（1） 35条の規定による複製・公衆送信等

Q. 学校等の教育機関ではどのような著作物の利用が認められているのですか。

A. 学校等では、多種多様な著作物が日々利用されており、これらの利用の都度、権利者の許諾を得なければならないとなると、公教育を円滑に実施することは困難となります。

そのため、35 条の規定により、学校その他の教育機関では、「教育を担任する者」及び「授業を受ける者」が、**授業の過程における利用に必要な限度で、公表された著作物を複製したり、公衆送信したり、公衆送信されているものを受信装置を用いて公に伝達したりすることが許容されています**(35 条 1 項)。

また、この場合、必要に応じて、著作物を翻訳、編曲、変形又は翻案した上で複製等することも可能です(47 条の 6 第 1 項 1 号)。また、慣行に従い、出所の明示が求められています(48 条 1 項 3 号)。的確に知識を伝達するためにも、それが現実的に妥当でない場合を除き、できる限り出所の明示はなされるべきです。

また、教育機関に限定されているわけではありませんが、38 条 1 項では、**非営利かつ無償(かつ無報酬)の場合には、著作物の上演、演奏等の無形的な利用が認められています**。教育機関においては通常の授業や学園祭、体育祭などの特別活動などで、この規定を利用することも少なくありません。

さらに、32 条の**引用の規定により、教育指導において他者の著作物を利用する場合もあります**。

Q. 授業目的での著作物の公衆伝達というのは、どのような行為ですか。

A. 「公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達」することとは、放送やインターネットの映像等を教師用の端末装置で受信し、ディスプレイに表示して児童生徒等に提示することなどが想定されています。

放送やインターネットの映像等を 35 条 1 項により複製して、その複製物を用いて 38 条 1 項により非営利・無料の上映として授業で利用することも可能です。

放送されるコンテンツを生徒等に視聴させる行為については、従来より、38 条 3 項の規定により可能とされてきました。

ウェブページのアドレスや二次元コードなどが教科用図書に掲載されている場合に、それらを利用して生徒各人の端末で当該コンテンツを視聴する場合は、配信サイトから各生徒に公衆送信がなされていることになり、ここでの公衆伝達ではありません。

Q． 35条の規定により著作物の複製や公衆送信等が許容される教育機関には、どのようなものが含まれるのでしょうか。

A． 35 条の規定で著作物の複製や公衆送信等が許容されている「教育機関」は、**非営利目的の機関が想定されています**。

小学校、中学校、高等学校などの初等中等教育機関や、大学や高等専門学校等の高等教育機関、あるいは専修学校や各種学校も含まれます。

また、公民館等の社会教育施設、公的研修施設、公的な職業能力開発施設等も含まれます。組織的・継続的な教育機能を営む機関であることが必要です。

教育機関の設置主体が営利目的のものは除かれ、例えば、私人の経営する予備校や塾、会社等の職員研修施設などは該当しません。、

Q． 35条の規定により著作物の複製や公衆送信等を行うことができるのは誰でしょうか。

A． 35 条の規定で著作物の複製等を行い得るのは**「教育を担任する者」と「その授業を受ける者（児童生徒など）」**です。したがって、教師が副教材に著作物を利用する場合だけではなく、生徒による自発的な学習活動における著作物の利用も、授業での利用に供することを目的としている場合には、対象になり得ます。

しかし、例えば教育委員会がまとめてプリントを作成し、所管の学校に配布するようなことは、作業としては効率的かもしれませんが、著作権法で許容される行為ではありません。また、教育委員会や学校において、教材データバンクを構築して、各教員が適宜ダウンロードして、その授業で利用できるようにすることも、この規定で想定されている行為ではありません。教員の負担軽減という観点からは合理的かもしれませんが、権利者の許諾を得た上で行う必要があります。

なお、学校事務職員などが教師等を補助する形で事実上の複製作業を担うことなどは許容されます。

Q．授業中における著作物の利用行為は全て35条1項で許容されるのでしょうか。

A． 35 条 1 項では、「授業の過程における利用に供することを目的とする」場合に限られていることに留意する必要があります。

「授業の過程」とは、教科・科目の授業だけではなく学校行事やクラブ活動など特別活動も含まれます。部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学習指導要領上は教育課程外と位置づけられるとしても、学校の管理下の教育活動の一環であり、組織的・継続的な教育活動であることに変わりはなく、本条の対象に含まれるものと考えられます。

なお、この規定には、社会教育施設の講座も含まれることから、学校開放による生涯学習講座なども該当すると解されます。

また、授業時間中に利用されるのであれば、何でも自由に利用できるわけではなく、**公的教育の目的や効果に照らし、当該著作物を利用する必要性が客観的に認められることが求められます**。

授業とは関係のない場合、例えば、生徒の自主的な自宅学習の参考資料として、参考図書から複製したものを配布することなどは、規定の趣旨から逸脱します。

Q. 授業目的であれば自由に複製や公衆送信ができるのですか。

A. 授業目的であればいかなる利用であっても許容されているわけではありません。「**必要と認められる限度**」であり、また、「当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし**著作権者の利益を不当に害することとなる場合」は、この制限規定の適用は除外されます**ので、注意してください。

例えば、担当クラスの生徒数を相当に上回るような大量部数をコピーするようなことは「必要と認められる限度」を越えることは明らかです。なお。授業参観に出席している保護者などは、必要な範囲に含めても、不合理ではないと思われます。

Q. 著作権者の利益を不当に害する場合とは、具体的にはどのような場合でしょうか。

A. 利益を不当に害する場合に関して、一律な基準はありませんが、販売市場において当該書籍等の売れ行きが低下するか、将来的な潜在的市場に影響を与えるか、などの観点から個別の判断が求められます。

受講者数の範囲内であっても、当該著作物の特性や複製又は公衆送信された分量及び当該著作物全体における複製範囲の割合などにかんがみ、**市場代替性の程度が高いと認められる場合は、利益を不当に害するものとして許容されません**。

市販のワークブックやドリル、学習用ソフトなどのように、本来的に学校の授業の過程における利用を目的として作成された補助教材を１部購入して、生徒の数だけコピーしたり、送信したりするようなことは、権利者の利益を不当に害するものです。楽譜なども実務上慎重な取り扱いが求められています。

ワークブックについて、一回当たりの利用では当該商品の限られた範囲を複製するものであったとしていても、何回も**定期的な利用をすることにより累積的に当該商品の相当範囲にわたり複製するような行為などは、著作権者の利益を不当に害することになります**。また、絵画や写真の複製については、必ずしもその一枚全体の複製が権利者の利益を害するものではないとしても、高品質の高精度カラーコピーを配布するとすれば、市場代替性はかなり高くなると思われます。

公衆送信については、教員や生徒、保護者などは送信の相手方として妥当ですが、授業とは関係のない者が容易に受信できないような配慮が求められます。また、オンデマンドによる異時の送信形態も含まれますが、授業に必要とされる配信期間を超えて送信されないよう留意してください。

● **市場代替性の程度の高い利用と学習基盤の衰退**　例えば、定価が比較的高く、発行部数も少ない学術文献について、当該書籍の中核を占める章をクラスの人数分複製又は公衆送信して配付することは、市場代替性の程度が高く、権利者の利益を不当に害するおそれがあります。

複製して利用できないとすれば学習コストの負担が増加し、学習機会を奪う結果を惹起し、教育格差を拡大するとの懸念もあり得るとは思われます。しかし、他方では、そのような分野の**創作活動や出版事業の継続性を確保できなければ、最終的には学習の基盤を損なうおそれがあることも考慮する必要があります**。

（2）授業目的公衆送信の補償金制度を巡る諸課題

Q．授業目的の著作物の公衆送信の補償金制度とは何でしょうか。

A． 35 条 1 項で許容される「公衆送信」には、対面授業のための予習・復習用の資料を異時に送信したり、教室における講義映像・講義用資料を同時又は異時に送信したり、スタジオ型の授業を同時又は異時に送信したりする場合など全ての形態が含まれます。また、受信者（受講者）がダウンロードして資料を複製することも、授業目的の複製として許容されます。

複製の場合と異なり、**公衆送信を行う場合には、教育機関の設置者は、補償金を著作権者に支払う必要があります**（35 条 2 項）。ただし、平成 15 年改正による同時中継授業（合同授業、僻地遠隔授業、院内学級等）に係る公衆送信については、補償金は除外されています（35 条 3 項）。

Q．同じ範囲の著作物の利用であるにもかかわらず、対面授業で著作物を複製したり、提示したりする場合には補償金の対象とはならず、公衆送信を介した場合には補償金の対象となる制度的な合理性はあるのでしょうか。

A． 平成 30（2018）年改正による第 35 条の授業目的の公衆送信に係る補償金制度や、令和 3（2021）年改正による第 31 条の図書館における公衆送信に係る補償金制度については、公益性が高く、かつ、非営利目的の利用行為が対象とされており、また、権利者の利益を不当に害さない範囲の行為に限定され、市場代替性の程度も低い利用行為が対象とされています。

これらの補償金制度の特徴としては、旧来型の補償金制度や私的録音録画補償金制度などのように法的判断を介さないで実施できるものではなく、当該利用行為が権利者の利益を不当に害するか否かという、個別の事案を踏まえた法的判断が求められる制度となっています。**ソフトローと称して、ガイドラインが関係者間協議で策定されることが想定されているとしても、その規準の公正・妥当性は必ずしも担保されるものではありません。**

そして、これらの補償金制度においては、著作物の利用範囲が同様のものであっても、複製の場合には補償金の支払義務は課せられず、公衆送信の場合には補償金の支払義務は課せられており、**制度的不均衡が生じています。**

第 35 条の規定でみると、対面授業を行う場合においては、教材の複製については第 35 条第 1 項の規定により許容され、教材の児童生徒への提示については第 38 条第 1 項（非営利・無料の著作物の提示（上映等））により許容され、補償金は課されていません。

この対面授業と同様の範囲で著作物が利用されたとしても、公衆送信を介する場合には、補償金の支払い義務が課されることになり、この差異に合理性は見出せません。公衆送信の場合には、本来の目的外で著作物が拡散するおそれがあるとしても、そのような事態が生じないように措置されるべきものです。

また、図書館に係る 31 条の規定でみると、ある著作物について、同じ範囲のも

のを複写サービスを行い手渡すか(あるいは郵便等により送付するか)、電子メールで送信するかにより、基本的に権利者に与える影響に差異はないにもかかわらず、電子メール送信の場合には、補償金の支払が義務づけられています。

実費としての手数料が異なり得ることは当然としても、補償金の支払義務の有無について、複写サービスと公衆送信サービスにより、制度として異にする合理性は不明です。

Q. 対面授業と遠隔授業に係る補償金制度の相違には、それなりの論拠が説明されているのではないですか。

A. 第 35 条の平成 30 年改正に係る国会答弁において(平成 30 年 5 月 17 日参・文教科学委員会・文部科学大臣答弁、平成 30 年 4 月 6 日衆・文部科学委員会・文化庁答弁)、現行法上無償で行える複製行為についても権利者の利益侵害は相当なものであり、 本来は補償金を賦課すべきところ、従来からの経緯もあり、政策(政治)的判断により免除した旨の説明がなされています。

国会答弁では「権利者に与え得る不利益は軽微とは言い難く補償の必要性が認められる」と述べられています。

しかし、**改正後の条文では、権利者の利益を不当に害さない範囲内での複製及び公衆送信が許容されており、「不利益は軽微とは言い難」いことから(公衆送信について)補償金を課す制度とはなっていません。**

国会答弁では、権利者の不利益を填補するために、本来、複製にも公衆送信にも補償金を課すべきであるところ、従来からの経緯があり、急激な変化を避けるために、今次改正では複製についての補償金の賦課は見送り、公衆送信についてのみ補償金を課したものであり、複製と公衆送信における補償金の相違には論拠があるという趣旨を述べようとするものと思われますが、条文とは不整合です。条文では、権利者の利益を不当に害さない範囲の公衆送信の利用に対して、補償金を課す制度となっています。

法律では、従来から、学校において、市場代替性が生じない、権利者の利益を不当に害しない範囲の限りにおいて、複製が認められているに過ぎません。そして、法改正後においても複製及び公衆送信の双方について、同様に規律されており、前記国会説明には論理的整合性がありません。

仮に、従前から行われてきた複製行為について、権利者の利益侵害は相当なもの、つまり(補償金を賦課するのが相当の)市場代替性がある利用行為が実態としてなされていることが真実であるとすれば、学校現場において法律違反行為が蔓延していることを政府は公式に認めていることになります。

Q. 授業目的の公衆送信補償金は、どの団体が実務を担っているのでしょうか。

A. この補償金については指定管理団体制度が採られており(104 条の 11 第 1 項)、平成 31 年 2 月 15 日に一般社団法人**授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)**が指定を受けて徴収・分配業務を行っています。

令和 2 年 12 月 18 日付けで「授業目的公衆送信補償金規程」が認可されており、同規程に基づく補償金に係る業務が令和 3 年 4 月 1 日から実施されています。「**改正著作権法第 35 条運用指針**」（著作物の教育利用に関する関係者フォーラム）が作成されています。制度の概要については SARTRAS のウェブサイトをご覧ください（https://sartras.or.jp/）。

この補償金制度が設けられたときに、補償金さえ支払えば著作物の公衆送信が自由になるとの認識も拡散されていましたが、前記のとおり、権利者の利益を不当に害する利用は、この規定による権利制限から除外されますので、他の制限規定の適用がない限り、そのような利用は、権利者の許諾を得て行わない限り、権利侵害を構成します。

他方、授業で他者の著作物を利用する場合、32 条の引用により許容される場合も多いと想定されます。

つまり、**補償金の対象となる著作物の利用は、権利者の利益を不当に害さない範囲の利用であり、かつ、引用などの制限規定により許容されない利用です**。前記運用指針をみても、補償金の対象となる利用であるのか否か、必ずしも明瞭になるわけではありません。

Q. 公衆送信の場合には補償金が支払われるので、複製の場合よりも著作物の利用できる範囲は広いのでしょうか。

A. 35 条 2 項では、複製の場合とは異なり、公衆送信については補償金の支払義務が課せられていることから、同条 1 項の「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」の解釈として、補償金が支払われることを勘案して、公衆送信の場合には、複製の場合よりも、広い範囲の利用行為が許容され得るとの考え方もあります。

しかし、35 条 1 項では、著作権者の利益を不当に害することのない範囲で権利制限されて、「複製」及び「公衆送信」が許容されており、その上で、同条第 2 項で、「前項の規定により公衆送信を行う場合」について補償金の支払義務が課されています。したがって、少なくとも**条文上は、補償金が支払われることを加味して「著作権者の利益を不当に害する」か否かを判断することにはなっていません**。

条文構成としては無理があるとしても、それは条文設計の拙劣さによるものとして、円滑な制度運用のために柔軟な解釈を採用するという、現実性を重視した対応の余地もないわけではありません。

しかし、**公衆送信により利用された著作物について、当該公衆送信がなされる時点において、補償金がその権利者に確実に支払われることが担保されていない限りは、その解釈は成立し難い**と思われます。下記のとおり、実際には、その担保はなされていません。

Q. 教育現場で公衆送信による著作物の利用は多種多様ですが、授業目的の補償金は、公正な分配ができるのでしょうか。

A． 現状では、各学校における公衆送信の利用実態全体を正確に踏まえた上で、利用された著作物の権利者に補償金が確実に分配されているわけではありません。数万校のうちの 1 ～ 2 千校について、1 か月程度の期間における著作物の利用のサンプル調査に基づき分配されています。

SARTRAS のホームページでは、例えば「2022 年度については、約 1,200 校の教育機関を対象に各校 1 か月程度の期間のご協力をお願いさせて頂いております」とされています。

抽出された限られた学校における 1 か月程度のサンプル調査では、利用実態を反映した正確な分配が不可能であることは明らかです。

年間にわたり各月の授業で同じ著作物が送信利用されることは通常あり得ず、各時期に教授する科目の単元の特性により、必要とされる著作物が異なることは自明のことです。僅かな学校のサンプルにおいて、年間の授業期間のうちの 1 か月程度の調査ですから、およそ精確な利用実態は把握し得ないと思われます。

このように、**授業目的の公衆送信に著作物が利用されたとしても、必ずしもその権利者が補償金を獲得できているとはいえません。**

教科用図書の補償金制度などのように、利用された著作物の著作権者に補償金が確実に支払われる制度とは、基本的に異なることに留意する必要があります。

法律上「公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。」（35 条 2 項）と規定されているにもかかわらず、相当の割合の著作物について、補償金が確実に支払われていないとすれば、法令違反の状況にあるともいえます。

Q． 他の本来業務に忙しい教育現場において、権利者の利益を不当に害さない範囲のもので、かつ、引用等の正当に利用できる場合（補償金の対象とならない利用）でない場合について、正確に利用実態が整理できるのでしょうか。

A． 実際のところ、正確に利用実態を踏まえて補償金の徴収・支払がなされているとはいえないと思われます。多くの場合、個々の利用実態を踏まえた算定ではなく、生徒一人当たりの単価に生徒数を乗じて得られた総額が当該教育機関の補償金として申告されています。

そうすると、各教育機関からすれば、その著作物の利用実態を正確に精査するインセンティブは働かないことになります。

もっとも、当該補償金が受益者負担であれば、つまり生徒の保護者負担であれば、負担者から精査するような要請も出てくる可能性もありますが、多くの場合、原資は税金とされており、生徒や保護者、あるいは教育機関に経済的痛みはないことから、制度の不合理性への不満が教育現場からは出てこないと思われます。

実質的に誰の負担になろうが、その補償金の徴収と分配に公正さがあろうがなかろうが、各権利者の利益が適正に守られていようがいまいが、遠隔教育で著作物を自由に利用できる環境があること自体が好ましいと捉えられているか、あるいはそのようなことには全く無関心ということではないでしょうか。

Q． 判然としない利用実態により補償金を負担することについて、学校設置者等から疑問などは提示されていないのでしょうか。

A． SARTRAS が運営している補償金スキームにより、SARTRAS に登録されている学校設置者から合計で年間数十億円が徴収されています。

補償金の徴収は、煩瑣な事務を避けるため、実態的には包括徴収方式が一般的に適用されており、例えば、大学では学生一人当たり年間 720 円、高等学校では生徒一人当たり年間 420 円などとなっています。

仮に、これが実質的に学生や学校設置者等の受益者負担とされ、補償金相当額が徴収されるとすれば、補償金の対象となる利用行為か否か、各学校においてより慎重に吟味されるかもしれません。

しかし、包括徴収方式であり、かつ、実質的に税金で負担されている場合が多いとすれば、学校としては、後日、著作権侵害に係るトラブルに巻き込まれることを回避するため、とりあえず SARTRAS に登録して（税金をリソースとする）所定の補償金を支払う傾向が醸成されることになると思われます。

例えば、天野由貴「共通目的事業で著作権教育教材を作ってみた」（コピライト 2024 年 1 月号 1 頁）では「補償金は学校法人や市町村など教育機関の設置者が支払うことになっていますが…それぞれが**新たに自腹を切る必要はなく、高校までは地方交付税措置、大学は運営費交付金・経常費補助金に上乗せというかたちで国から補助されて」いる**とされており、このような受け止め方が一般的な教育現場の理解ともいえます。

概括すると、国民の負担により、補償金の対象となるか否か判然としない著作物の利用をも含め、所定の補償金が徴収されて、サンプル調査から漏れた著作物の権利者には、実際にはその著作物が利用されていても何ら補償がなされることもなく、また、出版社にも何の補償もなされることがなく、他方、サンプル調査により抽出された著作物については、同調査から漏れた権利者に本来分配されるべきものも含めて（上乗せされて）分配されるスキームになっているといえます。

Q． 制度の不合理性はあるとしても、誰の利益も害していないのであれば、実際のところ問題ないのではないですか。

A． 学校とすれば、著作物を公衆送信しても、自腹を痛めることなく補償金を支払い、たとえ本来許諾を得べき場合であっても SARTRAS に申請している旨をなんとなく正当化事由として抗弁することができます。他方、各権利者団体からすればそれまで得られていなかった相当高額な補償金が手に入り、サンプル調査で抽出された著作権者には補償金が支払われることになります。

補償金の実質的負担者である大多数の国民がこの事実を明確に認識した上で、容認しているとも思われません。また、新聞等のマス・メディアの報道においても、新型コロナ感染症の蔓延下において、遠隔教育の振興が重要な政策課題であり、著作権制度の改善が漸くなされたといったことが単調に喧伝されているに過ぎず、制度的な課題について分析・検討するような論調は存在していません。

遠隔教育の振興が重要であることは言うまでもないことですが、それに関わる著作権制度が不合理なものであってよいということにはならず、制度の公正さが求められるといえます。

そして、教育現場においてその著作物が公衆送信で利用されても、サンプル調査で漏れた権利者には補償金が支払われない場合もあり、また、著作者や出版社の利益を不当に害するような利用も現実に行われており、**誰の利益も害していないということではありません**。

Q. 政府も関わって創設している補償金制度の下で、著作物に係る著作者及び出版社の利益がどのように不当に害されることになるのでしょうか。

A. 補償金が権利者に支払われるのだからということで、安易に著作物が公衆送信に利用されると、著作者や出版社には甚大な損害が発生するおそれが生じます。

例えば、2022 年 10 月に SARTRAS から放送大学教育振興会に伝達されたサンプル調査の結果として、当該財団が編集・発行する **200 頁のテキストの 100 頁分が利用されたとの報告がなされています**。つまり、本来その受講生分、当該テキストが購入されるべきものが、当該送信により代替されていることになります。例えば、受講生が 300 人登録されていれば、300 冊分の販売利益が失われることになります。権利者の利益を不当に害することは明らかであり、事前に権利者の許諾を得ることが求められるべき行為です。

また、その著作権者には事後的に補償金が支払われ、ある程度補完されるとしても、出版社にとっては販売機会の喪失による利益の逸失が発生したことになります。印刷製造費のほか、編集に係る人件費・物件費を負担し、流通コストも負担していますから、無許諾の公衆送信による損失は甚大なものとなります。

また、(必ずしも精度が高いとは思われない)サンプル調査の結果、抽出されなかったテキストについて同様の利用がこの補償金スキームで発生しているとすれば、出版社だけではなく、著作権者及び出版社の双方の利益が不当に損なわれていることになります。

翌 2023 年 11 月に SARTRAS から放送大学教育振興会に伝達されたサンプル調査の結果として、当該財団が編集・発行するテキストの **15 章中 7 章が公衆送信により利用されたとの報告がなされています**。つまり、許諾を得べき場合にも無断で公衆送信されており、既に問題が顕在化しているにもかかわらず、何ら事態が改善されていません。

また、逆に、この報告の中には、テキストの目次や奥付が公衆送信されたとの報告もなされていますが、**著作物に該当する可能性が相当低いものまで、補償金の対象として掲げられています。また、「引用」に該当して自由に利用できる場合ではないかと推察されるものも含まれています**。

つまり、教育現場から SARTRAS に報告された情報が精査されることもなく、関係権利者に機械的に伝達されていると捉えざるを得ません。

Q． 35条2項の規定により付与されている補償金請求権が侵害されている場合には、各権利者が証拠に基づき法的措置を講じなければならないのですか。

A. 大雑把なサンプル調査に基づき補償金が分配されますので、実際には教育現場で利用されたにもかかわらず、補償金が支払われない権利者も存在しており、35条2項の規定による補償金請求権が侵害されているといえます。

通常の損害賠償請求では、原告側が侵害事実の立証責任を負うとしても、**法制度としての補償金制度の公正な運用を確保する責任は、当然のことながら、この制度を実施している運営側にある**といえます。

教育現場の協力を得て、証拠を固めることは可能であるとしても、常識的にみて相当の粗さのあるサンプル調査により制度の運用をしているにもかかわらず、個々の権利者側に、自己の著作物がサンプルからは漏れた学校において公衆送信されている事実を立証しろということであれば、相当に無責任な制度運営を実施していることになります。

Q． 授業目的公衆送信の補償金制度については諸課題があるようですが、著作権法における他の補償金制度にも同様の問題はないのでしょうか。

A． 著作権法における制限規定に付加されてきた旧来タイプの補償金制度としては、第33条の教科用図書への掲載に係る補償金制度や、第34条の学校向けの放送番組等での利用に係る補償金制度等があります。

これらの制限規定では、**法律的判断を介することもなく、教科用図書への掲載など、客観的に具体的な特定の利用行為に対して補償金の支払義務が発生します。また、法律の規定どおり、権利者には確実に補償金が支払われています**。

最近の法改正で設けられた第31条第5項による図書館等公衆送信補償金の場合でも、実際に利用された分量に応じて一定額が権利者に支払われることとなっており、この点に関しては、旧来タイプの補償金制度と同様です。

Q． 従来からある私的録音録画に関する補償金制度もサンプル調査に基づいて補償金が分配されているのではないですか。

A． 私的使用目的の録音録画については、国民生活における必要性にかんがみ、30条の制限規定から除外されないまでも、ある程度の市場代替性により惹起される不利益を補填するため、デジタル方式の私的録音録画に係る補償金制度が導入されています（30条3項）。

30条3項で規定されている私的録音録画に関する補償金制度は、同条1項の規定により私的使用目的の複製を許容しつつ、一定のデジタル方式の機器・記録媒体による複製に対して、その録音録画の行為者に対して、補償金を著作権者及び著作隣接権者に支払うことを義務づけています。

この補償金支払い義務は、法律的な判断を介することもなく、一定のデジタル方式の機器・記録媒体による複製行為に対して発生するものであり、補償金制度としての合理性と安定性が認められます。

私的録音録画に係る補償金については、私的録音録画補償金管理協会において、サンプリング調査や生産実績調査、アンケート調査などにより、できるだけ精度の高い分配資料を作成して、権利者に適正な分配を実施していると説明されています。

音楽作品や映像作品の場合は、消費者の選好による利用頻度の全体的な傾向が比較的把握し易く、また、作品ごとの利用態様についても、通常、当該作品の全体が視聴され、享受されるという画一性があります。

したがって、**一定のサンプル調査などにより、全体的な作品の利用実態をおおよその精確さにおいて把握可能と考えられます**。

Q. 私的録音録画のサンプル調査等から漏れた作品に係る補償金請求権についても、権利侵害の状態にあり、法令違反ということになりませんか。

A. 実際に私的録音録画の対象となった作品であっても、サンプル調査等において把握されないことが想定されます。共通目的基金(補償金の 2 割を充当)により、著作物の創作振興に係る全体的な助成措置を通じて間接的に還元する補完的な措置はあるとしても、支払い対象から漏れた当該作品に係る補償金請求権の位置づけが問題となります。

104 条の 4 第 1 項では、指定管理団体による具体的な補償金の徴収方法が規定されています。つまり、政令で定める機器又は記録媒体を購入する者は、その購入に当たり、指定管理団体から、**私的録音録画補償金の一括の支払**として、当該特定機器又は特定記録媒体について定められた額の私的録音録画補償金の支払の請求があつた場合には、当該私的録音録画補償金を支払わなければならないとされています。

そして、同条 3 項では、**私的録音録画補償金が支払われた特定機器と特定記録媒体により私的録音又は私的録画を行う者は、30 条 3 項の規定「にかかわらず、当該私的録音又は私的録画を行うに当たり、私的録音録画補償金を支払うことを要しない」とされ、補償金請求権は消滅しています。**

これは、1 項で、「私的録音録画補償金の一括の支払」として機器・記録媒体の購入時に補償金を支払っているとされていることから、当然のことが確認的に規定されているとも言え、法律の段階で、サンプル調査に基づき補償金が分配されることを前提として制度が構築されているわけではありません。

しかし、実際の補償金スキームではサンプル調査等の方法が採用され、全ての利用作品に確実に補償金が支払われる仕組みではないことから、結果としてみれば、**サンプル調査等から漏れた利用作品の著作権者の請求権は行使し得ないものとされ、制度的な整合性が確保される措置ともなっています**。

2. 授業における著作物の口述・上映・演奏等

Q. 授業において著作物を上映や演奏等することは自由にできますか。

A. 営利を目的とせず、聴衆や観衆から料金を受けない場合(及び無報酬の場合に限られます。)には、公表された著作物を公に「上演」、「演奏」、「上映」又は「口述」することができます(38 条 1 項)。対面の授業において、複製(35 条 1 項)以外の方法で著作物を利用する場合、この規定によることが少なくありません。

授業で教師又は生徒が教科書その他の教材に掲載されている文章を朗読することは、この「口述」に該当します。また、音楽の授業や部活の時間に、文化祭や体育祭において、楽曲を演奏したり、歌唱したりすること、音楽 CD を再生することなどは、この「演奏」に該当します。OHP や PowerPoint などで教材をスクリーンに映すことや、映画を上映することは、この「上映」に該当します。文化祭で脚本を元に劇を演じることは、この「上演」に該当します。

この規定では、複製以外の広範な利用が可能とされており、また、非営利・無料(かつ無報酬)であること(学校の授業は該当します。)以外は、利用に対する特段の制約条件もありません。

これは、もともと非営利・無料かつ無報償で行われる演奏や上映等の利用行為は、自ずと公的施設などで行われる限られたものであり、通常、権利者の利益を害するものではなく、その市場を代替する蓋然性が高い性質のものではないことによります。市場を代替する蓋然性が高いような事象が生じる場合には、一定の配慮が求められることもあり得ます。

この規定では、**公衆送信は認められていませんので、授業において著作物を公衆送信するに際しては、35 条 1 項及び 2 項により補償金を支払う義務が発生します。**

同じ範囲の著作物を利用するのに、対面授業とは異なり、公衆送信では補償金を支払うこととされている合理性について、疑問を持たれる方も少なくないと思われますが、現状の法制度ではそのようになっていると受け止めざるを得ません。

Q. 読書感想文や課題学習の報告書などを作成・公表するとき、文章や図表などを「引用」して利用することは、許容されているのでしょうか。

A. 著作権法では、公正な慣行に合致し、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で、公表された著作物を「引用」して利用することができると定められています(32 条 1 項)。「公表された著作物」に限られますので、未公表のものは引用できません。

既存の著作物を引用しつつ、自己の見解を述べることは、言論活動や表現活動に必要なことです。「引用」による著作物の利用行為の形態は、論文等の作成における複製の場合が多いのですが、それに限らず、上映や口述、公衆送信などにおいて、引用により著作物が利用される場合もあります。最近では、SNS においてリツイート(リポスト)による他者のツイート(ポスト)の引用なども頻繁に行われています。

身近な例としては、読書感想文を書く際に、その本の一部分を引用してきて、こ

の文章の意味はこのように理解できるだとか、この文章で述べている意見には反対であるとか、いろいろと批評したり、分析したりすることがあります。

適法な引用の要件については、第 7 章 1.を参照してください。

Q. 公衆送信の場合にも「引用」による著作物の利用はあり得るのですか。

A. 「引用」は論文や研究報告書の作成・公表の場面だけではなく、遠隔授業の場面でも深く関係してきます。講義・授業における著作物の無形的利用のうち、遠隔授業における公衆送信での利用の場合には、35 条 1 項の授業目的の公衆送信の規定と 32 条 1 項の引用の規定が関係します。

この公衆送信の場合、35 条 1 項のほうが利用し得る範囲は通常広いものの、補償金の支払義務が生じることから、補償金の支払義務の生じない 32 条 1 項の引用の適用可能性が、実際上検討課題となります。

32 条 1 項の規定により、出所明示した上で、他者の創作に係る文章や図、写真などの著作物について、引用(複製)して作成した予習又は復習用の資料を授業の前後に生徒に送信することや、対面授業において引用(口述、上映等の無形的利用)して利用している映像を録画してオンデマンドの異時送信をすること、あるいは引用(口述、上映等の無形的利用)して利用しているスタジオ型遠隔授業のための映像をリアルタイムで同時送信したり、録音録画して異時送信したりすることなど、様々な態様での引用利用が可能です。

3. 試験問題の作成と著作権

Q. 試験問題の作成に当たって既存の著作物を利用してもいいのでしょうか。

A. 入学試験など人の学識技能に関する試験・検定を実施する場合、事前に許諾を得ることが困難であり、また、著作権者の経済的利益に影響を与えないこと等の理由により、**公表された著作物を必要と認められる限度で試験問題として複製することができます**(36 条 1 項)。この場合、翻訳して複製することも可能です(47 条の 6 第 1 項 2 号)。

また、インターネット等を活用した試験等の実施のため、平成 15 年(2003 年)改正により、**試験問題として著作物の公衆送信も許容されています**。

この規定の対象となる試験には、入学試験などの学力評価試験、入社試験、種々の技能検定など様々なものがあります。学校における定期考査の試験問題に他の著作物を複製することは、36 条のほか 35 条でも許容される可能性があります。

小説や論文の場合であればその一部分、また、短い文章や詩、短歌、一枚の図表、グラフなどであればその全部についても利用することが許容されています。

その試験等の実施そのものから利益を得る場合、例えば、受験料を徴収して行う模擬試験等の業者の場合のように、営利目的で試験問題として著作物を複製又は公衆送信する場合には、補償金を著作権者に支払う必要があります(36 条 2 項)。

Q． 試験を実施した後に当該問題を複製・公衆送信等して利用してもよいのでしょうか。

A． 36 条では試験問題を作成し、実施する場合における問題素材となる著作物の複製等の行為が許容されています。例えば、自校の作成した試験問題を受験生等に周知するためにホームページに掲載等する場合には、当該試験問題として利用されている他者の著作物について許諾を得る必要があります。その合理性については疑問もあるでしょうが、許諾が得られない場合には当該部分は非表示の措置が必要となります。

また、試験や検定を実施するためではなく、既存の問題を集めて、又は新規に問題を作成して、**試験問題集を作成する場合などには、36 条の適用はありません。**

試験問題自体も、ありふれた簡単な計算問題などは別として、通常の場合は著作物性があると考えられます。入試問題集などを作成する場合には、当該試験問題の権利者及び当該試験問題で利用されている他の著作物の権利者の許諾を得る必要があります。

Q． 試験問題として既存の著作物を利用する場合、一部改変する必要がある場合がありますが、著作権法ではどのようになっていますか。

A． 36 条 1 項の規定により著作物を問題素材として利用する場合、「翻訳」することが許容されています(47 条の 6 第 1 項 2 号)。

また、試験問題の作成に当たり、児童生徒の発達段階や学習状況などにかんがみ、用字、用語などについて若干の改変が必要となることもあり得ます。しかし、同一性保持権について、20 条 2 項 1 号では、33 条等による教科用図書等を作成する場合に「用字又は用語の変更その他の改変で、学校教育の目的上やむを得ないと認められる」ときには同一性保持権は適用されないとされているだけであり、**36 条による試験問題の作成については特に明記されていません。**

改変について、著作者の同意がすぐに得られる場合だけではありませんから、円滑な公教育の実施に支障が生じないような制度の運用が求められます。

36 条 1 項が対象とする試験問題は、必ずしも学校教育を目的とするものに限られず、広範囲にわたる試験等が包含されるところから、20 条 2 項 1 号において 33 条等と同列に掲げることにはなじまないものの、**少なくとも学校教育を目的とする試験問題の場合には、20 条 2 項 4 号(やむを得ない改変)の適用により、学校教育の目的に照らし改変して試験問題に利用できると解することが妥当**と思われます。

また、試験問題における著作者名の不表示については、19 条 3 項の適用の可能性などを検討する必要があります。

48 条 1 項 3 号により、出所明示することが妥当である場合には、著作者名や題名などを明らかにしておく必要がありますが、出典を問う試験問題などの場合は、事柄の性格上、明示する必要はないと考えられます。

Q. 試験を実施した後に、残部の冊子は直ちに廃棄しなければならないのでしょうか。

A. 36 条 1 項に基づき、他者の著作物を素材として利用して作成した試験問題が掲載された冊子の残部が、当該試験の終了後に、試験実施者である学校や教師から教材会社等に譲渡されることもあります。本来的な試験問題として用いた後の残部について、直ちに廃棄すべきことを定めた規定はありません。

合理的と認められる範囲内で試験問題冊子の残部を活用することは、受験生の学習の便宜に資するものであり、また、権利者に不当な不利益をもたらすものでもなく、実質的な問題はないと思われます。

当該教材会社が問題集の発行等において当該試験問題を二次的に利用する場面での権利処理を検討すれば足りるものと解されます。

4. 音楽・映像の利用と著作権

Q. 学校において、どのような場合に音楽の利用が自由にできるのでしょうか。

A. 音楽の授業や校内放送の BGM などで音楽 CD を利用することがありますが、音楽の録音物を再生することも、生演奏と同様に、著作権法上は「演奏」に該当します(2 条 7 項)。

38 条 1 項の規定により、非営利かつ無料(かつ無報酬)の場合には、公表された著作物を公に演奏できることとされています。生で楽器演奏したり歌唱したりすることや録音物を再生したりすることが同条の規定により許容されています。妥当な範囲で出所明示をする必要があります(48 条 1 項 3 号)。

この規定により、授業や部活で、あるいは文化祭や体育祭などで音楽の生演奏をしたり、音楽 CD を再生したりすることができます。

38 条 1 項により許容されているのは、条文上は著作物をそのまま演奏等することに限られていますので(47 条の 6 で措置されていない。)、編曲して利用する場合には、規定の文言に従えば 27 条の編曲権に抵触するおそれもあり得ます。ただし、生徒の演奏について、一律に編曲が許容されないとすると、その制度の妥当性には疑問もあります。

授業での楽曲の演奏行為については、対面授業では 38 条 1 項の非営利・無料の演奏として許容され得ますが、遠隔授業において楽曲の演奏を公衆送信する場合には、38 条 1 項の適用はなく、35 条 1 項の適用により公衆送信を行い得るものの、補償金の支払義務が生じます。

前記でも述べたとおり、対面での利用であれば補償金が不要であるのに、公衆送信を伴う場合には補償金の支払いが必要になることは、違和感のある方も少なくないとは思いますが、そのような制度になっているということでご理解ください。

Q. 学校において、どのような場合に映像の利用が自由にできるのでしょうか。

A. 教育番組等を録画して授業で利用する場合は、録画行為と授業での上映行為の２つに分けて考える必要があります。まず、録画については、35 条 1 項により授業の過程の用に供するための複製として許容されます。次に、上映については、38

条 1 項により非営利かつ無料の上映として許容されることになります。

録画した番組がとりわけ教育に有益な場合などは、学校に保存し他の教職員と共有したいとの気持ちも出てくるとは思いますが、**組織的に校内のライブラリーに保存する行為は、35 条 1 項の想定範囲を越える**ものです。放送事業者が放送後において人気の高い番組をストリーミング配信したり、DVD で市場に流通させたりすることもあり得ますから、そのような市場と抵触する可能性があることにもご留意ください。

次に、市販の教育用 DVD を購入して授業で上映することは、38 条 1 項の規定により許容されます。35 条の規定により複製し得るかという問題については、DVD には通常コピーガードがかかっていると思われますが、仮に技術的な制限がなく、複製し得るとした場合であっても、35 条 1 項ただし書の著作権者の利益を不当に害するものとして許容されない可能性が高いと考えられます。

5. 美術作品の利用と著作権

Q. 学校では鑑賞その他の目的で美術作品を利用することも少なくありませんが、留意しておくことはありますか。

A. 美術鑑賞の教育指導をするために、美術の教科書や副教材に掲載されているもの以外の美術作品を生徒に鑑賞させる必要性もあり得ますので、仮に保護期間内の作品であっても、35 条 1 項の規定により美術作品の複製や公衆送信を行うことは、一定の場合には許容されます。

しかし、例えば美術作品の**高品質のカラーコピーや高解像度の画像を生徒に配布・配信することまでは、授業の用に供する上では、必ずしも必要ではなく、また、権利者の利益を不当に害するおそれも**あることに留意する必要があります。

また、32 条の引用により、批評等のために絵画や彫刻を複製したり、対面授業で提示したり、公衆送信したりして利用することもあり得ると思われますが、公正な慣行に合致し、引用の目的上正当な範囲内での利用が認められていることから、高品質又は高解像度の画像は避けるほうが妥当と思われます。

Q. 生徒によるキャラクターの絵の利用と教育機関の責任については、どのように考えたらよいでしょうか。

A. 教科の学習ではなく、体育祭や学園祭の立て看板やポスターなどに、生徒の発意により、漫画やアニメなどのキャラクターの絵を利用することもあるでしょうが、創作的なキャラクターの絵も基本的には美術の著作物として保護されています。

まず、学園祭や体育祭その他の学校行事などの**特別活動も、35 条 1 項の授業に該当します**。

特別活動には多様なものが含まれますが、例えば、ロングホームルームの進路指導の際に、生徒の進路意識の形成に資する資料として、その授業の担任者が書籍の一部を複製し、配布することなどが許容され得ることは明らかです。

次に、特別活動における生徒等の発意による著作物の利用については、前提として、35 条 1 項では非営利の教育機関における組織的・継続的な教育活動における著作物の利用が許容されていることからも、生徒等の学習者の自由な利用に全て委ねられているというよりも、当該教育機関の責任の下における活動である場合の利用、つまり、**教師の指導下における生徒の主体性に基づく学習に係る著作物の利用**が円滑になされるように措置されているといえます。

また、生徒が授業における利用に供する目的で行った著作物の複製行為が、権利者の利益を不当に害する場合の法的責任について考えると、仮に生徒等が自発的にその著作物を利用したとしても、**当該教育機関の指導管理下の生徒等の行為であり、当該教育機関に法的責任がないということにはなりません**。

Q. 特別活動において、生徒の発意による著作物の利用であっても、当該利用による教育効果の検証は必要となりますか。

A. 体育祭や学園祭の立て看板などへのキャラクターの絵の利用については、人気漫画のキャラクターの絵を利用することにより、子ども達が盛り上がる、テンションが上がるという効果はあるでしょう。

しかし、35 条の適用に当たり、当該利用が「必要と認められる限度」で「著作権者の利益を不当に害」さないで「授業の過程における利用に供する」ものであるのか、ということが問われます。つまり、単に授業時間中に利用されればよいということではなく、その教育機関において**一定の教育効果を上げるために当該著作物を利用する必要性が客観的に認められることが求められます**。

キャラクターの絵を単に模倣することよりも、他者の創作物へのリスペクトの観念を培いつつ、生徒自らオリジナルな絵画を創作して、立て看板やポスターにその絵を利用することにより、生徒たちの創作性を育んだほうが、良い教育効果を生むのではないかとも思われます。

いずれにしても、**教育課程の内外を問わず、学校で利用するからといって、無条件で単純に 35 条 1 項の適用があると即断することは避ける必要があります**。

実際のところ、各学校におけるキャラクターの絵の一過性の利用について、人気漫画の権利者が逐一把握できるわけでもなく、仮に知り得たとしても黙認されることも少なくないことも想定されます。

また、権利者のウェブサイトで、非営利の場合などにおいて出所明示などの条件の下に利用できる旨のガイドラインが掲載されていることもあります。

キャラクターの絵に限らず、そのような**権利者サイドの取組が広がり、法解釈の曖昧さが補完されることも期待される**ところです。

6. プログラムの利用と著作権

Q. 教育の場において、様々なコンピュータ・プログラムが利用されていますが、注意すべきことはありますでしょうか。

A. 35 条 1 項の規定では授業目的の複製が一般に許容されていますが、学習用ソフトは、通常、ドリル教材などと同様に、学校において必要な数だけ購入されることが予定されていると考えられ、35 条 1 項により端末の台数分複製できるとすれば、権利者に甚大な経済的損失が生じます。したがって、同項ただし書の権利者の利益を不当に害する場合に該当して、当該複製は許容されないと解されます。

また、47 条の 3 により、プログラムの著作物の複製物の所有者が、自らコンピュータで利用するため必要な複製又は翻案ができることが定められていますが、この規定で許容されるのは、具体的には、CD-ROM 等の複製物の滅失・毀損に備えてバックアップコピーを作成することに伴う複製、自己のパソコンでの利用を可能とするための CD-ROM からハードディスク等への媒体変換に伴う複製、機能の向上・付加などのためのバージョンアップによる翻案、ハード機種の変更に対応させるための翻案などであり、コンピュータ教室の端末の台数分複製するような行為は許容されていません。

アカデミック版など、通常よりも安価に利用できる特例措置もありますので、正当な利用許諾の下で教育に活用してください。

Q. コンピュータ教室において教師のホスト・コンピュータから生徒用端末機にプログラムを送信して利用することは、問題ないのでしょうか。

A. LAN によりホスト・コンピュータから生徒用端末機にプログラムを送信して利用する場合には、受信端末内の RAM(記憶装置)におけるプログラムの蓄積が、電源を切れば消えるという意味では恒常的なものではありませんが、著作物の利用実態としては各端末のハードディスクにプログラムをインストールすることと差違はなく、法的評価としては「複製」に該当し得るものであり、この場合の複製は、35 条 1 項ただし書により、許容されないと解されます。

また、**同一構内の著作物の送信の場合は、一般的には公衆送信権は働きませんが、例外的にプログラムについては公衆送信権が働く**こととされており(2 条 1 項 7 号の 2)、送信行為についても権利が働きます。

このようなことから、ネットワーク利用は、権利者の許諾を得る必要があります。

7. 学校の管理運営と著作権

(1) 情報発信と著作権

Q. 学校から家庭や地域社会等に対して情報を提供する際に留意すべき著作権の問題はありますか。

A. 学校の教育方針や諸行事、保護者への伝達事項などをまとめた学校だよりを編集・発行したり、ホームページに掲載したりすることがありますが、他者の創作に係る著作物を利用する場合には、「引用」などの制限規定に該当するなどの事情

がある場合以外は、基本的には権利者の許諾が必要となります。

また、人の肖像を利用する場合には、肖像権あるいは芸能人やスポーツ選手などに認められているパブリシティ権に配慮する必要があります。

例えば、地方自治体などのホームページや、学校のホームページあるいは保護者向け学校便りなどにおいて、写真やイラスト、キャラクターの絵など、インターネットで入手した画像が無断で利用され、トラブルが生じている旨の事件の報道も時折なされています。訴訟までには至らず、和解している事例が多いのですが、**公的な利用だからといって、他者の権利に無関心でいることは許容されません**。

Q. 学校だより等に掲載された文章や写真、イラスト等の著作者は誰になるのですか。

A. 学校だよりやホームページなどを構成する著作物の多くは、教職員により職務上作成され、職務著作として学校設置者に権利が帰属することが多いと思われます。

しかし、教職員が個人の立場で創作した記事や随筆、美術作品、写真などが利用されることもあり得ます。

教職員の個人の氏名が著者名として付されている場合だけではなく、**教職員が作成したものであるからといって、自動的に職務著作が成立するものではありません**ので、権利関係を整理しておくことが肝要です。

（2） 事務の遂行と著作権

Q. 校務に係る作業において著作物を利用する場合がありますが、授業の場合と同様に著作物の利用は許容されていますか。

A. 職員室において、書籍や教育雑誌、新聞などからコピーを取り、自ら読んだり、職員室にいる他の教員に配ることも行われる場合があるかと思われますが、このような行為にも著作権は関係しています。

企業等において、新聞記事の切り抜きコピーを社内のサーバーに蓄積し、長年にわたり職員に LAN により配信していたことから訴訟になった事例もあります。

30 条では私的使用の目的のための複製が許容されており、35 条では授業の過程の利用に供する場合の複製が許容されていますが、職員室での事務作業は、これらのいずれにも該当しません。

このような利用は職員室だけでなく、一般企業のオフィス、官公庁の事務室、あるいは大学の事務室・研究室などでも日常的に行われていることと思われます。

制度的には、権利制限したり、補償金制度を導入したりして、円滑に事務の遂行がなされる法的環境を整備することが望まれますが、我が国の現状では、立法・行政目的の内部資料としての複製(42 条)などの場合を除き、基本的にそのような仕組みはありません。

他方、個別の権利処理を求めることも現実的ではないことから、日本複写権センターが権利者から複写に関する権利の委託を受け、利用者から使用料を徴収して複写の許諾を与える集中管理を行っています。同センターの詳細はウェブサイトをご覧ください（https:/jrrc.or.jp）。

第7章　研究活動等と著作権

1．研究活動等に伴う著作物の利用

Q．研究報告書や論文等を作成・発表する場合に、どのような要件を充たせば著作物の「引用」による利用は可能でしょうか。

A． 論文を作成したり、研究報告書をまとめたり、研究発表を行うに当たり、他人の著作物を「引用」して利用することも少なくありませんが、32条1項の要件、つまり、**公正な慣行に合致し、引用の目的上正当な範囲内**であることに留意する必要があります。

引用著作物が文章で、被引用著作物が文章や図、写真などの場合が多いと思いますが、引用著作物が口述表現で、被引用著作物が文章や図、写真などの場合もあり得ます。

近年の裁判例では、引用による著作物の利用目的や、引用の方法・態様、引用する著作物（引用著作物）及び引用される著作物（被引用著作物）の分量、引用著作物及び被引用著作物の種類や性質、引用による被引用著作物の著作権者に及ぼす影響などの**諸要素を総合的に考慮して判断**するというものが多くなっています。

総合考慮といっても、どうなるか分からないのでは、と不安になられるかもしれませんが、基本的には、引用の目的が報道、批評、研究のほか合理性の認められるものであり、引用著作物と被引用著作物が明瞭に識別できるようにされ、被引用著作物の題号や著作者名、掲載誌、発行社、発行年、掲載頁など出所が明示されており（**明瞭区分性**）、両者の関係が、引用著作物が主たるものであり、被引用著作物が従たるものであると捉え得る場合（**主従関係性**）には、正当な引用と評価されると思われます。

また、許容される引用の目的として、報道、批評、研究が例示されていますが、これらに限定されてはいません。例えば、自己の論述を補強するために、他者の見解を紹介することなども正当な引用目的です。しかし、**他者を誹謗中傷する目的のために、他者の著作物を引用することは、正当な引用ではありませんので、そのような行為はしないでください。著作権侵害のみならず、名誉毀損罪又は侮辱罪などの罪に問われるおそれもあります。**

Q．正当な「引用」に求められる明瞭区分性や主従関係とはどのようなものですか。

A． 明瞭区分性がない場合には、被引用著作物があたかも自己の創作物であるかのように利用することになり、結果として盗用又は剽窃と同様のものですから、公正な慣行に合致するとは到底いえません。

例えば、言語の著作物の場合、引用される文章をかぎカッコでくくって表示するなど、自己の文章との区別を図る必要があります。また、出所明示については、著作物のタイトルや著作者、出版社、掲載誌、発行年、掲載頁など、ケースに応じて

適切な情報を明示する必要があります。自己の著作物の最後に、参考文献一覧として掲げるだけでは、ここで求められる出所明示にはなりません。

主従関係については、例えば、作品全体で 1,000 文字である場合に、引用して利用する他者の文章がそのうちの 700 文字を占めるというような場合は、通常、自分の文章が主となるとはいえません。

また、引用著作物と被引用著作物の分量も一つの要素ですが、これに限らず引用の目的、両著作物の性質や内容、引用の態様などから判断され、引用後の表現物の中で、引用著作物の表現が主たるものと評価できるかということが問われます。

たとえ被引用著作物の分量の占める割合が相対的に少ない場合であっても、自己の著作物が主たる存在とはいえない場合もあり得ます。引用著作物の通常の利用者からみて、引用著作物よりも被引用著作物のほうが、より重要な位置を占めているような場合は、主従関係の要件は充足しません。

Q. 適法な「引用」に該当するか否かについて、明確に判断できる基準はあるのですか。

A. 裁判例における「引用」事案は、誹謗中傷など利用目的が不当である場合や、引用著作物と被引用著作物の区別が不明の場合、出所明示が適切になされていない場合、被引用著作物が明らかに主たる存在として利用され、その権利者への影響の程度が小さくない場合など、本来的に「引用」の抗弁には無理があり、明らかに不適切な事例が多いと思われます。

引用目的に合理性があり、両著作物の識別と出所明示が適切になされ、常識的にみて妥当な範囲で利用されており、当該著作物の正当な市場を損なう蓋然性も認められないような場合に、なお公正な慣行に合致していない又は正当な範囲内ではないとされ、適法な引用ではなく権利侵害であると判断されるケースとしてどのような場合があり得るのか、従前の裁判例からみても、明快な規準が導き出せるわけではありません。

「引用」と称して違法利用することは、勿論、不適切ですが、他方では、「引用」により適法利用の可能性がある場合にまで、裁判例が少なく、規準が必ずしも明確でないことを奇貨として権利主張がなされることも妥当ではありません。**引用による著作物の利用は、表現活動や言論活動を支える正当な行為**であり、不当に阻害されるべきではありません。

Q. いわゆる要約引用の適否についてはどのように考えたらよいのでしょうか。

A. 32 条 1 項の引用に際しては「翻訳」して引用できることになっていますが(47 条の 6 第 1 項 2 号)、「翻案」については規定されていません。

規定の文言解釈としては、翻案の一種である要約による引用は認められないと解することが自然ともいえます。しかし、事案の特性によらず、一律にそのように解することは、必ずしも合理性があるとも思われません。

引用する必要のある文章が広範囲に及ぶため、趣旨が変わらないよう、また、原文を要約したものであることが明らかになるように留意しつつ、出所明示を適切に行い、簡潔に要約引用することは合理的な表現活動であり、被引用著作物の権利者

の利益を不当に害するおそれがないと認められる場合もあり得ると思われます。

条文上、利用行為の適法性が明確でない場合の解釈にはリスクを伴い、引用著作物の分量や被引用著作物を要約して引用される分量、引用により被引用著作物の権利者に及ぼす影響などについて、事案の特性を踏まえ検討する必要があります。

条文の文言上、47 条の 6 で要約(翻案)できる旨を明記されていないものの、「引用」行為の概念そのものに要約引用の態様での利用が包摂されているとも捉えられます。同一性保持権については、20 条 2 項 4 号(やむを得ない改変)の適用などの解釈の余地もあり得ます。

下級審判決では要約引用が適法と判断されたものもありますが、確立された先例というわけでもなく、要約引用の適否については、様々な立場があることにご留意ください(東京地裁平成 10 年 10 月 30 日判決「『血液型と性格』要約引用」事件)。

要約引用に係る法的リスクを避けたい場合には、引用しようとする著作物の翻案権が働かない態様で、当該著作物の述べている趣旨を自己の表現でまとめ直した上で、紹介や論評等を行う方法をとることも、より安全な選択肢になり得ます。

Q. 先行研究から得られたアイデアや着想、歴史的事実・自然的事象に係る情報などは自由に利用してもいいのでしょうか。

A. 自然的事象や歴史的・社会的事実などは、著作物としての保護対象ではありませんが、このような事象や事実が社会的に一般的な知識として共有されているような場合はともかくとして、**先行著作物から重要な示唆が得られているような場合には、参考にした旨を明示する**ことが求められ、そのような配慮を欠いたために、トラブルが生じ、不正行為として報道されている事例も見受けられます。

また、先行研究において示されているアイデアや着想も、それ自体は著作物ではありませんが、あたかも自己がそれらを発見したかのような論文を作成すれば、盗用又は剽窃による研究不正として批判を受けることになります。先行研究に接して知り得たアイデアや着想であるならば、その旨を明示することが大切です。

利用する著作物が保護期間を満了していて自由に利用できる場合であっても、上記のことは留意する必要があります。その利用が**著作権侵害を構成しないことが、即ち「不公正ではない」ことになるわけではありません。**

2. 論文・報告書等の創作と著作者

Q. 複数の者により論文や報告書が作成された場合の権利関係はどのようになりますか。

A. 一人の者が単独で論文や報告書等を創作する場合もありますが、複数人が共同執筆者として参加して、論文や報告書等をまとめることも少なくありません。

共同執筆者の権利関係は、個別の事案によります。

共同執筆者が全体の構成等について執筆方針を作成して、それに基づき各人が担当の章を独自に創作し、他の共同執筆者との間では体裁等についての共通化を図ったに過ぎない場合には、各人がその執筆した章の著作者であり、**共同執筆者のそれ**

ぞれの著作物がその研究報告書に集合していることになります。

この場合、他者への利用許諾や権利侵害への対応は、各人の創作に係る章ごとに検討されることになります。なお、論文や研究報告書が相当数の著作物から成り、その選択又は配列に創作性がある場合には、その全体は各著作物により構成される編集著作物と評価されます。

他方、章ごとに執筆の主担当を定めつつ、全ての章の創作について共同執筆者が参加して報告書を作り上げ、全ての章について**共同執筆者の創作性が融合している場合には、その研究報告書は共同著作物**となります。その場合、各執筆者は共同著作者であり、報告書全体について共有著作権の持ち分を保有します。他者への利用許諾や権利侵害への対応は、共同して行使することになりますが、その際のルールは 64 条(共同著作物の著作者人格権の行使)や 65 条(共有著作権の行使)、117 条(共同著作物等の権利侵害)に規定されています。

なお、研究報告書などが、組織的な業務として作成されるものである場合には、職務著作(法人著作)が成立している可能性を検討する必要があります。

Q. 著作者としてその氏名が掲載された者は、著作権法で保護されるのでしょうか。

A. 実際のところ、当該報告書の創作には関与していない者の氏名が、報告書の共同著作者の一人として表示されることもあります。大学の共同研究論文において、その研究成果の信頼性を高める等の趣旨で指導的立場の教授の氏名などが著作者の一人として掲げられるような場合です。**研究の指導的立場の者でも、報告書の創作に関与していない場合には著作権法では共同著作者とはなり得ません。**

法律との乖離はできる限り避けて、そのような場合には当該者は研究について指導的立場にあった旨を明示した上で、著作者として掲げられるものは実際に創作活動を行った者にすることが適切です。

なお、著作物の公表に際して著作者として氏名が表示されている者は、一応は著作者としての推定は受けますが(14 条)、それが真実でない場合には、この推定は覆り、著作者でないものが表示により著作者になるわけではありません。

共同研究事例では、ほとんど想定されませんが、反社会性の強い悪質な偽表示による著作物の複製物の頒布行為は、著作者名詐称罪の対象にもなり得ます(121 条)。

Q. 教育・研究者と一般の職員とでは職務著作に関して相違がありますか。

A. 一般に、企業や国・地方自治体などの組織で、その職員が職務上著作物を作成する場合の多くは、職務著作(法人著作)が成立し、雇用主である当該組織が著作者となり、著作物の創作に実際に関与した職員個人の著作物又はそれらの共同著作物とはならないと考えられます。このような著作物について社会的な評価・批判を受けるのは、個々の職員というよりは、むしろ雇用主であることが通常です。

大学の教員の場合には、授業用の教材として自己の著作による概説書又はプリント教材などが利用されることも少なくありませんが、所定の科目について講義を行うことは職務上のものであっても、具体的にどのような内容の講義を行うかは、**学問の自由や教授の自由の下に各教員に委ねられており、当該教材の具体的な創作は**

大学の指導監督の下で行われているものではないため、その著作者は各教員と捉えられることが通常と思われます。また、このような著作物について、社会的な評価・批判を受けるのは、個々の教員と思われます。

しかし、初等中等教育の場合には、各授業で用いられる主たる教材である教科書以外の教材であって教師が作成したものについて、必ずしも各教師が自由に作成して使用できるという性質のものでもなく、**学校の組織的な管理下における作成業務としての性質も有しており、教材の権利関係については事案ごとに検討する必要があります**。

学習塾の担当講師が作成したテキストについて、雇用主である学習塾の職務著作(法人著作)の成立が認められた裁判例などもあります。

第8章　図書館・美術館等の施設での著作物の利用

1．図書館等における著作物の利用

Q．図書館では、どのような条件で著作物の複製サービスが可能ですか。

A．国立国会図書館及び政令で定める施設では、利用者の調査研究の用に供するために著作物を複製することができます(31 条 1 項 1 号。翻訳も可・47 条の 6 第 1 項 2 号)。

政令では、図書館法で規定されている公立図書館等、大学や高等専門学校の図書館、法令に基づく公立博物館や視聴覚ライブラリー等が定められています(施行令 1 条の 3 第 1 項)。小学校や中学校、高等学校などの初等中等教育機関の学校図書室は含まれていません。学校図書室の蔵書の利用は、閲覧するほか、借り出した後に授業目的又は私的使用目的の複製を行うことになります。

複製の対象物は当該図書館の所蔵資料が基本となりますが、他の図書館等から借り受けた資料についても、一定の場合には許容されると解されます。

複製できるのは、原則としては著作物の「一部分」としつつ、例外として、国・地方公共団体等が一般に周知させることを目的として作成する広報資料等(国等の周知目的資料)、その他の著作物の全部の複製物の提供が著作権者の利益を不当に害さないものとして**政令で定めるものは、その全部の複製が認められています**。

政令では、①国等の周知目的資料や ②発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物のほか、③ある著作物の一部分の複製を行うに当たり、当該著作物の一部分と一体のものとして図書館資料に掲載されていることから当該著作物の一部分に付随して複製がなされる美術・図形・写真の著作物(当該複製物において軽微な構成部分となる場合に限る。)が規定されています(著作権法施行令 1 条の 4)。これらに加えて、令和 6 年 7 月の政令改正により、言語の著作物で、その全部が図

書館資料の見開き面の一又は連続する二の見開き面に掲載されているものが追加的に規定されています。

下記の図書館における公衆送信サービスの実施に際し、2023 年 5 月 30 日に複製サービスに関することも含めた「**図書館等における複製及び公衆送信ガイドライン**」(図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会)が策定されています。

なお、公立図書館や学校の図書室から本を借り出して、自宅や家の近くのコンビニに置いてあるコピー機で、必要な頁について私的使用目的の複製を行うことも可能です(30 条 1 項)。

Q. 図書館の公衆送信サービスとは、どのような制度なのでしょうか。

A. 従前は図書館等における複製サービスは対面又は郵送により行われ、FAX やメール等での公衆送信は許容されていませんでしたが、令和 3(2021)年改正により、特定図書館等において、非営利の事業として、利用者(氏名等の利用者情報の登録者)の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の公衆送信が許容されています(31 条 2 項)。公衆送信された著作物を受信した利用者は、調査研究のために必要と認められる限度で、当該著作物を複製できます(31 条 4 項)。

「特定図書館等」とは、担当職員の研修の実施、利用者情報の適切な管理、公衆送信用デジタルデータの目的外利用を防止する省令で定める措置の実施などの要件を満たす施設です(31 条 3 項)。

前記の複製サービスと同様に、**原則的には「著作物の一部分」の送信が許容されていますが**、著作物全部の公衆送信が著作権者の利益を不当に害さないものとして**政令で定めるものを送信する場合には、その全部の送信も許容されています。**前記の著作権法施行令 1 条の 4 と同様のものが同令 1 条の 5 で規定されています。

なお、当該著作物の種類及び用途並びに当該特定図書館等が行う公衆送信の態様に照らして、著作権者の利益を不当に害する場合は、公衆送信は許容されません。日本語としてやや違和感もありますが、この「種類」の中には、著作権者等による著作物の公衆送信の実施状況が含まれており、当該著作物に係る民間の電子配信市場への影響が考慮されることになります。要するに、民業の圧迫は避けるということです。

● **公衆送信サービスを提供する特定図書館等**　SARLIB(下記参照)では2025年1月22日から特定図書館登録受付を開始しており、同年3月現在でみると、国立国会図書館のほか、鳥取大学附属図書館、琉球大学附属図書館、慶應義塾大学メディアセンター、国際日本文化研究センター図書館、富士見市立中央図書館、富田林市立中央図書館などが登録されています。

なお、法律書デジタル図書館もSARLIBに登録されていますが、2025 年 10 月 15 日に、有斐閣、第一法規、商事法務などの出版社が、法律書デジタル図書館に対して著作権及び出版権侵害行為の差止等請求訴訟を提起したことを公表しています。原告らは、法律書デジタル図書館は、著作権法 31 条 2 項以下が定める「図書館等公衆送信制度」の要件を満たしておらず、無断複製物を違法に送信するものにほかならない、このような事態は、著作権者の利益が害されるものであるにとどまらず、

専門書出版社の存立を危うくし、専門書出版文化そのものの崩壊をも招くことにつながりかねない旨を主張しています。他方、法律書デジタル図書館は、同日にその HP において、「当館に対する報道について」として、当館が提供する公衆送信サービスは著作権法に基づく適法なものであり、著作権侵害は一切存在しないと確信しており、今後は、訴訟の場において当館の考えを誠実に主張していく旨を述べています。訴訟の推移を注視する必要があります。

● **国立国会図書館に係る特則**　国立国会図書館は特別の公的役割のある施設であることから、一般の図書館に許容されている著作物の利用のほか、特別な利用が認められています。詳しくは、国立国会図書館のウェブサイトをご覧ください（https://www.ndl.go.jp/）。

Q. 図書館における公衆送信サービスの補償金支払義務とはどのようなものでしょうか。

A. 31 条の規定により**著作物の公衆送信を行う場合には、特定図書館等の設置者は、補償金を著作権者に支払うことが義務づけられています**（31 条 5 項。利用者への転嫁は各設置者の判断）。この補償金について施設利用者に転嫁するか否かは、各設置者の判断するところによります。

補償金の徴収・分配については、指定管理団体制度が採られています（104 条の 10 の 2 ～ 104 条の 10 の 8）。出版権や著作隣接権にも準用（86 条 3 項、102 条 1 項）。

令和 4（2022）年 11 月 7 日に一般社団法人「**図書館等公衆送信補償金管理協会（SARLIB）**」が指定されており、また、令和 5（2023）年 3 月 29 日に「図書館等公衆送信補償金規程」が認可されています。

インターネットによる配信サービスは便利なものですが、実際のところ、この**送信サービスに係る各種負担と、従来の郵送に伴う所要時間との比較において、いずれのサービスの実施を各施設の設置者が選択するかという問題**かと思われます。

● **SARLIB の補償金額**　例えば、新聞については、1 頁 500 円で、2 頁目以降 1 頁ごとに 100 円が加算され、定期刊行物（雑誌を含む。）であれば、1 頁 500 円で、2 頁目以降 1 頁ごとに 100 円が加算されます。また、本体価格が明示されている図書については、本体価格を当該図書の総頁数で除して、公衆送信を行う頁数と係数 10 をそれぞれ乗ずることとされています（1 冊あたりの申請に係る補償金額が 500 円を下回る場合には、500 円とする）。つまり、1 頁当たりの単価に利用頁数、さらに 10 を乗じることになり、また、最低でも 500 円とされています。

Q. 図書館の複製・公衆送信サービスについて、制度的な課題があるのでしょうか。

A. 図書館において同様の範囲の著作物の利用をしたとしても、対面での複製サービスの場合には補償金が課せられず、公衆送信の場合には補償金が課せられていますが、その制度的な合理性は、必ずしも明らかではありません。

また、図書館サービスの規定で**「著作物の一部分」という概念を用いること自体が合理的とは思えず、利用者の正当な要求を阻害する側面もあれば、著作者及び出版社の正当な利益を損なう側面もあります。**

複製の対象となる著作物が、短歌や俳句など一つの作品がごく短いものである場合でも、その一部分に限定される合理性があるとも思えません。前記政令の令和 6 年 7 月の改正により、言語の著作物の全部が図書館資料の見開き面の一又は連続する二の見開き面に掲載されているものの複製が漸く認められています。しかし、全部の複製が認められる場合はかなり限定的であり、必ずしも利用者の正当な利便性に応えるものとはいえません。

他方では、「一部分」の複製は許容されているのだから、個別の事情を勘案することなく、著作物の２分の１の分量までの複製であれば適法であると捉える立場もあります。前記 2023 年 5 月 30 日「図書館等における複製及び公衆送信ガイドライン」でも「**複写サービス、公衆送信サービスともに、各著作物の２分の１を超えない範囲とします」と明記されています**。

Q. 図書館が2分の1までの複製サービスができるのであれば、図書館利用者にはそのサービスの提供を求める権利があると考えてもいいのですか。

A. 図書館が２分の 1 までの複製サービスができるというのは、法的に裏付けのある確立した解釈でもありませんし、どのようなサービスを提供するかは、各設置者の判断するところによります。

図書館等において書籍の２分の１の複製が許容されるとすれば、書籍を購入するよりも複写コストがかなり低額である場合、当該書籍の購入は複製物により代替されるおそれがあることは明白です。

また、コピー用紙に複製された形態の著作物は、書籍形態のものに比して、増製することやデジタル化することが容易に可能であり、権利者の利益が不当に害される状況が生ずることになります（なお、当該書籍が絶版状態にあり、復刊の予定やオンデマンド出版の予定もないといった事情がある場合は、相当程度の分量の複写であっても市場代替性は低いと評価される余地はあります）。

例えば、高価な何百頁以上にも及ぶ学術分野の洋書などについて、半分までの複写が一律に認められるとすれば、複写料金がかなり低減している今日、**正規商品の市場を代替して、著作者のみならず、出版社の利益が不当に損なわれるおそれがあります**。

利用者が何らかの工夫により 2 度の複製サービスを受けて全頁を取得することも困難ではありません。さらに、**専門書などは、２分の１とはいわず、１章程度の複写であっても、十分に市場代替性が惹起されるケースも少なくありません**。

複製サービスに際して、各著作物の２分の１までというのは一つの目安ではあっても一律に適用されるべきものではありません。

当該書籍及びそれに係る市場の特性、複写に係る分量及び料金と市場代替性の程度を総合的に勘案して、当該著作物に係る市場への影響が実質的に考慮される必要があります。

各図書館における常識と良識に期待せざるを得ない状況にありますが、いずれにしても、この条文の解釈には、いろいろな立場があることをご認識ください。

Q． ガイドラインは当然のことながら出版関係者も参加して作成されているのでしょうから、2分の1の複製については出版関係者は了解しているのではないですか。

A． このガイドラインの作成を担った「図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会」は、日本書籍出版協会のほか学術著作権協会、日本文藝家協会、日本写真著作権協会などの関係する権利者団体が構成メーバーとなっています。

書籍の２分の１が複製されても構わないという姿勢の出版社もあるのでしょうが、全ての出版社がこのガイドラインについて了解しているわけではありません。

例えば、放送大学教育振興会において放送大学のテキストの出版事業を実施していますが、当該ガイドラインを了解したことはありませんし、法的権利の正当な行使が制約を受けるという認識もありません。

また、洋書の専門書では、数百頁で数万円以上の価格のものも少なくありませんが、2 回に分けて、見開きで複製して、全ページの複製物を作成しても２、３千円程度のコストで済むのであれば、高価格の書籍は購入されなくなるおそれがありますが、洋書の出版社がそれを容認しているとも思われません。

2． 美術館等における美術作品等の利用

Q． 美術の原作品には展示権が働きますが、自由に展示はできないのですか。

A． 美術や写真の原作品について、購入するなどして所有権を取得した者が、その作品を展示することは本来的に想定される行為です。そのため、原作品の所有者やその同意を得た者は、原作品を自由に展示できます(45 条 1 項)。

ただし、原作品が屋外の場所に恒常的に設置された美術の著作物は、下記のとおり、大幅な自由利用が認められることになり、著作権者への影響が大きいことから(46 条)、展示の中でも屋外の場所への恒常的な設置については、所有権者といえども自由ではなく、原則に戻り著作権者の許諾が必要です(45 条 2 項)。

Q． 屋外に恒常的に設置されている美術作品等は自由に利用できるのですか。

A． 原作品が屋外の場所に恒常的に設置されている美術の著作物及び建築の著作物は、権利者の利益を害するおそれのある一定の利用行為を除いて、自由に利用できます(46 条)。

屋外の場所には、**①街路、公園その他一般公衆に開放されている屋外の場所と②建造物の外壁その他一般公衆の見やすい屋外の場所**の２種類があります。

「屋外の場所」の趣旨としては、一般公衆が自由に鑑賞できる状態に置いていることを指すものと捉えられ、例えば、店のショーウィンドウへの展示は、屋外の場所への展示と解することが合理的と思われます。また、屋外とは、日本語としての語義は建物の外を指しますが、近年では地下空間における街作りが広がっていますので、地下街において一般公衆が自由に鑑賞できるようにされている場合には、解

釈によりこの条文の適用の余地があると思われます。

方法を問わず利用できますので、写真撮影や録画、公衆送信、複製物の作成・頒布などの利用ケースが考えられます。また、改変して利用される場合もあり得ますが、同一性保持権との関係は、別途考慮する必要があります。

なお、彫刻を彫刻として増製する場合や、建築の著作物を建築により複製する場合、屋外の場所に恒常的に設置するために複製する場合、専ら美術の著作物の複製物の販売を目的として複製し又はその複製物を販売する場合には、この規定は適用されません。

Q. 美術作品等の展示を行う場合にその作品はどのように利用できますか。

A. 美術作品や写真作品の展示に際して、観覧者用に展示作品の解説・紹介のためのカタログや目録、図録などの**小冊子への展示作品の掲載**は、通常想定され、権利者の利益にも抵触しないことから、許容されています(47 条 1 項)。本条の適用がある場合、変形・翻案も可能です(47 条の 6 第 1 項 3 号)。

資料的情報を掲載した小冊子が想定されており、鑑賞用の豪華本などは該当しません。この小冊子は観覧者に対し有償頒布することもできます。

● **デジタル画像の作成・配信**　美術館等において、観覧者用の展示作品の解説・紹介のために、展示作品の画像及び音声・文字による解説・紹介情報をデジタル化してサーバーに蓄積し、タブレット端末等に配信するサービスが普及しています。

そのため、原作品の展示者は、**展示著作物の解説・紹介を目的として、必要と認められる限度で、当該展示著作物を「上映」し又は「自動公衆送信」を行うことが許容されています**(47 条 2 項)。また、そのために必要な限度での複製、つまりサーバーへの画像データの蓄積等も可能です(47 条 1 項)。

ただし、展示著作物の種類や用途、上映又は自動公衆送信の態様、複製の部数・態様に照らして著作権者の利益を不当に害する場合は、許容されません。例えば、**高精細の画像を展示会場外で利用できるようにすることなどは、許容されない**と解されます。

● **展示作品の広報**　美術や写真の原作品の展示者等は、広報活動として展示著作物の所在情報を公衆に提供するために必要な限度で、当該著作物を複製し、公衆送信を行うことが許容されています(47 条 3 項)。著作権者の利益を不当に害する場合は許容されませんが、**原作品と代替性のない低解像度のサムネイル画像などであれば、権利者の利益と抵触しない**と考えられます。

Q. 美術館等において撮影禁止の掲示がなされていることもありますが、それに反して展示作品を撮影することは、著作権侵害になりますか。

A. その展示作品が保護期間内のものである場合には、私的使用目的の複製などの制限規定の適用がない限り、著作権侵害になります。

また、その展示作品が著作権の保護対象か否かにかかわりなく、また、制限規定の適用の有無にかかわりなく、美術館等には施設管理権があり、当該施設内における入館者の行為を規制することが可能です。

第9章　障害者の学習機会等の確保と著作権

Q．　視覚障害者等が著作物を享受するために、どのような利用が認められていますか。

A． 公表された著作物を**点字により複製**することは、自由に行うことができます(37条1項)。点字化することができる施設や機関は特に限定されておらず、また、営利目的か非営利目的かも問われていません。点字複製をする場合、翻訳して点字で複製することも許容されています(47条の6第1項2号)。点字情報のデジタル化に伴う複製やオンデマンドによる公衆送信も可能です(37条2項)。

次に、公表された視覚的な著作物について、視覚障害者向けの**録音サービス等**のための規定も設けられています(37条3項)。

点字の場合とは異なり、この規定を利用できる主体は、視覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものに限定されています。障害児入所施設や大学等の図書館、国立国会図書館、公立図書館、学校図書館などが定められています(著作権法施行令2条)。

この規定により作成された資料の利用対象者としては、**視覚障害者のほか、ディスレクシア(識字障害、読字障害等)などの発達障害のある者、あるいは肢体不自由のために書籍を保持することや頁をめくることに支障がある者なども含まれます。**

許容される著作物の利用方法としては、「複製」又は「公衆送信」です(翻訳、変形、翻案も可。47条の6第1項4号)。この「公衆送信」には、自動公衆送信のほか、個別の要求に応じて自動的ではない方式により電子メール等で公衆に送信すること(メール送信サービス)も含まれています。

「文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式」による複製や公衆送信が許容されていますが、例えば、小説や絵本などを元に録音図書や拡大図書を作成したり、色を変更した文書・図画にすること、DAISY(Digital Accessible Information SYstem)によるマルチメディア様式の録音図書を作成することなどが幅広く含まれます。

なお、著作権者等により障害者の利用に対応する資料が市販等されている場合には、民業圧迫を避けるため、この制限規定は適用されません。

Q．　視覚障害者等が著作物を享受するために、どのような利用が認められていますか。

A． 聴覚障害者などの学習機会の充実のため、聴覚によりその表現が認識される方式により公衆に提供され、又は提示されている聴覚著作物について、当該聴覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために、字幕などを付加した映像の作成など、必要と認められる限度での複製やネットによる自動公衆送信が許容されています(37条の2)。

この規定を利用できる主体は、聴覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で政令

で定めるものに限定されています(著作権法施行令 2 条の 2)。

必要と認められる限度で、37 条の 2 の各号に規定されている態様で、著作物の複製等(翻訳、翻案も可。47 条の 6 第 1 項 5 号)ができます。

1 号では、**音声情報を字幕化等**することについての複製と、その自動公衆送信が許容されています。つまり、オンデマンド送信サービスにおける音声情報の字幕化等が許容されています。

また、2 号では、貸出の用に供するため、**画像にスーパーインポーズ等を挿入**して、新たに複製物を作成することが許容されています。